

平成30年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成30年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月3日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第77号～議案第102号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第77号及び議案第78号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	21
議案第79号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	21
議案第80号及び議案第81号（質疑，委員会付託省略，表決）	22
議案第82号～議案第89号（質疑，決算特別委員会付託）	23
議案第90号～議案第102号（質疑，委員会付託）	24
新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）	28
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	28
散 会	30
9月18日	
議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定による出席者	31
職務のため出席した事務局職員	32
開 議	33
会議録署名議員の指名	33
一般質問	33
新川床 金 春 議員	33
1. 小中学校のエアコン設置について	
2. 地熱発電事業の諸問題について	

3. 鰻池の水質浄化について	
新宮領 實 議員	51
1. 地熱発電について	
2. 火葬場について	
西 森 三 義 議員	63
1. 農業振興策について	
2. 安心・安全対策について	
3. 唐船峡の繁忙期対応策について	
前之園 正 和 議員	77
1. 指宿市立小中学校の空調整備について	
2. 子ども医療費助成制度の充実について	
3. 「放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例」の制定について	
高 田 チヨ子 議員	91
1. 安心・安全な生活のために	
2. 教育現場の実態について	
3. 健康増進について	
4. 畜産農家の所得向上について	
延 会	103

9月19日

議事日程	104
本日の会議に付した事件	104
出席議員	104
欠席議員	104
地方自治法第121条の規定による出席者	104
職務のため出席した事務局職員	105
開 議	106
会議録署名議員の指名	106
一般質問	106
井 元 伸 明 議員	106
1. 中山間地域の光通信網整備について	
2. 地熱開発について	
吉 村 重 則 議員	117
1. 農業振興について	
2. 地熱開発について	
議案第103号上程	131
提案理由説明	132
議案第103号（質疑，委員会付託）	133

散 会	136
9月28日	
議事日程	137
本日の会議に付した事件	138
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	139
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
議案第90号, 議案第94号及び議案第95号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	140
議案第91号～議案第93号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	141
議案第96号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	143
議案第103号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	152
議案第102号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	157
議案第97号及び議案第98号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	158
議案第99号～議案第101号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	159
審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)	161
閉会中の継続審査について	167
報告第4号, 報告第5号及び議案第104号一括上程	168
提案理由説明	168
報告第4号及び報告第5号 (質疑)	171
議案第104号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	171
意見書案第1号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)	171
閉議及び閉会	172
参考資料	
意見書第1号	173

第 3 回 定 例 会

平成 30 年 9 月議会

平成30年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（9月3日～9月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月3日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第77号～議案第102号一括上程（議案説明） ・議案第77号～議案第79号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第80号及び議案第81号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第82号～議案第89号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第90号～議案第102号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託） ・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
4日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
5日	水	〃	
6日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
7日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
11日	火	〃	
12日	水	〃	
13日	木	〃	
14日	金	〃	
15日	土	〃	
16日	日	〃	
17日	月	〃	
18日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
19日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第103号上程（議案説明，質疑，委員会付託） ・産業建設委員会（本会議終了後） ・文教厚生委員会（本会議終了後）
20日	木	休 会	
21日	金	〃	
22日	土	〃	

第 3 回 定 例 会

平成 30 年 9 月 3 日

(第 1 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成30年9月3日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第77号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第78号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第79号 財産の取得について
- 日程第6 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第82号 平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第83号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第84号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第85号 平成29年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第86号 平成29年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第87号 平成29年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第88号 平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第89号 平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第16 議案第90号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第17 議案第91号 字の区域の変更について
- 日程第18 議案第92号 指宿港内の公有水面埋立てに対する意見について
- 日程第19 議案第93号 指宿港内の公有水面埋立てに対する意見について

- 日程第20 議案第94号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第95号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第96号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 議案第97号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第98号 平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第99号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第100号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第101号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第102号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 新たに受理した陳情上程
- 日程第30 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 坂 元 茂 教 | 2 番議員  | 東 勝 義   |
| 3 番議員  | 西 田 義 哲 | 4 番議員  | 新宮領 實   |
| 5 番議員  | 前 原 五 男 | 6 番議員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番議員  | 齋 藤 佳 代 | 9 番議員  | 東 伸 行   |
| 10 番議員 | 井 元 伸 明 | 11 番議員 | 西 森 三 義 |
| 12 番議員 | 吉 村 重 則 | 13 番議員 | 前之園 正 和 |
| 14 番議員 | 松 下 喜久雄 | 15 番議員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番議員 | 高 田 ちよ子 | 17 番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 18 番議員 | 下川床 泉   | 19 番議員 | 新川床 金 春 |
| 21 番議員 | 福 永 徳 郎 |        |         |

---

1. 欠席議員

8 番議員 恒 吉 太 吾

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|             |         |           |           |
|-------------|---------|-----------|-----------|
| 市 長         | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛     |
| 教 育 長       | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人   |
| 市民生活部長      | 上 田 薫   | 健康福祉部長    | 山 口 保     |
| 産業振興部長      | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 松 澤 敏 秀   |
| 建設部長兼水道事業部長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏   |
| 山川支所長       | 中 村 俊 治 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣   |
| 総務部参与       | 中 村 孝   | 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作   |
| 財 政 課 長     | 坂 元 一 博 | 市 民 課 長   | 上 高 原 明 美 |
| 長寿介護課長      | 増 永 智 美 | 指宿港海岸整備室長 | 山 崎 一 磨   |
| 水 道 課 長     | 黒 岩 道 広 |           |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長   | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成30年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間と決定いたしました。

### △ 議案第77号～議案第102号一括上程

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議案第77号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第28、議案第102号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの26議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、財産の取得に関する案件1件、人事に関する案件2件、決算に関する案件8件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、字の区域の変更に関する案件1件、公有水面埋立に関する案件2件、条例に関する案件2件、補正予算に関する案件7件の計26件であります。

まず、議案第77号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第78号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

議案第77号は、平成30年6月28日をもって、議案第78号は、平成30年7月13日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同上第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第79号、財産の取得についてであります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第80号及び議案第81号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第80号は、開聞地域の現委員であります田中安夫氏は、本年12月31日をもって任期満了になることから、新たに井上修一氏を委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏は、指宿市職員として長きにわたり行政職員として地域住民の福祉向上と地域発展のために努めていただいたところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第81号は、山川地域の現委員であります城戸勝代氏は、本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。同氏には、平成24年10月から山川地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第82号、平成29年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第88号、平成29年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。なお、決算附属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第89号、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、平成29年度未処分利益剰余金9,609万2,188円のうち、4,000万円を減債積立金へ、109万2,188円を利益積立金へ、また、5,500万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第90号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画に事業を追加したいことから、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第91号、字の区域の変更について、であります。本案は、鹿児島県営経営体育成基盤整備事業の土地改良事業の実施に伴い、本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第92号及び議案第93号、指宿港内の公有水面埋立に対する意見について、であります。

両案は、国土交通省九州地方整備局が指宿港内に海岸保全施設用地として埋立承認の出願、並びに指宿市が指宿港内に緑地として埋立免許の出願をすることに伴い、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、鹿児島県知事からの意見徴取に対し回答することについて、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、管理又は監督の地位にある職員に対し、新たに管理職員特別勤務手当を支給するよう所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第95号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、利用者の利便性の向上に資するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第96号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,227万8千円を減額し、予算の総額を259億3,252万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第97号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ373万9千円を追加し、予算の総額を64億7,682万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第98号、平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,207万2千円を追加し、予算の総額を51億490万5千円にしようとするものであります。

次に、議案第99号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ898万5千円を追加し、予算の総額を

5,974万円にしようとするものであります。

次は、議案第100号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,073万6千円を追加し、予算の総額を2億9,123万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ618万6千円を追加し、予算の総額を10億664万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第102号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出から136万8千円を減額し、収益的支出額を6億9,720万2千円に、職員給与費から148万円を減額し、職員給与費額を9,909万8千円に、資本的支出に1,531万3千円を増額し、資本的支出額を10億2,563万1千円にしようとするものであります。

なお、議案第80号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、議案第89号、平成29年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの10議案を除く、16議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第77号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の平成30年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,272万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億2,768万円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費491万円の補正につきましては、農道14か所、林道5か所、水路5か所、公園1か所の法面崩壊や水路閉塞、倒木等の災害が発生し現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。同じく、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,277万2千円の補正につきましては、市道12か所、水路3か所、河川2か所の路肩決壊や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算

で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。同じく、目2現年補助災害復旧費2,439万円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊の災害が発生したことから、災害復旧費を計上したものであります。同じく、項4教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費65万円の補正につきましては、時遊館COCOはしむれが被害を受けたことから、災害復旧費を計上したものであります。なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。款14国庫支出金1,334万円の補正につきましては、土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。款18繰入金2,248万2千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。款21市債690万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。議案第78号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の平成30年度指宿市一般会計補正予算（第4号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,712万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億4,480万5千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節13委託料2万7千円の補正につきましては、川尻高齢者住宅のブロック塀上部除去に係る費用を増額したものであります。同じく、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節13委託料3万8千円の補正につきましては、利永保育所ブロック塀補強に係る費用を増額したものであります。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料81万円の補正につきましては、開聞保健センターブロック塀撤去等に係る費用を増額したものであります。款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、節13委託料51万円の補正につきましては、松原田4号団地ブロック塀撤去等に係る費用を増額したものであります。14ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料743万円の補正につきましては、小学校3か所プールブロック塀撤去等に係る費用を増額したものであります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料831万円の補正につきましては、中学校3か所プールブロック塀撤去等に係る費用を増額したものであります。なお、今回の対象施設及びその状況については、危険ブロック塀の撤去等に係る費用に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金1,712万5千円の補正につきましては

は、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の5ページを御覧ください。議案第79号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である徳光分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,001万7,600円。契約の相手方は、鹿児島県松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。議案第90号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

17ページを御覧ください。過疎計画につきましては毎年度見直しを行い、計画を変更しておりますが、国が示す計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当する事業名、説明を追加する場合は県と協議を行い、議会の議決を経て国へ変更後の計画を提出することになっております。今回、過疎計画に事業名を追加したいことから同計画を変更しようとするものであります。

次は、提出議案の54ページを御覧ください。議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。本案は、人事院規則に準拠して、管理職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。改正内容について御説明申し上げますので、55ページを御覧ください。

第1条は指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる職員については、管理職手当を支給している管理又は監督の地位にある職員と定め、勤務要件については、週休日又は祝日、若しくは年末年始の休日等及び週休日等以外の平日の午前0時から午前5時までの間に、公務の運営等の必要及び災害への対処、その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合と定めようとするものであります。また、当該手当の額については、勤務1回につき6千円を超えない範囲内において規則で定める額としようとするものであります。56ページを御覧ください。

第2条は指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、第1条の指宿市職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、指宿市企業職員に管理職員特別勤務手当を支給するため、当該手当の支給対象職員及び支給対象となる勤

務等について定めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行するものこととしております。

次は、提出議案の57ページを御覧ください。議案第95号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、であります。

本案は、ふれあいプラザなのはな館の利用者の利便性の向上に資するため、屋内ゲートボール場を屋内多目的広場に名称変更しようとするものであります。

58ページを御覧ください。現在の屋内ゲートボール場をゲートボールだけに限らず、多目的に広く利用していただくよう、利用者の利便性向上につなげるものであります。なお、附則につきましては、この条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の59ページを御覧ください。議案第96号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,227万8千円を減額して、歳入歳出予算の総額を259億3,252万7千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは9ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業の追加及び起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、特別職の共済費の減額、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の利率改定に伴う人件費の増減であります。なお、各目の人件費につきましては35ページからの給与費明細書を参考していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要、18ページから21ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、19ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料1,000万円の減額補正につきましては、山川庁舎移転に伴う実施設計について検討委員会の意見・要望等を踏まえ、改修内容を見直し、1階部分の事務室及びトイレ等の改修を含めたことから、業務期間の増加に伴い年度内の完了が見込めなくなったため、委託料を減額するものであります。

20ページを御覧ください。目6財産管理費、節9旅費34万円及び節12役務費300万円の補正

につきましては、ふるさと納税の増額を図るため、本市と業務提携を行っているヴィレッジバンガードと連携し、神奈川県川崎市で行う指宿フェア等でPR活動を行うための旅費及び、本年6月から運用を開始した、楽天Webサイトにて広告掲載をするための費用を増額するものであります。同じく、節13委託料106万円の補正につきましては、国道226号北十町地区歩道整備事業に伴い、柳田小学校に隣接する旧消防本部跡倉庫を解体する必要があることから、設計業務に係る委託料を増額するものです。同じく、目7企画費、節15工事請負費1,167万5千円の補正につきましては、ふれあいプラザのはな館昇降機設備改修に伴う工事請負費を増額するものです。同じく、節19負担金補助及び交付金450万8千円の説明欄にある補助金450万円の補正につきましては、住宅の購入補助及びお試し滞在サポート旅費の補助金について、前年度の同時期実績より増加していることから増額するものです。

23ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目5国民年金事務費、節13委託料107万6千円の補正につきましては、国民年金の制度改正に伴い、産前・産後期間の保険料免除等に係るシステム改修委託料を増額するものです。

24ページを御覧ください。項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節19負担金補助及び交付金4,195万3千円の補正につきましては、開聞保育園の園舎建替えについて、県の保育所緊急整備事業として採択されたことに伴う補助金を増額するものであります。

26ページを御覧ください。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料108万円の補正につきましては、地域特産品であるオクラについて、機能成分評価試験業務に係る委託料を増額するものであります。同じく、目5畜産業費、節19負担金補助及び交付金1,746万円の補正につきましては、畜産クラスター事業補助金の内報に伴う指宿市畜産クラスター協議会への養豚業者の家畜排泄物処理施設整備に係る補助金を増額するものであります。

27ページを御覧ください。項2林業費、目2林業振興費、節13委託料396万3千円の補正につきましては、里山林総合対策事業補助金の内報に伴う松くい虫伐倒駆除等に係る委託料を増額するものであります。同じく、項3水産業費、目2水産業振興費、節19負担金補助及び交付金144万2千円の補正につきましては、県単漁場施設整備事業補助金の内報に伴う山川町漁業協同組合への補助金を増額するものであります。

28ページを御覧ください。款6商工費、項1商工費、目3観光費、節4共済費の説明欄にある社会保険料14万9千円及び節7賃金90万4千円につきましては、指宿駅総合観光案内所において、英語の堪能な人材を観光コンシェルジュとして雇用するための費用を増額するものであります。同じく、節9旅費1千円及び節19負担金補助及び交付金の説明欄にある補助金18万3千円の補正につきましては、指宿温泉及び指宿砂むし温泉の二つのキーワードについて、商工会議所が出願する地域団体商標登録に係る費用を増額するものであります。同じく、節19役務費の説明欄にある通信運搬費5万円、節14使用料及び賃借料8万円及び節18備品購入費21

万6千円の補正につきましては、指宿駅総合観光案内所に対面型多言語翻訳システム機器導入に係る費用を増額するものであります。同じく、節12役務費の説明欄にある手数料4千円と節15工事請負費の700万円及び節19負担金補助及び交付金の説明欄にある負担金28万1千円の補正につきましては、県が行う魅力ある観光地づくり事業として、鰻池駐車場敷地内のトイレ建設に付随する給水管布設に係る費用を増額するものであります。

29ページを御覧ください。目4温泉施設費、節11需用費119万6千円の補正につきましては、砂むし会館砂楽のレジオネラ属菌対策として、塩素消毒した温泉水が均等に行きわたるように、男女浴槽それぞれの配管を修繕するための費用を増額するものであります。

30ページを御覧ください。款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金1,352万6千円の減額補正につきましては、公共下水道事業特別会計における平成29年度決算による繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

31ページを御覧ください。款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節11需用費100万円の補正につきましては、消防ポンプ自動車及び小型ポンプ等の一斉点検において不具合が確認されたため、修繕費を増額するものであります。同じく、節13委託料の説明欄にある投資的委託料74万円の補正につきましては、国道226号北十町地区歩道整備事業に伴う柳田分団車庫の解体工事設計業務に係る委託料を増額するものであります。同じく、節13委託料の説明欄にあるその他委託料60万円の補正につきましては、旧朝日分団車庫施設の消防ホース乾燥柱の解体、撤去に係る委託料を増額するものであります。同じく、目5災害対策費、節15工事請負費137万2千円の補正につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に伴い、防災行政無線屋外拡声子局を移転する必要があることから、工事請負費を増額するものであります。

32ページを御覧ください。款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節18備品購入費43万円の補正につきましては、理科教室設備整備費等補助金の交付内示があったことから、備品購入に係る備品購入費を増額するものであります。項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費89万円の補正につきましては、南指宿中学校空調設備設置に伴い、電気料金の不足が見込まれることから光熱水費を増額するものであります。同じく、目2教育振興費、節18備品購入費77万5千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから、備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

33ページを御覧ください。項6社会教育費、目2公民館費、節13委託料249万円の補正につきましては。指宿・丹波・今和泉の各校区公民館の内部改修工事に伴う設計業務に係る委託料を増額するものであります。同じく、節18備品購入費86万4千円の補正につきましては、今和泉校区公民館講堂の空調設備設置に伴う備品購入費を増額するものであります。

34ページを御覧ください。目7社会教育施設費、節13委託料1億1,810万円の減額補正につきましては、当初予算に計上しておりました指宿市民会館建設に伴う実施設計の年度内の完了が見込めないことから、減額するものであります。同じく、項7保健体育費、目3学校給食

センター費，節13委託料の説明欄にある投資的委託料240万円の補正につきましては，空調設備改修工事設計業務に係る委託料を増額するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，16ページを御覧ください。

款14国庫支出金の合計1,038万8千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る交付金，補助金及び委託金であります。款15県支出金2,287万4千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

17ページを御覧ください。款18繰入金の合計3億6,672万8千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，介護保険特別会計及び各基金からの繰入金であります。款19繰越金3億1,167万5千円の補正につきましては，平成29年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う準繰越金であります。款20諸収入2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

18ページを御覧ください。款21市債9,048万9千円の減額補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山口保）** それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の60ページを御覧ください。

議案第97号，平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の41ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ373万9千円を追加して，歳入歳出予算の総額を64億7,682万1千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，50ページを御覧ください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節13委託料27万円の補正につきましては，平成30年度の国民健康保険制度における都道府県化に伴い，国保情報データベースシステム改修業務委託料を増額するものであります。款8諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目4療養給付費等交付金償還金346万9千円の補正につきましては，平成29年度療養給付費の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金への返納金として支払う償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

次に，歳入について御説明いたします。49ページを御覧ください。

款3県支出金，項1県補助金，目1保険給付費等交付金27万円の補正につきましては，国保情報データベースシステム改修に伴う交付金であります。款5繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金346万9千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として財政調整基金から繰入れをするものであります。

次は、提出議案の61ページを御覧ください。議案第98号、平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の53ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,207万2千円を追加して、歳入歳出予算の総額を51億490万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明いたしますので、62ページを御覧ください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金5,221万6千円の補正につきましては、平成29年度介護給付費等の確定に伴う国・県社会保険診療報酬支払基金への返納金として償還金・利子及び割引料を増額するものであります。款7繰出金、項1一般会計繰出金、目1一般会計繰出金1,985万6千円の補正につきましては、平成29年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金として繰出金を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、61ページを御覧ください。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,109万9千円の補正につきましては、平成29年度介護給付費の確定により、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるものであります。款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金382万2千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として繰入金を増額するものであります。款8繰越金5,715万1千円の補正につきましては、平成29年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（川路潔）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の62ページを御覧ください。

議案第99号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の65ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ898万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,974万円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、74ページを御覧ください。今回の補正予算に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動等に伴う増が426万9千円であります。なお、人件費につきましては、75ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節23償還金・利子及び割引料401万8千円の補正につきましては、温泉配給事業が平成32年度から公営企業会計に移行することから、温泉配給事業所の浴槽等の調査を実施したところ、1事業所の温泉使用料の積算につ

いて過誤が判明したことから還付金及び加算金を計上するものであります。同じく、目2維持管理費、節13委託料69万8千円の補正につきましては、湯之里温泉配給所及び湯之里泉源にある市道に接したブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置する費用を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、73ページを御覧ください。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金898万5千円の増額補正は、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（松澤敏秀）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の18ページを御覧ください。

議案第91号、字の区域の変更について、であります。

本案は、県営経営体育成基盤整備事業（開聞地区）の施工に伴い、土地改良法第89条の2第9項の換地処分を行うに当たり、本市内の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。経営体育成基盤整備事業（開聞地区）につきましては、平成12年に県営事業として採択され、平成13年度から平成28年度にかけてほ場整備工事等を実施し、工事が完成してるところであります。換地処分のため、換地計画の決定について、平成30年8月23日に開催されました権利者会議におきまして議決要件を満たし承認されたことから、現在、県において換地処分の手続を進めてるところであります。なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずることになります。また、参考資料として字区域変更図を配布させていただいておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の44ページを御覧ください。

議案第92号、指宿港内の公有水面埋立に対する意見について、であります。

本案は、国土交通省九州地方整備局から出願のありました指宿港内の公有水面埋立について、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、指宿港港湾管理者の長、三反園訓鹿児島県知事から意見を求められたので、同条第4項の規定に基づき、同意する意見に係る議決を求めようとするものであります。

それでは、出願の主な内容について御説明申し上げますが、埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域に係る位置の詳しい説明につきましては割愛させていただきます。また、参考

資料として埋立区域図を配布させていただいておりますので、御参照ください。

45ページを御覧ください。出願者は国土交通省九州地方整備局であります。埋立区域は、太平次公園基部の指宿市湊4丁目1274番8から山王川左岸の湯の浜5丁目3216番2に至る間の土地並びに土地に接する護岸及び国有海浜地等の地先公有水面で面積は、1万3,340.31㎡であります。埋立に関する工事の施工区域は、太平次公園緑地部の指宿市湊4丁目1274番7から山王川右岸の湯の浜5丁目3726番2に至る間の土地並びに土地に接する道路、護岸及び国有海浜地内並びにその地先公有水面等で、面積は9万1,628.82㎡であります。埋立地の用途といたしましては、海岸保全施設用地として整備し、工事の施工に要する期間は3年3月であります。なお、この海岸保全施設用地の埋立に係る公有水面埋立及び漁業権放棄につきましては、これらの権限を有しております指宿漁業協同組合の総会が本年6月19日に開催され、そこで同意をいただいております。

次は、提出議案の48ページを御覧ください。議案第93号、指宿港内の公有水面埋立に対する意見について、であります。本案は、指宿市から出願のありました指宿港内の公有水面埋立について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、指宿港港湾管理者の長、三反園訓鹿児島県知事から意見を求められたので、同条第4項の規定に基づき同意する意見に係る議決を求めようとするものであります。

それでは、出願の主な内容について御説明申し上げますが、埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域に係る位置の詳しい説明につきましては割愛させていただきます。また、参考資料として埋立区域図を配布させていただいておりますので御参照ください。

49ページを御覧ください。出願者は指宿市であります。埋立区域は、太平次公園基部の指宿市湊4丁目1274番8から山王川左岸の湯の浜5丁目3216番2に至る間の土地並びに土地に接する護岸及び国有海浜地等の地先公有水面で、面積は3万4,588.01㎡であります。なお、本件埋立につきましては、逆瀬川並びに丹波川の2本の河川が流入していることから、埋立区域を3工区に分割しており、1工区8,520.87㎡、2工区4,640.75㎡、3工区2万1,426.39㎡となっております。埋立に関する工事の施工区域につきましては、国の埋立に関する工事の施工区域面積9万1,628.82㎡に含まれており、本件施工区域面積は6万6,776.44㎡であります。埋立地の用途といたしましては、緑地用地として整備し、工事の施工に要する期間は国の工事との関連がありますので、工事着手を免許の日から7月以内、竣工を着手の日から2年9月以内としております。なお、この緑地用地の埋立に係る公有水面埋立及び漁業権放棄につきましては、これらの権限を有しております指宿漁業協同組合の総会が本年6月19日に開催され、そこで同意をいただいております。

次は、提出議案の64ページを御覧ください。議案第101号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の99ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ618万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億664万1千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、108ページを御覧ください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動等に伴う増が330万7千円であります。なお、各目の人件費につきましては、110ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛をさせていただきます。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節23償還金・利子及び割引料174万1千円の補正につきましては、長寿命化工事に伴う有価物売払いに係る国庫支出金生産返納金を増額するものであります。同じく、項2維持管理費、目1汚水処理費、節18備品購入費113万8千円の補正につきましては、指宿市浄水苑の余剰汚泥ポンプ吐出弁を購入するための経費を増額するものであります。款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、今回の補正に伴い財源の組替えを行うものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、107ページを御覧ください。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,352万6千円の減額補正は、今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,541万円の補正は、前年度繰越金が確定しておりますので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。款6諸収入、項2雑入、目1雑入430万2千円の補正につきましては、指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場の長寿命化工事により発生した鉄くず及び銅線くず等の売払い収入について増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（川畑徳廣）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の63ページを御覧ください。

議案第100号、平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の81ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,073万6千円を追加して、歳入歳出の予算の総額を2億9,123万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、92ページを御覧ください。

今回の補正の予算に人件費を計上しております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動等に伴う増が22万2千円であります。なお、人件費につきましては93ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛さ

せていただきます。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節4共済費1万4千円の補正につきましては，月額臨時職員の共済費負担率の変更及び標準報酬月額の設定に伴う共済組合負担金の増であります。節13委託料140万円の補正につきましては，唐船峡そうめん流しトイレ改修工事に伴う工事監理業務を委託するものであります。節15工事請負費3,910万円の補正につきましては，民間側にある男女及び女性専用トイレを多目的トイレに，洋式トイレ等に改修するものであります。

次は，歳入について御説明申し上げますので，91ページを御覧ください。

款4繰入金，項1基金繰入金，目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金23万6千円の補正につきましては，人件費の増に伴い唐船峡そうめん流し整備等基金から繰入れするものであります。款7事業債，項1事業債，目1事業債4,050万円の補正につきましては，今回の唐船峡そうめん流しトイレ改修工事補正予算の財源として公営企業債，観光施設事業債を借入れするものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（黒木六海）** それでは，命によりまして，水道事業部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の65ページを御覧ください。

議案第102号，平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の平成30年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページを御覧ください。

補正の内容は，第2条におきまして，当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち，支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を136万8千円減額し，水道事業費用を6億9,720万2千円に，営業費用を6億5,235万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては，4月1日に行いました定期人事異動等に伴う人件費の減額と小雁渡浄水場拡張に伴う旅費の増額であります。第3条におきまして，当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち，支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を1,531万3千円増額し，資本的支出を10億2,563万1千円に，建設改良費を8億5,597万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては，小雁渡浄水場拡張に伴う委託料等の増額であります。第4条におきまして，小雁渡浄水場急速濾過機築造工事は，不測の事態に備えるため，急速濾過機を1基増設するもので，工事が年度をまたがることから債務負担行為を新たに設定するものであります。第5条におきまして，当初予算第9条に定めた議会の議決を得なければ流用できない経費である職員給与費を148万円減額し，9,909万8千円にしようとするものであります。

なお，2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので，参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時34分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第77号及び議案第78号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。

まず、議案第77号及び議案第78号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第77号及び議案第78号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第78号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号及び議案第78号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第78号の2議案は、承認することに決定いたしました。

**△ 議案第79号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

○議長（福永徳郎） 次に、議案第79号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第80号及び議案第81号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（福永徳郎） 次に、議案第80号及び議案第81号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号及び議案第81号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第80号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第82号～議案第89号(質疑、決算特別委員会付託)

○議長(福永徳郎) 次に、議案第82号から議案第89号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第82号から議案第89号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第89号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま、設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、坂元茂教議員、東勝義議員、前原五男議員、山本敏勝議員、西森三義議員、吉村重則議員、木原繁昭議員、下川床泉議員、新川床金春議員、以上9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 0時07分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に吉村重則議員、副委員長に前

原五男議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分  
再開 午後 1時08分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第90号～議案第102号（質疑、委員会付託）

○議長（福永徳郎） 次に、議案第90号から議案第102号までの13議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 議案第96号、平成30年度指宿市一般会計予算（第5号）についてのうち、ふれあいプラザなのはな館の昇降機設置改修に伴う工事費が1,167万5千円ありますけれども、なのはな館の改修は県が責任を持つてするというふうにこれまで聞いてたんですけど、県が出せなかった理由とか分かったら教えてください。

それと、定住促進対策事業費の申請増に伴う補助金の増、450万円、当初予算は300万円でした。これまで、どれだけの方が来てどのような支出したのか、分かっていたら答弁求めます。

それと、市民会館実施設計業務委託に係る債務負担行為が出てますけれども、実際、なのはな館の設計者とは合意があってスムーズに進んでると思ってたんですけど、なぜ1年間でできなかった、部長答弁が説明ですよ、こういう理由でって言えばそれで良かったんですけど、何も説明がなくて、市民の方からも声が出てるんですけど、詳細に説明を求めます。

○総務部参与（中村孝） まず、ふれあいプラザなのはな館の補修工事の部分でございますけれども、これまでなのはな館の補修工事につきましては、県の交付金の範囲内で実施するという事で県の交付決定を受けて、それから設計事業者へ業務委託を行ったところでございます。その中で、各設備の専門業者等が、実際に建物・設備等を点検して、詳細に補修箇所と工事費の積み上げを行ったところでございます。その中で、県の交付金の範囲内でできない部分、エレベーター棟につきましては、最初、点検等を行う予定でございましたけれども、大規模な補修が必要であるということなどがありまして、まずは交付金の中では、4月のフルオープンに向けて、市民が安全に支障なく利用できる補修工事を最優先したことから、エレベーターにつきましてはこの補修工事の中で対応ができなかったところでございます。

それと、定住促進の対策事業の申請の部分でございますけれども、本市の定住促進事業としては、移住者が本市に住宅を新築又は中古を購入した場合の定住促進交付金、それと、移

住を見据えて本市に視察に訪れ、お試し滞在として旅費補助金と、実際に移住した場合の定住準備金の三つがあるところがございます。6月末の実績でございますけれども、定住助成金につきましては1件の25万円、それと、お試し移住のサポート事業の旅費補助金が16世帯24名の68万5千円、同じく、お試しサポート事業の定住準備金が2世帯3名の15万円となっております、合計で108万5千円ということで、今後の見込み等も見込みまして足りないということで、今回補正をさせていただいたところがございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 市民会館の実施設計の件でございますが、当初、基本設計・実施設計ともに平成30年度中の完成を計画をいたしておりました。しかしながら、よりよい市民会館の建設のための設計業者を選定するための公募型プロポーザル募集要項仕様書等の作成に時間を要したことがまず1点でございます。2点目が、既に第1回目の公募型プロポーザルを実施をいたしました、結果的に不成立となったところございまして、この2点によりまして実施設計部分が31年度にずれ込んだところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 昇降機の問題なんですけど、県の方から貰ったのは2億数千万円だったと思います。そして、4月に整備するとき、使ったのは幾ら使ったのか。そして、今回1,167万5千円ですけど、その金額は県から貰ったお金に残ってなかったのか。要するに、市民の足として大事なエレベーターを付けてくれと、市民の声がたくさんあったと聞いております。それを、今回の定例会で議決されてもでき上るのは12月、1月じゃないかなと思うんですよ。市民が不便をしてるんです。県から貰った費用で賄えなかったのかなと思いますので、その金額をお願いします。

それと、定住促進対策の450万円増額で、総額で750万円になるんですけど、現在で185万円しか使ってなくて、今後どのような事業を進めていく考えがあるのか、今の事業に追加することがあるのかどうかということをお伺いします。

それと、市民会館については、軟弱地盤だったからという、以前から言われてますけど、その調査結果とかっていうのも全然報告ありません。実際、何があってこの計画が遅れているのか。ただ、設計業務遅れた、プロポーザルでって言うけど、実際はあそこの地質調査の結果はどのようになって遅れて、その結果がここに遅れているんじゃないかと危惧しますけど、そこの部分はどうだったのか、お伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** 平成29年に行いました補修工事の内訳については手元に資料がございませんので、時間をいただきたいと思えます。

それとあと、移住の関係でございますけれども、先ほど実績を申し上げました。3月見込みということで、今回の補正の分については定住促進対策事業という形で補正予算の計上をさせてもらっておりまして、その内訳の中で定住促進対策事業、定住促進の分で現在も申請書を交付している人が3世帯ほどあります。それとあと、お試し滞在サポート事業についても、実際、こちらの方に来て相談を受けている方もいらっしゃいますので、それらの方ので

すね、お試しサポート事業につきましても申請が多いということで、移住に関する問い合わせも多いことから、今後も相当数の申請が予想されるということで、今回不足額を予算計上させていただいたところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** ただいま、議員の方から地質調査の件がございましたけども、この地質調査につきましては、基本設計、実施設計の中の実実施設計段階で地質調査をするということになっておりますので、現段階におきましては、地質の状況、そういったものについては把握はできていない、そういった状況でございます。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時25分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○総務部参与（中村孝）** それでは、ふれあいプラザなのはな館の補修工事の予算の執行の関係でございますけれども、県の交付金が2億493万2千円でございます。その内訳につきましては、設計業務委託料が2,160万円。それと、工事管理業務委託料が700万円。それと、本館ほか建築工事で1億3,233万円。それと、空調設備で4,400万2千円でございます。県の交付金を全て執行していることから、残額についてはないところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 以前ですね、県から貰ったお金がもし工事で余ったら積み立てておくということ言われてたんですけど、今回、全額使ったような話ですけど、だったら、県の方に強く言うべきじゃなかったのかなと。市民のお金がなのはな館を譲渡してもらったおかげで出ていくということはいかがなものかなと思うんですけども。やっぱり、県の事業の失敗を指宿市が請け負ってるわけですから、その応分の負担はするということでこれまで来てるわけですよ。なぜ強く言えなかったのかなと思います。市民は県が全て負担してると思ってると思いますよ。そこの答弁をお願いします。

それと、定住促進はるる説明を受けました。1人でも多く移住経験者が来るような、この450万円増額するんだったら広報をしてですよ、フルに使うような予算運営をしていただきたいと思います。できませんか。

それと、市民会館の実施設計は、先ほどプロポーザルをしたけれども駄目だったということでした。プロポーザルの金額は2,586万円と決まってるんですよ。上限というふうに決まっています。この中でできなかったということは、何があったのか、答弁を求めます。

**○総務部参与（中村孝）** 先ほどの補修工事の部分で修正がありましたので、修正をさせていただきます。補修工事の内訳の合計が1億8,333万2千円でございます。そのうち540万円が工事管理費でございます。先ほど700万円と言いましたけれども、540万円ということで、この差につきましては、工事費の方で執行させていただいたということでございます。交付金の関係につきましては、県から剰余を受けた施設につきましては、先ほど言いました県の交付

金で実際補修工事をやりまして、その実績に基づき交付金が交付されることになっております。それとあと、議員の方が基金に積み立ててというようなことがありましたけれども、それにつきましては、県有施設、まだ県の方の県有施設の部分の中でそういう考え方を市の方としては持っているという形で答弁させていただいた経緯があるところでございます。

それとあと、定住促進の部分につきましては、今回、補正予算という形で計上をさせていただいております。今回の予算の部分につきましては、先ほど言いました定住促進事業の交付金という形で予算計上をして執行をしておりますので、今後またほかの事業等で補正が必要な部分については改めて計上するというところでございます。よろしく願いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** プロポーザルが不成立となった理由でございますが、先ほど委託金の金額のお話でしたが、全くこの金額とは関係がございません。プロポーザル要項の中に規定をされておりますが、市がプロポーザルの応募者が1社のみの場合は、プロポーザルを中止するというところでございまして、1回目のプロポーザルにおきましては、1社のみのお応募であったために中止となったところでございます。

**○議長（福永徳郎）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（福永徳郎）** 前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 関連をしますので、通告はありませんでしたけどもお願いいたします。今の市民会館のプロポーザルの件ですが、上限を決めてあるので金額ではないことは分かるわけですが、1社のみだったので不成立となったということでしたが、なぜ1社だけしかなかったのか。いわゆる、私もお願いしたい、私もお願いしたいというふうにならなかったのか、その辺は分析されてるのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 分析をしましたけども、なぜ原因かというところについては分からない状況でございます。

**○13番議員（前之園正和）** 上限額が決められていますので、そこを上回ることは、最初から入り口の段階でできないわけですので、それを超えてくることはないわけですが、実際には市が想定をした工事の内容と業者が想定をする、見積もりする段階での間に相当の開きがあって、この金額ではちょっと無理だということで応じてこないということも考えられるのかなという気がするんですよね。そうだとすれば、何か、例えば、地盤の調査についてはそのあとの問題なので、今の段階では関係ないんだということでしたけれども、業者の方でそこを見越してですね、軟弱だということで、相当の別な費用が掛かるということで金額が折り合わないというふうになって、応募しなかったということは考えられないのかどうか。それも含めてですね、分からなかったじゃなくて、もうちょっと具体化して究明する必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○**教育部長（下吉一宏）** 実際、今言われたことにつきましては分からない状況でございます。  
しかしながら、今、第2回目の公募型プロポーザルを実施してございます。現段階におきまして、3社の応募がございましたので、初回の金額的な問題があつて応募がなかったと、そういった地質の関係があつて応募がなかったと、そういうことではなくて、現に2回目の公募につきましては3社が応募をしていただきましたので、プロポーザルとしては、これから1次審査、2次審査と、そういった形で進んでいくというふうに考えております。

○**議長（福永徳郎）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（福永徳郎）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第96号を除く12議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第96号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情一括上程（委員会付託）

○**議長（福永徳郎）** 次は、日程第29、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情7件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○**議長（福永徳郎）** 次は、日程第30、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得与総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことはできません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず有効投票のうち、候補

者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(福永徳郎) ただいまの出席議員は19人であります。

候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

○議長(福永徳郎) 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(福永徳郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(福永徳郎) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

(投票)

○議長(福永徳郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(福永徳郎) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、松下喜久雄議員、高橋三樹議員、木

原繁昭議員を指名いたします。

開票の立ち合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(福永徳郎) 選挙結果を報告いたします。

投票総数19票, これは先ほどの出席議員に符号いたしております。

そのうち, 有効投票19票, 無効投票0票であります。

有効投票中, 井上勝博議員5票, 森川和美議員1票, 山口たけし議員13票, 以上のとおりであります。

### △ 散 会

○議長(福永徳郎) 以上で, 本日の日程は全て終了いたしました。

本日は, これにて散会いたします。

散会 午後 1時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

# 第 3 回 定 例 会

平成 30 年 9 月 18 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成30年9月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	上田薫	健康福祉部長	山口保
産業振興部長	川路潔	農政部長	松澤敏秀
建設部長兼水道事業部長	黒木六海	教育部長	下吉一宏

山川支所長	中 村 俊 治	開聞支所長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	市長公室長	山 下 浩 二
総務課長	鶴 窪 誠 作	健康・協働のまちづくり課長	谷 口 澄 子
危機管理課長	山 下 秀 一	財政課長	坂 元 一 博
環境政策課長	前 田 安 隆	長寿介護課長	増 永 智 美
地域福祉課長	出 島 雅 彦	健康増進課長	西 浩 孝
商工水産課長	上 田 和 成	農政課長	鴨 崎 一 郎
建設監理課長	大久保 覚	学校整備室長	中 島 裕 一
農業委員会事務局長	富 永 敏 尚	水道課長	黒 岩 道 広

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩 下 勝 美	次長兼議事係長	鮎 川 富 男
主幹兼調査管理係長	木 下 英 城	議事係主査	上 玉 利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） おはようございます。19番、新川床、通告に従い一般質問を行いますが、的確な答弁をしていただきたいと申し上げておきます。

1番目に、小・中学校のエアコン設置について。市内の小・中学校の室温調査を4月から開始し、7月までのデータはいただき、分かりやすく色分けした書類を全議員のタブレットに配信しています。教育委員会には8月分までの室温調査結果があると思いますが、国が示した教室における望ましい温度基準17℃から28℃の範囲を超えた学校が何校あるのか、答弁を求めます。また、児童・生徒の学習環境として不適正であると思いますが、教育委員会として調査結果をどのように捉えたのか、答弁を求めます。

次に、30年の第1回定例会で、学校・保護者や地域が一体となった取組も合わせてお願いしたいと教育長は答弁しています。地域が一体となった取組として署名活動がありますが、地域住民の何割の署名でエアコン設置していただけるのか、教育長に答弁を求めます。

教育委員会の審査過程でエアコン設置の管理は先生にお願いする。温熱環境は温度、相対湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすい。単純に温度だけでは判断しない。そして、節電の部分とか、そういったものも学校と打ち合わせすると答弁いただいております。間違いないか、教育長に答弁を求めます。

教室の室温は国の示した18℃から28℃に設定すべきだと思いますが、指宿庁舎の室温基準は何度から何度になっているのか、総務部長に答弁を求めます。

地熱発電事業の諸問題について。1番目の、地熱シンポジウム in 鹿児島島の基調講演で、九州大学地熱システム工学部部門名誉教授は、バイナリー発電や温泉発電でも熱水は全て還元井から地下に戻す、地下エネルギーの再生可能と講演していました。還元井の必要性をどのように捉えているか、市長の答弁を求めます。

新規温泉掘削地点と隣接既存温泉との距離関係についてですが、山川地区の掘削井の距離は150mと伺っていますが、今回の温泉掘削申請書の井戸の間隔は150m以上あるのか、また、県の許可範囲になっているのか、答弁を求めます。

3番目の泉熱農家組合の陳情書について。平成30年6月27日に議会閉会後に市長公室から接触がありました。その後、数名の職員から組合員の印鑑がないと補助金が交付されないの、事業への同意と押印まで迫られておりますとありますが、間違いはないか市長に答弁を求めます。

4番目、国ではいろいろな自然エネルギーの活用をしていますが、バイオマス発電、水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電の平成29年度の活用状況について、順位と規模について副市長に答弁を求めます。

大題目の3番目の鰻池の水質浄化について。鰻池の水質浄化のため、2月から循環式機器を設置し半年が経過しましたが、透明度は大分改善されているようですが、水質調査の結果はどのように捉えているのか、答弁を求めます。

山川地区の水道水のカビ臭調査は山川庁舎でしてると伺いましたが、区単位でモニタリング調査等実施しているのか、答弁を求めます。

これまでのカビ臭対策で山川地区の水道水のカビ臭はしっかり改善されたのか、答弁を求めます。

3番目の小雁渡浄水場のろ過設備増設を計画ですが、6月議会の最終日の議会懇談会で事業費が大幅に膨れ上がり、あと4億円必要との説明を受けたが、整備内容・規模・予算等についてどのようになっているのか、答弁を求めます。

4番目、循環式機器効果については池田湖で実証済みだが、これまで自然エネルギーを活用した水質改善策等検討した経緯があるのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 先日行われました地熱シンポジウム in 鹿児島、参加して多くのことを学びました。地熱発電と温泉の関係について、学術的な見地からの話も伺うことができました。地熱発電は、発電後の熱水を様々な産業に生かすこと、そしてエネルギーの有効活用が可能であるため、地域の活性化の一助になることも話され、本市として、どのような地熱開発を進めるべきかという観点でも多くの示唆をいただいたところでもあります。それと同時に、地熱が国産のエネルギー資源であること、地熱の地産地消を目的とした開発がどうあるべきかということも、様々な学術的な見地から示唆をいただいたところでございます。それと、本市の地方創生、つまり、総合戦略に掲げてございます、この発電のみならず、地熱、各地域で上手く活用することで、人口減少や過疎化に苦しむ地方の活性化に大きく貢献できるのではないかとというような話も伺ったところでございます。本市の調和のとれた地熱活用協議会においても、熱水利用の検討について御説明しております。熱水の処理についても成

分等を調査・分析したのち、適正に処理する旨、説明をしているところでございます。

学校の環境等については教育長、そしてほかの地熱関係についても担当部長等に答弁をいたさせます。

○副市長（佐藤寛） 議員から御質問いただきました自然エネルギーの活用状況についてでございます。平成28年度、2016年度におけるエネルギー需給実績に基づいて答弁をさせていただきます。平成28年度の電源構成につきましては、化石燃料、石炭・石油・天然ガス等ですけれども、この化石燃料による発電が83.8%、原子力が1.7%、再生可能エネルギーが14.6%となっております。この再生可能エネルギーのうち、水力が7.6%、太陽光が4.4%、風力が0.6%、地熱が0.2%、バイオマスが1.8%となっております。

○教育長（西森廣幸） 市内小・中学校の室温調査結果についてでございますが、特に7月においては、全ての小・中学校において、学校の環境衛生基準である28℃を上回っております。教育委員会としては、望ましい学習環境を整える面から、早急に対応しなければならないと思っております。

○教育部長（下吉一宏） 通告の2番目の学校・保護者や地域が一体となった市民の取組があればエアコンを設置するのか、こういう中で何割あればこのエアコンを設置するのかということでございますが、PTA等の要望活動があった場合の対応はどのようにするのかということだと思いますが、これらの要望につきましては真摯に受け止めなければならないと考えております。エアコンの設置につきましては、全小・中学校の問題でありますので、計画的にその設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それと、通告の3番目、猛暑で児童・生徒に健康被害が出たときの責任者は教育委員会か、学校なのかという中で、南指宿中学校のエアコンの使用の現状の確認ということだったと思いますけれども、南中につきましては、私どもが4月1日に国の方がおおむね望ましい教室の温度、17℃から28℃、それと、それに対するいろんな類似事項がございましたけれども、これを既に学校の方に通知をしてまいっております。それを受けて、南中におきましては、8月中に学校での使用規程というのを設けて、その使用規程に基づいて、この国の基準を念頭におきながら、基準を設けまして、今運用をしている段階でございます。以上です。

○総務部長（有留茂人） 指宿庁舎のこの空調の調整というふうな御質問でございました。指宿庁舎における空調機器につきましては、使用要領というふうなものを設けまして、それに基づき室温が摂氏17℃から摂氏28℃までとなるよう調整を行うようにしているところでございます。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電事業の関係で、新規温泉掘削地と既設温泉との距離関係について御質問がございました。隣接する既存泉源と離隔距離については、県が内規で定めておりまして、地域ごとに定めており、今回の開発地域については150mとお聞きしております。本市の計画の部分につきましては、150m未満でございます。この本市の掘削について

は、通常の温泉掘削とは異なり、特殊なものとなっているところがございます。掘削に当たっては、より条件の厳しい湧出口間において約600mから800m程度、十分な距離を確保するとともに、既存泉源の坑口と傾斜掘削先端部との水平距離についても150m程度の距離は確保することとしております。山川発電所の場合でも傾斜掘削により坑口を集約しております。さらに、市の計画については自然公園法の区域内にあり、景観にも配慮する必要があったことから、坑口を集約しているところがございます。

次に、泉熱農家との接触についての御質問ですが、JOGMECの助成金を申請するに当たりまして、受理要件となっております農家の同意が必要であるとして、その協力を打診するために農家の方に面談を申し入れているところがございます。

○水道事業部長（黒木六海） 山川地区の水道水問題は改善されているのかという御質問でございます。本年7月からの採水においてジェオスミンが検出されておりますが、去年と比較しますと、今年は低い数値で推移している状況でございます。しかしながら、昨年は8月以降、急激に濃度が上昇した状況もございましたので、引き続き濃度に注意してまいりたいと考えております。

次に、モニタリングなどの聞き取りを行っているのかという御質問ですが、聞き取りにつきましては、山川庁舎における臭気の検査にあわせて、山川地区在住の職員に臭いの状況の聞き取りを行うほか、各地域の水道水を直接確認して回るなど、状況の把握に努めているところでございます。今後も、検査はもとより、聞き取りを行うなど、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、小雁渡浄水場の今後の整備内容と予算についての御質問でございますが、現在、鰻池の水質改善に向けた業務を行っておりますが、今後、鰻池の水質が大幅に改善されるようであれば、早急な浄水施設の確保は不要であると思われれます。一方、水質が改善されない場合、浄水施設を建設する必要があると考えております。施設の規模につきましては、原水のジェオスミン濃度や原因物質により処理方法が変わってまいります。また、小雁渡浄水場では、1日当たり約5,700tの水質浄化が必要であり、処理規模が大きくなることから多額の費用が必要になってくることが想定されます。

○市民生活部長（上田薫） 鰻池の水質調査結果をどのように捉えているかということですが、鰻池の水は生活用水等に利用されている地域の大切な水資源であることから、その水質を保全し、良好な状態で将来に引き継いでいくことは、極めて重要な課題であると認識しているところがございます。水質につきましては、これまで鹿児島県が年6回、奇数月に水質測定を行っておりますけれども、市においても、鰻池の水質改善策を作成するための基礎データを収集するために、本年5月以降、県と同一の地点などで15項目の測定を行っているところがございます。測定結果につきましては、基準値を満足しない項目は幾つかございますけれども、昨年と比較すると、おおむね望ましい数値を示しているところがございます。ま

た、カビ臭の原因物質でありますジェオスミンの数値につきましても、昨年と比較すると改善されているところでございます。

それから、自然エネルギーを活用した水質改善は検討できないかということでの、これまでどういう対策を取ってきたかということですが、本市の、取り分け山川地域の大切な水源である鰻池につきましては、昭和40年代後半に淡水の赤潮が発生するなどしていたが、放牧の排水や生活排水が直接入り込まないように水質保全のための対策を行い、昭和58年以降は、環境基準を維持しているところでございます。しかしながら、平成29年8月頃から、鰻池を水源とする水道水にカビ臭が発生したことから、将来にわたる鰻池の水質保全に向けて、現状を詳細に調査し、カビ臭の発生原因、仕組みを明らかにするとともに、水質浄化施設の設置を含めた水質改善の方策を調査してきているところでございます。このような中、故障等における水質調査及び水質改善対策において実績を有するところに、鰻池の水質改善と、将来にわたる水質保全の手法を提案させているところでございます。その関係で、アクアファインというプロペラ式浄水装置を設置しているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 小・中学校のエアコン設置について伺います。全ての小・中学校で普通教室の温度は30℃を超えているという答弁をいただきましたが、今回、どのような対策をされたのか、お伺いします。

○教育部長（下吉一宏） 今年のものすごい猛暑の状況の中で、教育委員会といたしましては、8回ほど文書も出しておりますし、また、校長会・教頭会、4回、熱中症予防に対する指導、そういったものを行っております。学校におきましては、扇風機の有効活用、窓を開けたり、それと水筒を持って来たり、水分を取らせたり、各学校におきまして、できるだけ予防対策を行っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 私の母校では扇風機が2台まわったと。それじゃ足りないということをお子孫たちが言っていました。やっぱり、17℃から28℃が望ましい室温ということで国が決めたわけですから、それなりの対応ですね、エアコンができるまでは扇風機を各教室に1台増やすとかやったのかなと思ってたら、6室ある中で2部屋しかないんだよ。どこで使ったのか分かりませんが、あとの4教室は足りなかったということですが、実際、魚見小学校は2機でしたけど、ほかの学校は何機ずつであったのか、それで対応ができたのか、教育長に答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 今回の猛暑がございましたので、急遽、大型の扇風機を40台購入しまして、各学校から要望をいただきまして、その要望に応じて、その40台を配布した経緯がございます。

○19番議員（新川床金春） 次に入ります。学校・保護者や地域が一体となった取組が必要で、すよと言われたので、仮に、2千人の地域で、何名の署名があれば設置していただけるのか。大変失礼なことを言うかもしれませんが。サッカー場や地熱の恵み事業のときにはです

ね、署名活動があり、7千人の署名活動、そして地熱の時には33%、150人の同意が、会場に来た人間の150人の同意で市民の大まかな同意は得たとなっています。このような統計の取り方をしているんですけど、何名でできるのか、教育長、教育長が答弁したことなので、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 何割、何名の署名があればということでございますが、今回の空調の関係につきましては、これは、先ほども申し上げましたが、全市的な問題でございますので、既に来年度、設置またはレンタルによるエアコンの設置を、もう計画として方針を定めました。ですから、来年度におきましては、全ての普通教室においては、国の望ましい基準、それに対応した取組をしていくということで、直接の答弁になりませんが、エアコン問題につきましては既にそういった形で、署名の前にですね、今回の猛暑の状況等を踏まえて、そういう計画を立てているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 9月7日の委員会では4校ということでした。全てとは言ってません。要するに、委員会の時に4校、どことは言えないということでしたけど、今は全てということで、一般質問に合わせたのかなと思いますけど、大変うれしいことです。29年にできないわけですから、30年度の夏にはできるように早急に取り組んでいただきたいと思えます。

○教育部長（下吉一宏） 4校と申し上げましたのは、固定式を設置するのは4校、あとの学校につきましては、レンタルによる、リースによって対応するというので、手法としては二つの手法で対応してくと、そういうことでございますので、委員会におきましても、そういった旨の説明をさせていただいたつもりでございますが、私どもの説明が不足であったようでございますが、要は、とにかく、全ての学校を何らかの形で対応してくということ、今計画をいたしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） それでは、全てが冷暖房完備のエアコンであると思いますが、間違いないか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 来年度の内容に入りましたけど、ちょっと詳細を申し上げますけども、本年度、明日、設計の補正ということで追加上程をさせていただくようになっております。そこにつきましては4校、あとの南中除いて十何校ありますかね、ほかの学校につきましてはエアコンを設置するというので、固定式につきましては、もちろん冷暖房、リースにつきましては、現段階の計画といたしましては、夏場を乗り切る、そういったリースの期間で計画をいたしております。

○19番議員（新川床金春） それではですね、魚見小学校は魚見岳を抱えてる関係で、朝日が当たるまでですね、冬場は17℃を切るんですよ。そのようなのは、池田小学校とか、いろんなところもあると思います。それはしっかり把握して、校長先生・保護者なんかには聴いて対応していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 子供の教育のみならず市民の、つまり、子供たちの健康という観点で様々な協議を進めております。私もこの夏休み、幾つかの学校を回りましたし、そして子供たちの健康を保持し、快適に学習する上で望ましい学校環境となるように検討するよう教育委員会には指示をいたしました。何人の方が、何%の方が署名をし、教育委員会に申し入れたらいいのかという観点で判断すべきものではないと思っております。やはり、子供たちの健康という、学習環境という点を中心にしながら、既に本市においては、各学校の状況に応じて、来夏、つまり、来年の春には設置するように、その設置形態は様々だろうと思っておりますけれども、計画をしているので、私の方で答弁をさせていただきました。

○19番議員（新川床金春） それでは、設置していただくのは嬉しいんですが、庁舎の室温は17℃から28℃でした。委員会ではですね、温度に個人差があるから、そして、節電のためということでした。大人は17℃から28℃です。そして、国の決めたのも17℃から28℃なんです。その温度になったら即スイッチを入れるということが大切だと思いますが、どうでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 国の示している、おおむね望ましい基準というのが17℃から28℃でございますので、その温度になるようなということで対応してまいりたいと考えております。

○19番議員（新川床金春） ただ、節電を言ってたんですよね。ですから、節電をしないで済むように各小学校にですよ、自然エネルギーの対応ということで太陽光発電があります。太陽光発電は1年間稼働しますが、夏場、冬場、使った場合に電気代を太陽光発電で賄えると思いますが、太陽光発電を活用する。指宿市は、地熱発電という自然を、エネルギーを活用することを目標にしています。太陽光も必要だと思いますがどうでしょうか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 確かに、太陽光の活用というのは、非常に有意義なことではなかろうかというふうに思っているところでございます。現在におきましては、北中と丹波の方で10kwの太陽光を設置しておりまして、多いところで10%前後の削減というのでございまして、今後、検討するに値するのかなという感じは受けております。

○19番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、地熱発電事業の諸問題について伺います。地熱シンポジウムで講演された方は、指宿の温泉活用審議会のメンバーではないのか、市長公室長に答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） シンポジウムで講演をされた糸井先生については、本市の協議会の委員でございます。

○19番議員（新川床金春） 先生はバイナリー発電、温泉発電も還元するということを言いましたが、この先生は還元井のことを審議会の中で言ってませんか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 協議会の中では、本市の事業計画について、九州電力も含めた協議会

の中のヒアリングの中では、ちゃんとうちの場合は、還元井は2次利用を利用しているので、還元井については、現在のところは計画をしていないという形で、計画としては、先生の方にもちゃんと説明をしてございます。

○19番議員（新川床金春） シンポジウムのパネリスト数名が最初にしっかり情報を市民に開示し、市民と時間をかけて協議することが必要である。早急に急ぐとまずいと話されましたが、新聞でも指宿の方がいろいろと載ってました。あれを見てどのように捉えたか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電につきましては、汲み上げた熱水を発電に利用することを目的とした発電ということで、発電後の熱水については、自主的に還元井へ戻されているようです。講演会の中でもこの還元井の話があったところでございます。本市の場合につきましては、熱水の2次利用を計画しているため、温泉発電としておりまして、本市の調和のとれた地熱活用計画においても熱水利用の件については説明をしておりますので、熱水の処理についても成分等を調査・分析した後に、適正に処理する旨を説明しているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 次に入ります。時間の都合で泉熱農家の陳情書についてから入ります。市民の誰もが市政などについて意見や要望ができるのは請願や陳情であります。総務水道委員会では、陳情者の切実な声に耳を傾けていただけなかったことは、開かれた議会を目指す指宿議会として大変残念でなりません。先ほど、陳情者が言いましたようにですね、市の職員から同意を迫られたということでしたが、誰の指示でどのような言動を行ったのか、山下市長公室長に答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 農家との接触についてでございますけれども、ここでちょっと経緯を説明しておきたいと思っております。6月の27日に最終本会議で掘削の予算が可決をされたことから、組合長の方へ面談を申し入れているところでございます。その際、公文書での申し入れを求められたことから、4農家への同意をもらうための公文書を29日に送付をしております。それと、7月17日に組合長の方と当方のプロジェクトの意義について電話で話をしているところでございます。そのような中で、7月17日に組合員の1人の方と面談をしたことに対して、もう1人の組合の方がかなり立腹しているということで、組合長から連絡があり、7月19日に組合長の方へ当方から、今回の承諾の件で、JOGMECの助成金の受理条件になっていること、それとあと、モニタリングの助成金で同意が必要であるという、この2点についてですね、協力がもらえないかという形で組合の方に打診をしているところでございます。そのような経緯で農家との接触と言いますか、面談を申し入れているところでございます。

○19番議員（新川床金春） すいません、モニターをお願いします。陳情書に平成28年6月より、去る平成30年6月27日、6月議会閉会后まで、約2年振りに市長公室より接触がありまし

たと。2年間、何もしてないんですよ。その後、組合の印鑑がないと補助金が交付されない
ので事業の同意と押印まで迫られております。このような屈辱的な、かつ脅し的な行為に対
してあります。ですから、接触した職員にちょっとお尋ねをしたいんですが、この文言よ
りも違うことがあったのかどうか、答弁を市長公室長に求めます。

○総務部参与（中村孝） 今、議員の方が屈辱的であるとか、脅し的な行為でという形での御発言
がありました。その判断をしている根拠について、何をもってそのように思われているの
か、我々には分からないところでございます。今回の陳情書を見て、そのように思われたの
か、あるいは陳情者と直接会ってそのような内容を聞いたのか、一方的な情報でなく、市の
情報も確認すべきであると思っているところでございます。その情報を正しく判断してもら
いたいと思いますので、先ほどの経緯の続きについてちょっとお話をさせていただきたいと
思います。7月20日に組合長の方から当方に電話がありまして、協力するに当たっては何か
しらの市又は九電が組合に対して実施することを確約してもらいたい。九州電力は大企業で
資金的にも余裕があるはずだ。更なる蒸気供給をするための施設整備をするといった確約書
的なものがほしいということでありました。これに対しまして、当方の職員については、市
ではこれまでの議会答弁と同様に、4農家以外であっても、市の開発によって起因する影響
が発生した場合は、誠意をもって対応するといった文書は出せますと。4農家と九州電力が
蒸気供給に当たって覚書を締結しているが、この覚書では、発電に影響のない範囲で蒸気を
提供するとあるので、その範囲を超える内容のものを交わすことはできないと言っておりま
す。万が一、何かあった場合についても、インフラも整備されていることから、迅速に対応
することができるということで、組合長の方に答弁をしております。そのときに、組合長が
誠意を持って対応するというのが何をするのか、それを明言してほしいということござい
ました。これに対しまして、当方がそもそも農家の方は、国の事業で約1億円掛けて蒸気供
給のインフラ整備をしており、他者と比較してもバックアップ体制はしっかりとしたものにな
っているはずだという形で説明をしており、この部分が平行線を辿って、この場では終了
をしているところでございます。それとまた、7月23日には組合長に再度組合が協力できる
か確認を当方から行ったところ、何かしてくれないと対応できない旨であった。これまでと
同様、市が対応する場合、4農家だけでなく周辺の利害関係者と同様の取り扱いしかでき
ず、市としての調査に起因して源泉に影響があった場合は、誠意をもって対応する旨の文章
は出せるが、それ以上のものは出せない。また、九電においても従来締結している覚書にお
いて発電に支障のない範囲で蒸気を提供するとあり、この覚書を否定するような書き物は結
ぶことができないということで、これを踏まえ、4農家の方が協力できるかどうか、再度検
討してほしいという形をお願いをしております。そして、8月1日に組合の方へ電話をしても
不在。8月6日にまた電話をしても不在ということで、これ以降は連絡がなくて、8月22日の
陳情書が議長の方に出されたというのが経緯でございます。このような経緯の中で職員は対

応しているところであり、このやり取りを行ったので、決して高圧的な態度を取った事実はなかったと考えているとのことでもあります。しかしながら、農家の方がそのように思われたのなら申し訳なく思っているということでございます。

○19番議員（新川床金春） この陳情の中にも2年間何も接触はなかったということです。実際、地熱発電を進めたいんだったら、この農家に真摯に対応しておくべきだったと思います。要するに、地熱発電を再開するという事も知らない。この陳情者はですね、国の事業でやったと言われましたけれども、温泉熱を利用しませんかと九電からあって、そういうのが使えるんですかと市に相談してきたんですよ。ですから、自分たちは知らないことが九電の方から誘い水があって契約したんじゃないかなと、憶測ですけど思います。そして、この人たちは九電と契約しているわけですよ。山川の地熱発電とは関係ないので、しっかりと情報を出してくださいというのがこれまでであったと思いますが、どうでしょうか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 農家の方と2年間、連絡を取ってない部分につきましては、本市の方が28年の10月ですね、事業を凍結しておりましたので、議会のそういう判断というのも尊重をする意味で、農家との方との接触はしてなかったところでございます。そして、今年の6月に掘削予算が可決をされたことから、農家の方に面談を申し入れたというのが事実でございます。それと、先ほど泉熱農家の補助事業のことについての、行政側の方からあったんじゃないかということでございますけれども、我々の市の面接記録によりますと、平成25年6月19日に農家から農政課へ山川発電所の熱水利用について、山川発電所と2年前から話をしているがそれが進まないという連絡があったところでございます。農政課は、この相談を受け山川発電所に進捗状況を確認しているようでございます。また、平成25年7月には、農家から九電に対して要望書も提出されているところですが、さらに、農家が国の地熱開発理解促進事業を使って受けた補助金の申請書類にも要望があった旨、記載されているところでございます。農家の要望に基づき実施した補助事業であると考えているところでございます。それと、地熱開発理解促進事業の支援補助金についてでございますけれども、今回、陳情者である山川フラワーランド組合は、九州電力に余剰熱供給の要望書を出して、平成25年度から26年度に国の地熱開発理解促進事業補助金を活用して、九州電力山川地熱発電所から地熱発電蒸気の無償提供を受けており、自社の園芸ハウスの空調熱源としての熱供給施設を設置している4泉熱農家であります。この補助金は、地熱資源開発への理解促進に資する事業に要する経費を補助することにより、地熱資源開発地域、あるいは既設発電所立地地域における地域住民への開発に対する理解を促進し、もって地熱資源開発の推進に資することを目的として活用できるもので、当然、この4泉熱農家については、この目的を十分理解した上で、山川フラワーランド組合を結成し、事業を実施していることが前提となっており、他の誰よりも地熱開発に理解を示していると認識しているところでございます。それと、市立ち合いの

下で、九州電力と当組合が契約を締結しているところがございます。平成27年1月から運用開始しているところであり、本来の趣旨に沿っていないとすれば、道義的にどうなのか心配しているところであり、この事業で地熱資源を提供した九州電力や間に入った市にも実際には理解が得られなかったということでは、その影響があるものと思っているところがございます。

○19番議員（新川床金春） 縷々説明ありがとうございます。それでは、その蒸気のですよ、その泉熱農家に設置してから、毎年どのぐらい送られているのか。聞いたところでは、今は全然来てないということですよ。ですから、契約はしたけれども、その熱の供給がないので、自分たちで井戸を掘ったりとか、いろいろしているということを知っているんですけど、逆に、契約をしたけれども履行されていないような話も聞いたことがあります。そのことは農政課とか知っている方がいたら答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 我々が今ここに持っている情報の中では、九州電力は、4泉熱農家には蒸気を供給しているということで、今も継続しているという形で認識しているところがございます。

○19番議員（新川床金春） その件についてはまた調べますけど、貰っている会社もあれば貰っていない会社もあるということで、4日前に確認しております。

2年前に同組合にですね、陳情書の取り下げ依頼があったんですよ。そのときも、恫喝だったんです。要するに、陳情書を取り下げないと、補助金の問題を盾に取り下げなさいということがありました。今回もそのようなことがあったと伺っております。前回は、副市長がしっかりとその担当職員に指導をしたということで伺っていますが、今回、市民が屈辱的、脅しの行為と取ったことは、通常、利害関係者ですので、一般ではどう言うのか、総務部長、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） その言葉のやり取りというふうなものであろうかと思えます。今、参与の方からもありましたとおり、その職員についてはしっかりと説明をし、その事業内容等について相手方に説明をしたと。それについて、農家の方がそのように取られたというふうなことであれば、これは申し訳ないというふうなことになるかと思えます。

○19番議員（新川床金春） 脅しの行為を受けたということ、これはどういうふうに取りられるのかということですか。

○総務部長（有留茂人） 脅し的に取られたというふうなことですけども、それはまたそのそれぞれの捉え方だろうと思えます。公務員としてその市民の方に誠実に説明をし、納得をしていただくというふうなことが大事であろうと思えます。議員の方は、その処分というふうなことでの伺いだろうかと思えますけれども、職員を懲戒処分とする場合は、その対象となった職員の行為が地方公務員法の第29条に該当する非違行為であるかどうかというふうな判断であろうかと思えますが、今回の場合についても、その公務員法の第29条には抵触しない

と私どもは思っております、判断をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 平成27年度からモニタリングをしている業者は利害関係者だと思いますが、どうなのか。利害関係者でよろしいのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 市の開発が周辺の地熱事業者及び温泉事業者に万一影響が生じる場合は、いずれにおいても、まずは開発により近い泉源に影響が出ることを踏まえまして、今回、JOGMECに対しまして助成金の申請をする中で、その調整の中において、市として改めて利害関係者を整理しなさいというような、言えば、整理をするようにですね、受理要件となっているのでということでございましたので、市としましては、利害関係者を開発地に対しまして、より近い近傍に位置する泉源を所有する事業者を対象、これを利害関係者として整理をしたところでございます。よって、農家については、今回は同意の必要はないということでございます。

○19番議員（新川床金春） モニターをお願いします。平成30年6月29日、公文書で地熱の恵み活用プロジェクトにおける地熱調査についてということで、6月29日までお願いしているんですよ。そして、この人たちは2年間も何も説明がなくて、急に地熱発電をすることになったから同意してくれって言われたんですよ。ですから、このやり方が2年前からも、しっかりとした説明をしてくださいということが欠如しているんですよ。そして、今後の地熱調査及びモニタリング調査を実施するに当たり、引き続き調査の御協力をお願いとありますよ。実際、説明はなくて、逆にJOGMECに相談したら、今まで利害関係者だったのものをですよ、排除しなさいという、JOGMECがそのような指示をしたと委員会でも言っていましたけど、JOGMECの指示なのか答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 総務水道委員会で発言した内容についてでございますけれども、JOGMECとの助成金の申請の中で、調整をする中で、利害関係者が受理要件となっているので、今回、指宿市についても利害関係者をちゃんと整理するよということでのJOGMECからの指導と言いますか、そういう指摘でございましたので、うちとしましては、市の方で一番開発地に近い泉源者を利害関係者とするという形で整理をしたということでございます。

○19番議員（新川床金春） その地熱の同意を求めるのに、今回の山川の事業をする九電も同意者になってますよね。利害関係がある方に、要するに、なぜ九電の同意を、九電がする事業ですよ。それになぜ九電を入れたのか。そして、この利害関係者として泉熱組合を除去するときに、電話でですね、もう1か月待ちました。もう私たちは次の手を取りますということで、あなたたちの同意がなければという電話があったとっております。その職員は、先ほど言いました、2年前に陳情の取り下げをした職員であります。そのことに間違いはないか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今回、JOGMECとの助成金の申請に当たりまして、JOGMEC

と調整をする中において、市における利害関係者の整理という項目がございます。その中で、利害関係者というものについては行政区の区分、それと地熱事業者の区分、それと温泉事業者の区分というのがありますので、地熱事業者については、近隣にある山川地熱発電所という形で山川発電所を入れているところがございます。それとあと、職員の部分でございますけれども、実際、そのようは発言をしたかどうかは我々は分かりませんが、我々とすれば、その農家の方に、当初モニタリングの関係もありまして、同意が必要という形の中で連絡をさせておりましたけれども、JOGMECと調整をする中において、利害関係者の整理をしていったわけでございますけれども、その中で、近接にある泉熱業者という形で整理をしましたので、現在の農家の方については利害関係者ではなくなったということがございます。

○19番議員（新川床金春） 今まで聞いてびっくりするのが、行政が一方的にやっているんですよ。お願いしますということを、6月29日に文書を出し、そして、言うことを聞かなければ利害関係者から外すと、これは正に今テレビで報道されている日本体操協会よりも酷い行動だと思います。実際、2年間利害関係者に何も相談もなく、どうしますかとかいろんなこともなく、6月27日に電話し、29日に文書を出して、そして1か月経ったら、あなたたちは利害関係者じゃない。こんなことがあってよろしいんですか、市長。答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 冷静に一般質問はしていただきたいと思います。的確に答えます。このヘルシーランドの地熱発電所の考えというのを、まず、議員もお分かりだろうと思います。そもそも、指宿には地熱発電は必要ないので計画を撤回すべきという考え方で、今回、議員が質問しているのか、又は住民や関係者へのコンセンサスを得るために説明を今後続けてほしいという意味で言っているのか、地熱資源の有効性を検証するための、いわば試掘を行いデータを集め、その検証をしないと、私たちはこの同意等については得られない、同意はしないという意味なのか、私は、今種々やり取りを行っている中で、何を問題として一般質問しているのか、なかなか理解に苦しむところがあります。やはり、恐喝的だったとか、いろいろ申されましたけれども、それは言葉上で、どういう言葉が恐喝的な意味として捉えたのか、そして、その恐喝的な言葉に憤慨をして語調を強めて一般質問しておりますけれども、その過程、理由、その場面というのがなかなか想像するに難しいところがあります。つまり、この組合の方々とはなぜ2年間も、それは当然だろうと思います。凍結している中で説明をしたら、また議員自ら、なぜ凍結をしてるのに説明に回るのかとか、その場面場面に応じて、つまり、その立場により都合のいいような解釈をしてもらっては困るわけでありませう。そういう意味で、担当を含めて慎重に、しかも理解を得るような努力をしてきた、これが今議員の質問に対する私の的確な答弁と捉えていただきたいと思います。

○19番議員（新川床金春） ありがとうございます。加害者、被害者がいるんですよ。言った人が加害者ですよ、言われた人は被害者なんです。被害者が思った瞬間に、そのようにパ

ワハラとなるんです。これがパワハラに明記されてますけど、間違いないか総務部長、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 加害者、被害者という立場での、いわゆる話し合いの中で、私は加害者、つまり、それは考え方だろうと思います。言葉によっても、その場によっても、自分の事業内容に支障があるかどうかを含めて、加害者意識があるのか、被害者意識があるのか、議員はそれを加害者、被害者という二者択一の観点で述べておりますけれども、その経緯というのは慎重に精査しながら判断をすべきだと思います。

○19番議員（新川床金春） 利害関係者の排除行為をJOGMECが相談の中で、この人たちはもうのけなさいと言って行政が調整したという答弁がありました。正に利害関係者を排除するのをJOGMECが指導したんじゃないかなと私は思っております。

次に入ります。県から私は公文書を開示してもらいました。その中に、1番掘削許可申請の掘削井戸と、2番掘削井戸の距離がですね、5mから8mしかないんです。しかし、別な人が開示請求した書類には、地上における掘削地点が150mですよと明記した公文書をいただきました。ですから、指宿市の取り方がそうであっても、県の取り方は、地上における掘削地点ですよとなっております。そのことについて答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 先ほどの質問の中でありました中で、私が経緯の中で、6月29日に公文書を送付したと発言をしましたが、これは手渡しをしたものでございます。

それと、先ほど職員が農家の方に1か月も経ちましたというような発言をしたということでありましたけれども、それについては、職員の方には言っていないということでございます。

それとあと、先ほどJOGMECの方がその農家の部分について、排除というような発言がございましたけれども、これにつきましては、先ほども説明をしておりますとおり、利害関係者のことが受理条件になっているということございまして、市の方で利害関係者を整理するよということございまして、排除するよということではなかったということでございます。

それとあと、先ほどの御質問でもありましたけれども、地上で150mの距離の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほども言いましたけれども、本市の掘削は通常掘削とは異なり、特殊なものになっているということで、掘削に当たっては、より条件の厳しい湧出口間においては約600mから800m程度、十分距離を離しているということ。それとあと、構造試錐井の掘削に当たっては事前に地表調査を実施し、その地下構造から、地下500m付近に水を通しにくいキャップロックが存在をしております、ヘルシーランド周辺の既存泉源は、その上にある既存帯水層を利用しており、市の採取箇所は、キャップロックの下となる地下1,500m付近の地熱貯留槽を利用することとしており、キャップロックで隔てられていることを裏付けるものとして、温泉のCL濃度とアルカリ比濃度から求めたエンタル

ピーが明らかなエネルギーの違いが交じり合っていないことが確認されており、既存泉源への影響は考えにくい、また、事前調査により、地下構造も把握したモニタリングも実施しながら、周辺温泉に影響のない開発を行うということで、県の方は、そういうものをもって許可の判断をされたということで聞いていただいております。

○19番議員（新川床金春） 実際、県の公文書は地上ってなっています。だから、解釈の仕方だと思います。しかし、私は、指宿市の書類が県に行って、県がこうしているので、その部分は、また今度調べていきたいと思いますが、次にですね、平成28年4月11日開催された温泉利活用協議会の問題なんですけど、実際、3本掘ると莫大な量になるが、環境汚染を考えていないのかという委員の質問に対し、事業者の答弁はどのようなことがあったのか、求めます。

○総務部参与（中村孝） ただいまの質問については調査に時間を要しますので、対応をお願いしたいと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○総務部参与（中村孝） 先ほどの質問の中で、恐らく、私が持っている資料の中での部分でございますけれども、事業者の答弁の部分でございますけれども、3本使うことにしているが浴用にどれぐらい使うか分かりませんし、もしかしたら農業に使うかもしれない。3本の部分も合わせて農業、観光に使っていききたい。3本で熱水が大量に出たとき、周辺への影響にどう対応をしていくのかという点については、熱水が大量で海にばしゃばしゃと流したら環境汚染につながりましたということでは、審議員の皆さんに納得していただけないと思いますということで、現時点では、全部還元するということは、お湯は有効利用したいということとありますので、全部戻すということは申し上げられませんが、事業計画全体の中で、今回の調査結果と併せてお示しすることになるという形で事業者の方は言っているところでございます。

○19番議員（新川床金春） すいません、モニターをお願いいたします。それでは、開示請求した書類の中にですね、面白いのがあったんですよ。びっくりします。排水計画及び還元の設計計画。熱水については、既存のヘルシーランド保養館やたまたま箱温泉と同様に浴用と利用し、既存の側溝に排出するため、還元井は設けない。蒸気については、発電に利用したその後、一部大気へ拡散し、一部はヘルシーランド内側溝へ排出。これは3月31日付ですけれども、県の職員には4月12日、温泉審議会が行われた翌日に県の職員に渡した書類がこのように書いてありますが、これに間違いはないか答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 平成28年3月31日に申請をした掘削申請の部分でございますけれども

も、本市の地熱の恵み活用プロジェクトでは、熱水の2次利用について、新しい施設や既存の露天風呂、ヘルシーランド等での活用を検討していたことから、同申請書には、仮に、熱水を2次利用する場合には既設の施設で排出することになり、その場合、還元井を設けないという意味で申請をしたものでございます。これにつきましては、申請の段階では、このような申請をしておりますけれども、先ほどからも言っておりますけれども、本市の計画については、熱水の成分などを確認した上、周辺への影響がないように対応するというようにしておりますので、還元井を設けないということを限定しているわけではないところでございます。

○19番議員（新川床金春） 続いてはですね、委員会の中で、市の今回使う100Φの口径は九電の施設よりも小さくて、環境汚染を起こすことはありませんということでした。指宿市の現在の温泉掘削の口径は85Φじゃないんですか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 今回、指宿市で計画しております口径については、約100mmでございます。

○19番議員（新川床金春） 仮に、3本掘った場合、この吐出量がですよ、例えが悪いですけど、仮に、学校のプールに例えたときに1日何杯ぐらい出るのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 仮定の話ではできませんけれども、様々な問題があることを前提に試験井、調査井をまず掘ってみる。そして、そのことでどういう問題があるのか、つまり、地熱資源の有効性を検証するための試掘というのはなされないと、具体的にどうだということは言えないわけでありまして。還元井についても然り、その2次利用についても様々な観点から意見をいただきながら、地熱発電業者が時間をかけて調査することが必要であるというのが一つ、そして科学的に証明、検証する必要がある、つまり、調査井を掘らずしてこれらのことはできないわけでございます。試掘調査の必要性が求められているのが現状ではないかと思えます。様々な仮定の段階で2次利用の様々な問題点を、今こういう問題がある、2次利用では海上汚染、様々な汚染があるということについては、掘ってみて様々な科学的見地で調査しないとどういう問題があるか言えないのではないかと、議員もそのような考え方で要望書は認めたはずであります。

○19番議員（新川床金春） すいません、小学校のプールに例えた杯数の答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 例えた話というのは、それが1人歩きすることがないように、確たる資料を基に答弁をさせていただきます。現在では、議員が求めるような、的確な答弁をお願いしますと最初言われましたので、その答弁は私の方から避けたわけでありまして。

○19番議員（新川床金春） ある人に試算してもらったらですね、1日プールの12杯が海上投棄されると。それが、365日されたら錦江湾はどうなるのかなという話があり、これはですね、私がいただいた書類です。8月23日・24日、九州電力八丁原地熱発電所と九重町役場に聞き取り調査に行った人のレポートですが、九電の地熱発電部長の発言では、これは8月

23・24ですよ、指宿が山川ヘルシーランド発電開発を進めているが、還元井は掘らないと聞いているがどうなのかということをやったら、熱水は海へ捨てると。そして、大深度から汲み上げるわけですから、重金属が大量に含まれているということを部長さんが言ったそうです。その部長さんは、議会で私たちに、28年5月23日、説明した人です。名前は一緒でした。このことについて答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） その九州電力の部長さんのお話については、どのような場所で、どのような発言をしたのか、我々が把握はできないところでございますけれども、我々の計画している地熱発電につきましては、これまでも説明しておりますけれども、地熱発電で利用できる地熱貯留槽の大きさがどれぐらいなのか、それと周りの地下水からどれぐらいの供給量があるのか、発電で使うとしたときにバランスをしっかりと調べる必要があります、そのためにも構造試錐井を掘削させていただきたいということでございます。その掘削の結果で得られる蒸気の量や熱水の量がどのような割合でどれだけ出てくるのか、また、熱水の成分分析に基づき、本市が計画をしている観光振興や農業振興への2次利用について、どの程度安全に利用できるかを把握する必要がございますということで、必要以上に熱水が出てくる場合については、環境に負荷を与えないように地下に還元することも検討する必要があるということで、我々は、九州電力からもそのようなお話を聞いているところでございます。

○19番議員（新川床金春） この話には次がありまして、海水で数万倍に薄まるので水俣病のように、有機水銀のように海底に沈殿し、魚の内蔵に溜まる、生物連鎖で人に発病することはないと考えていると部長さんが言ったそうです。それについて、調査に行った方はびっくりしたので、録音していたのを文書化したそうです。ですから、録音したものを文書化しております。実際、私たち議員は、平成28年3月から還元井は設けないのかとずっと言ってきました。設けるとは今まで言ってません。そして、温泉審議会の中で問われたときも還元井のことは曖昧でした。しかし、28年3月31日付の県に出した書類は還元井は設けない、錦江湾に流す。要するに、ヘルシーランドの側溝から流すと明記されているんですよ。温泉審議会で審議して県に出したはずですけど、この文書は、温泉審議会に虚偽の報告をしたことになるんですが、この申請書を温泉審議会には知らないことが記載されています。これは、公文書で成り立つのか、総務部長、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 県の掘削申請でございますけれども、先ほど来説明をしております。本市の計画については2次利用を計画しております、その2次利用したものについては、既存の施設から排水されることとなります。ですけれども、本市の方としては、その2次利用をするに当たっても、実際、掘削してみて、その成分がどうなのかを調べる必要があるという形で説明を申し上げているところでございます。そして、その結果、その安全に利用できないということであれば、還元井というものも考えないといけないということで、これまでも説明をしているところでございます。

○19番議員（新川床金春） 8月申請し、9月4日いただいた県の公文書、指宿が申請したもので変わったものがあつたらということで取ったんですけど、何ら書類は変わっていません。逆に、議会に提出されなかった図面等があつてびっくりしたところですが、この還元井については口頭では言うけど、公文書とかそういうのでどのような処理しているのか、求めます。

○市長（豊留悦男） 全てのことについて共通することですけれども、地下のことですから掘ってみなければ分からないわけでありまして。そういう意味で、試験井を掘らせていただきたい。そして、科学的な分析、検証を加えながら、当然のことながら、環境汚染に著しく影響がある場合には、還元井は当然掘るべきだろうと思います。議員が縷々質問していただいているそのこと、つまり、還元井を掘ろうが利用しようが、最終的には、地熱発電は必要ないという観点で質問されているとすれば、私どもがどのような答弁をしようが納得はしていただけないだろう。私が先ほど三つの視点で申し上げました。反対なのか、説明が不足しているから反対なのか。しかし、試験井を掘って、その後、科学的な検証を基に再考すべきなのか、どれが議員の質問の意図なのかというのが私は測りかねているわけです。還元井を掘ったら議員は地熱発電、試験井を進めていいという観点で質問をしているのか、どうなのか、私には非常に理解に苦しむところがあります。

○19番議員（新川床金春） 先ほど副市長は答弁しました。地熱発電は自然エネルギーの中で2%と、危険性があるから使っていないんですよ。指宿にはですね、九州1の湖、池田湖、鰻池があります。これを使った政策をすればですね、しっかりと地熱発電よりも公害のない事業ができると思いますが、副市長、そういうことは考えてないですか。

○副市長（佐藤寛） 地熱発電の導入が進んでない理由は縷々あると思います。開発リスクが高い、あるいは国立公園内であるとか、それ以外に温泉事業者等の調整とかですね、様々な問題があると思いますが、本年の7月のエネルギー基本計画の中において、国の方は、地熱については発電コストも低く安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源として、発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階的利用も期待されるという具合に明記されております。また、エネルギーの長期需給見通しの中でも導入を最大限に加速して、自然条件によらず安定的な運用が可能となる地熱、水力、バイオマスをベースロード電源として原子力に置き換えることを見込むということで明記しております。今後、地熱発電は導入が進んでいくものと私は理解しております。

○19番議員（新川床金春） 指宿にある安全な自然エネルギーを使ってですね、市民が潤うような施策をしていただきたいと私は思うので、地熱発電は反対であります。実際、指宿には池田湖、鰻池の水を使った揚水発電で湖もきれいになり、市民の飲む水もきれいになる。そして、観光客が来て潤うと思います。ですから、自然環境を改善するために、そして、市民の生活が豊かになるためには、地熱は5,000万円しか入ってきません。揚水発電をどんどん

して、JOGMECじゃなくてFITの中でどうなるか分かりませんが、指宿の上水道の落差を使った小水力発電もあります。いろんなことをすれば市民が豊かになると思いますので、そのような取組はできないか、再度、副市長に答弁を求めます。

○議長（福永徳郎） 時間がまいりましたので、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○副市長（佐藤寛） 私がこちらに赴任して、議員が縷々おっしゃられた自然エネルギーの利用について調査をしました。その結果、エネルギーを得るために必要とする電力と自然エネルギーを活用して得られる電力において、結果的には、需給バランスが取れないと。何を言いたいかと申しますと、費用対効果がないというような結論に至っております。仮に、揚水発電をした場合においても、その揚水に要する電力がいります。揚水発電から発生する電力は出てきますが、揚水する電力の方が高い、更に使用施設が高い。そうした効果もあって、なかなか導入に至っていないというのが現状でございます。今後、科学等が進歩して技術的な開発が進めば、議員がおっしゃられるようなエネルギー活用もできるかと思っております。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時38分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） おはようございます。4番、新宮領實です。

はじめに、9月6日未明に発生しました北海道胆振東部地震における被災した皆様や犠牲になられた方々に心からのお見舞いとお悔やみを申し上げ、一刻も早い復旧、復興が叶いますように御祈念を申し上げます。我がふるさと指宿は、風光明媚で温暖で災害の少ないすばらしい地域であります。今更ながら、この地で生活できることを感謝するばかりであります。本日は数名の傍聴の方もお見えになっておられます。議会に対する期待の表れであろうと推察しているところでございます。身の引き締まる思いでこの指宿のために、市民のために、誠心誠意尽くしてまいることをお誓いを申し上げます。

市議会に議席をいただきまして、半年余りが過ぎました。その間、6月議会におきまして、地熱発電について15項目及び関連質問を含め多岐にわたり質問をさせていただきましたので、この件につきましては、もうないと思っておりましたが、地熱発電計画に関わりを持ってきた私には、これだけは必ず守っていただくという強い信念を持っているものがありますので、再度、1番目に地熱発電についてからお尋ねをさせていただきます。今、正に地熱発電を手掛けようとしている指宿市においては、これから参入して来るであろう事業者に対して、その取り組む姿勢は範とならなければならないと思います。市長、地熱発電に難色を示す方々と真摯に向い耳を傾け粘り強く対話する姿勢をお示しすべきと思いますが、どうお考えであるかお伺いして、(1)の今後のスケジュールについてお尋ねをします。

2番目に、火葬場についてお尋ねをします。この世に生を受ける指宿市民の99%以上がいずれお世話になる場所であります。私はもちろんのこと、市長も然りであります。火葬というものは生身の遺体が火葬されて収骨することによって、その人が亡くなったということを受け入れる非常に大切な場所であります。故に、この場所は我々にとって崇高な場所であるべきと考えます。そのために、建物内外においても、火葬サービスにおいても、最高なものでなければならないと私は思います。市長には火葬場はどうあるべきかをお伺いし、(1)管理運営についてお尋ねをして1回目とします。

残余の質問は質問席からいたします。真摯に御答弁いただきますようお願いをいたします。

○市長（豊留悦男） 地熱発電についての御質問でございます。正しく議員がおっしゃるとおり、市の行う事業というのは、ほかのモデルとならなければならないと思っております。そういう意味では、市はモニタリングや地表調査を行った上で、構造試錐井、つまり試験井と言っていいのかもしれませんが、を掘削するなど、地熱開発の手順を踏まえ進めてきております。今後もほかの業者等の範となる事業として進めなくてはならないと思っております。市の取組に難色を示される方々との向き合い方についてですが、市の取組については、決して唐突に始めたわけではないということは、是非、御理解いただきたいと思います。都市計画マスタープランやまち・ひと・しごと創生総合戦略、第二次総合振興計画など、多くの方々の意見を参考にしながら計画したものであります。6月議会において、構造試錐井の掘削予算をお認めいただきました。市のプロジェクトを応援してくださる市民の方も、もちろん多数いらっしゃいます。そういったことから、この事業は前に進めなければならないと思っておりますが、不安を抱える方々の意見にも耳を傾け、その不安解消に努めなくてはならないと思っております。

次に、火葬場についてでございます。本市の指宿・山川火葬場の施設維持については市で行っております。火葬業務や敷地周辺の草払い業務、トイレの清掃業務等については、施設ごとに個人と業務委託契約を締結しているところであります。なお、平成29年度、光熱水費、補修費などの維持管理経費は、両施設で1,500万円となっております。業務委託料につきましては、指宿火葬場が約578万円、山川火葬場が約321万円であります。しかし、利用者、そして、この委託業者からも様々な意見をいただいておりますので、その声には耳を傾けながら、管理運営のあり方、今後の補修・設備等の充実の仕方については検討をしてみたいと思っております。

○総務部参与（中村孝） 地熱発電につきましてスケジュールの御質問がございました。地熱開発に関する工程についてでございますが、平成30年度に構造試錐井1本、平成31年度に構造試錐井2本を掘削する計画としております。その後、蒸気の噴出試験などを行うことで、どれぐらいの発電能力があるのか、また、安全に利用できるのかなどを確認し、事業の採算性

を検討した上で、最終的に地熱発電を行えるかどうかを判断することとしております。よって、発電の事業化ができると判断した場合には、早ければ平成34年度の発電所稼働となる予定でございます。

○4番議員（新宮領實） 分かりました。本年度の状況はどうでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 本年度の状況でございますが、本年度の6月補正で構造試錐井の掘削予算をお認めいただきましたので、8月には入札等の手続に入る予定でありましたが、現時点におきましては、事業に着手できていないところでございます。本年度の着手が遅れておりますが、年度内での完成を目指しており、変更はないところでございます。

○4番議員（新宮領實） なぜ遅れが出ているのかとお聞きしようかと思いましたが、新川床議員の分で遅れている理由も分かりましたので、この件にはお尋ねをいたしませんけれども、入札手続に入れていないという、そういうお話だったんですけれども、6月議会で試錐井の入札方法をお尋ねしましたら、条件付き一般競争入札であるということをお返事いただきました。掘削深度が1,500m、傾斜掘削になることから高度な技術が必要とのことでしたが、応札企業というのはもう既にお決めになっていらっしゃるんですか。

○総務部参与（中村孝） 掘削をする場合の事業者でございますけれども、条件付き一般競争入札ということでございますので、入札参加条件としましては、地熱発電に供する掘削深度が1,500m以上の大口径で地熱生産井の掘削実績があること、それと方位及び傾斜コントロール技術を有しており、高低偏差が100m以上の地熱掘削の実績があるということで入札の広告をして、それに事業者の方が応募をして来るということでございます。

入札の部分につきましては、先ほどの入札条件というものを本市の入札契約運営委員会の方に諮って、そういう形でしたいということで入札委員会の方に諮って実施したいと計画しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） その委員会はまだ立ち上げて、選定業者というのもある程度お決めになっていらっしゃるんですか。今からですか、全て。

○総務部参与（中村孝） これからということでございます。

○4番議員（新宮領實） 試錐井を今年度中という形でスケジュールをお組みになっていらっしゃるということで、1,500m掘るのにですね、今年度中に本当にできるのか、まだ入札の準備もできてないのにですね、そういうことができるんでしょうかと思って、ちょっと危惧したもんですからお尋ねをしているところでございます。

○総務部参与（中村孝） 計画としては今年度完了しなければなりませんので、そのような工程の中で入札を実施していきたいという形で考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 分かりました。

指宿にもですね、その業者として大深度の経験がある業者がね、いらっしゃると思うんですけれども、そういう方々というのは、その入札には加わるんでしょうか、加われないん

でしょうか。

○総務部長（有留茂人） 入札の委員会に諮って、条件を付けますけれども、その条件を満たす業者がおればですね、参加をできるということになります。

○4番議員（新宮領實） 是非、公正であってほしいなと思います。

もう一つ聞きますけど、2本目以降も入札は随時やっていくということでもよろしいんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） はい、そのとおりでございます。

○4番議員（新宮領實） 還元井についてお尋ねしてまいります。市のお考えをお聞かせいただきたいんですけども、先ほど市長の答弁を聞いていましてですね、還元井を造るんだったら賛成するのかと申し上げましたので、私は、還元井をもっていただければ、必ず造るとお約束いただければ、この還元井についてのお尋ねは取り下げたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副市長（佐藤寛） 還元井設置についての件でございますけれども、還元井自体のですね、設置の基準というのはありません。自主的に事業者が還元井を設けて還元している、それは地熱貯留槽の需給バランスを取る意味、あるいは、自然環境への保全を図るという意味でございます。地熱発電所自体は、水質汚濁防止法の特定事業場には該当しておりません。排水規制は直接的に適用されていないということでございます。ただし、熱水に高濃度のヒ素などが含まれている、そういった場合も含めて、事業者が自主的に全量還元という形を取っているというのが多くの地熱発電所でございます。なお、今回の本市の計画においては、先ほど答弁したとおりでございますが、熱水の成分というのはまだ未確定でございます。その熱水の成分、さらに、熱水量がどの程度あるのか、そうしたものを確定した上で、周辺への影響がないように対応していきたいと考えているということでございます。

○4番議員（新宮領實） そういうことでございますので、一から還元井についてはお尋ねをしないといけないなと思いましたが、敢えてまた還元井についてお尋ねをしてみたいと思うんですけど、もう一度市の還元井についてのお考えをお示しいただけたらありがたいんですが、一緒でございますか。

○副市長（佐藤寛） 地熱発電で利用できる地熱の貯留槽、これを維持管理していくためには需給バランスというものを絶対取る必要があると思っております。本市が開発する地熱貯留槽がどの程度の大きさなのか、周りの地下水からの供給量と発電で使う量とのバランス、こうしたものを調べる必要があります、そのために今回、構造試錐井を掘削させていただこうという計画になっているところでございます。その結果で得られる蒸気の量、熱水の量、さらに、成分分析に基づいて本市が計画している観光、あるいは農業への2次利用に対して、どの程度安全に利用できるかを把握する必要があるかと思っております。必要以上に熱水が出てくる場合は、環境に負荷を与えないように地下に還元することも検討の中で必要であると考

えておりますので、場合によっては、還元井を設けるということも十分あり得ると思っております。

○4番議員（新宮領實） 指宿市の計画の中で、蒸気を取り出す一番最先端の大きさは100mmだということをお聞きしているんですけども、そこから取り出した場合に、一番最後の地上での取り出し口なんですけども、約300ぐらいないと、下の方で100mmっていうのはちょっと掘る中で厳しいんじゃないかなと思うんですけども、そういう形で私は捉えていいんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 掘削については底の方が100mmでございますけれども、上部の方については口径が大きくなっていくということでございます。

○4番議員（新宮領實） 先ほど、同僚議員がお尋ねした時に、どれぐらいの量が上がって来かっていうのは分からないというお話でございましたので、私が調べた中でいけばですね、近くのところ、今、指宿市がお考えになっていらっしゃるぐらいの能力でいけばですね、大体70tちょっと、72・3tだということで、熱水がですね。蒸気は大体12・3tぐらいですと。大体2割が放出されておりますという話でございましたけれども、そういう感じで、私としても指宿市の場合はそれぐらいという形で思っているんですけども、どうなんでしょうか。そこまである程度のところまでっていうのは、数字っていうのは掴んでいませんか。僕はあれでいいですよ、ざっくりで。幾らっていう形じゃなくてもいいですから、それぐらいだということなんですけど、どうなんでしょうかということです。

○総務部参与（中村孝） これまでの実績の中でと言いますか、部分でいきますと、一般的に、地熱発電の場合の蒸気と熱水の割合でございますけれども、一般的に、1対2の割合であるということで、100kwの発電の場合には、1時間当たりに大体蒸気量が0.96tで1tです。熱水が1.92tで2tという形になります。本市が計画している想定で2,000kwの場合でございますけれども、蒸気量が20tになると。熱水については40tになるかという形で現在、そういう試算と言いますか、そういう想定をしているところでございます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○4番議員（新宮領實） 食事に入る前に何リットルぐらいになるかということで、40tと20tというお話を聞きました。大分少なめに見積もっていらっしゃるようなんですけれども、それはそれでいいと思うんですが、蒸気は約ですね、2割ぐらい、大気中に放出されるということで、大体16tぐらい残るんじゃないかという、私が一般的に聞いたところによるとそういうお話でした。そうしたときに、40t、言えば熱水が40tあると。その中でいけば、3本としたら単純で120tもある。それをどういう形でお使いになるにしてもですね、たまた

箱温泉，ヘルシーランド，そういう農業関係にお使いになったとしてもですね，せいぜい3割ぐらい使えばもういい方じゃないのかなと私自身は思うんですが，そうした場合に，どうしてもそれを側溝とか，海の方に流してしまうということはですね，水質汚濁にもなるし，非常に私としては危惧しているところでもあります。そこのところも踏まえて，今どういうふうにこの件を，この単なる数字として見たときにですね，どういうふうにこの分をお考えになっていらっしゃるか。本当に全量使えるのかっていうことですね。やはり，100℃以上ある熱水をですね，冷ますにしてもです，なかなかそう冷ませるもんじゃないと思います。ですから，私としては，ここのところが非常に気になるところなんですけど，御答弁いただけますか。

○総務部参与（中村孝） 先ほど蒸気と熱水の分についての量を言いましたけれども，これは一般的なものでございまして，本市の場合は，蒸気の量，熱水の量がどれだけ本当に出てくるのか，そしてまた，安全にどれだけ利用できるのかを，正に今回の構造試錐井によって，その利用方法であるとか成分等を分析して，それを踏まえて判断をしたいということでございます。そして，必要以上に熱水が出てくる場合につきましては，環境に負荷を与えないように地下に還元することも検討する必要があると考えているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 基本的に，海側に流さないという形の中でですね，行政としてはお考えいただきたいなと思うところであります。これが，本当に海の方に流す，その量というのは，少しなのかたくさんのかって言っても，そのときじゃないと分からんというお話じゃなくてですね，多分，モニタリングにしても2千数百万円もね，お金を掛けてモニタリングをして，地熱発電の試錐井を掘りましょうということですから，それも約4億円掛けてやるわけですから，掘ってみなきゃ分かんないようじゃですね，よくそういう中でJOGMECもいいですよって，そういう問題じゃないんじゃないかなって思います。ここができるんだぞという，ここは地熱発電ができるんだという想定の中でJOGMECもお金を出すと思いますし，そうじゃないとですね，一般の会社だったら株主訴訟を起こされるような，そういう案件であるんじゃないかと。掘ってみなきゃ分からんっていうぐらいじゃですね，どうなんでしょう，意気込みがこう伝わってこない。ですから，やっぱり，事業化できるっていう形の中でですね，御答弁をいただきたいなと思いますけど，敢えてそれに関しては御答弁はいたしませんけれども。

次にまいります。関連質問でございますのでお願いいたします。日本で還元井のない地熱発電所というのは果たしてあるんでしょうか。もしございましたら御答弁をいただけませんか。

○総務部参与（中村孝） 日本の地熱発電所では，一般的に，生産井から蒸気に熱水が混じった状態で地上に上がって来ることから，その熱水を地下に戻すため還元井を設けております。ただし，岩手県の松川地熱発電所のみ蒸気卓越型の貯留槽を形成しており，地上に熱水が上

がってこないため、還元井を設置していないという事例があるところがございます。

○4番議員（新宮領實） そうなんでしょうね。熱水が上がってこないから還元井は設けない。だったら、蒸気だったら上の方に、大気に放出してもそんなに自然に害を及ぼすものじゃないだろうという判断もおありだと思います。ですから、熱水、かなり40 t上がってくるわけですから、還元井というのは、やはり僕は設けるべきじゃないかなと思います。

次にまいります。近くにある、たまた箱温泉の露天風呂は、ネットなんかでも見てもですね、日本一と言われているんですが、それに与える影響は考えていないんでしょうか、お答えください。

○総務部参与（中村孝） 今回の本市の計画につきましては、既存泉源に影響を与えないということで、これまで地表調査であるとか、そういう調査等、モニタリング等も重ねてやっていますところがございます。既存泉源に影響を与えないような形で本市は考えているところがございます。

○4番議員（新宮領實） たまた箱温泉に影響が出ないようにと言いますけれども、還元井を設けなくてですね、蒸気も排出しなきゃいけない。蒸気の排出する音というのはですね、半端じゃないぐらいすごいです。今、メディポリスさんがですね、調査井の中で掘削をしたところがですね、メディポリスの本体の上の方に、山の方にあるんですけど、そこに蒸気がごうごうと出てるんですが、風向きによったら私の家まで聞こえる。あれは何じゃろかいなというぐらいですね、あそこから直径で何百mもあるんですけど、それだけですね、蒸気の声というのはすごいものがあると思うんです。それを端的に外に放出しなければ、その蒸気の処分にどうしようもないでしょうから、そうなると思うんですけども、露天風呂に入っている方々がごうごうというような音を聞きながらですね、果たして気持ちよく、あのすばらしい絶景を見ながら温泉に入っている中で、中には風向きの中で、その何て言うんでしょう、臭い等も影響を受けそうな気もするんですけど、そのところは敢えてお考えになっていらっしゃるんですか。

○総務部参与（中村孝） 本市の計画地のヘルシーランドでございますけれども、国立公園の自然公園区域内に入っております。その中で、地熱発電事業をする場合については、景観であるとか、利用者の利便性にも配慮する必要があるとなっております。そのことから、地熱発電所につきましては、騒音が外に漏れないように建屋等を建設しまして、騒音であるとか、そういうものには対応をしていくという計画でございます。

○4番議員（新宮領實） 私はですね、もう市が還元井を造りましょうよって言うのであればですね、こういう質問はする必要はないんですけど、どうしても何か還元井は造りたくない。還元井を造りたくないという意味合いとしてですね、耳が痛い話かもしれませんが、還元井には予算は下りないんでしょうか、JOGMECとして、どうなんでしょう。

○副市長（佐藤寛） 還元井も補助事業の対象となっております。

○4 番議員（新宮領實） 申し訳ございません、再度お願いします。ちょっと聞こえにくかったもんですから。

○副市長（佐藤寛） 還元井を設置する場合においても、補助事業の対象になるとお聞きしております。

○4 番議員（新宮領實） そうであればですね、還元井を設けるからということで JOGMEC に申請してね、JOGMEC は還元井はどんなんということはないと思うんですけど、どうしてそう還元井は考えていないような、言えばですね、掘ってみなきゃ分かんという、僕はお話よりも、どうしても純然たるね、熱水が出て、蒸気が出て、それを還元井として、私はその熱水を使うな、蒸気を利用するな、2次利用するなという話の中で私は申し上げているわけじゃないんです。余った奴は還元井としてお返ししたらどうですかというお話なんですよ。これにはどうなのでしょう。お答えください。

○副市長（佐藤寛） 地下の状況を、先ほど午前中にも答弁したとおりですね、地熱貯留槽の大きさというところでしっかりと把握する、そうしたデータの中で、やはり還元井が必要だよねと。あるいは、地熱発電事業を行うに当たって、自然破壊に供するようなものであると、これはいけないので、そうした場合は、やはり還元井が必要だよねということをも踏まえた上で、還元井の是非を検討したいと、そういう計画で本市の場合は考えているので、現時点において還元井をします、という形では JOGMEC に対して申請をしてないところでございます。

○4 番議員（新宮領實） 市単独だけのお話であれば私はこういう話はしないんです。指宿市で地熱発電がこれからやる中でいけばですね、指宿市がやったら後はね、どこも地熱発電ができないという話であればですね、指宿市の今の能力で地熱貯留槽から汲み上げて、それを還元しなくても、ある程度は地熱貯留槽の中のバランスは崩れないかもしれませんけれども、これから指宿市がやるってということは、私、最初に申し上げましたとおりですね、今からいろんな事業者が入って来るかもしれない。入って来ないのが僕は一番いいんだけど、入って来たときにですね、指宿市は還元井は設けてないじゃないかと、我々も還元井は設けなくて外に出したらいいじゃないかって、そうなるのが一番最悪な事態になるからこそ、やはり指宿市としては範となるように還元井を設けるべきじゃないのかというのはそこなんです。僕は指宿市単体でね、還元井を設けないっていうんだったら、僕はそれでいいんですけど、これからですよ、指宿市がやって事業者の人たちが申請に来てね、いやお前どもはできんぞと、できません、指宿市は一切地熱発電は認めるわけにはいきませんって、そういうお話であつたら私はこういう話はしません。だけど、これから、言えばこの地熱発電にね、だ一つと私はね、来られると思うんですよ。そうしたときに、やはり指宿市として還元井は必ず設けなきゃいけない、そういうことをね、お考えいただきたいなという気持ちの中で私は言っているんです。市長、どうなのでしょう。僕はね、還元井を指宿市が設けるって言った

らですね、こういうお話もしませんし、であれば、是非、後は地域の住民の皆さんにいろいろ御理解いただきながら進めてくださいって、それで僕は済むんだけど、還元井をしない、私は一番最初に、6月議会に御質問したときにですね、3本掘るっていうことで、1本じゃそりゃポテンシャルも上がらないだろう。やっぱり2本掘らなきゃね、2千近くのエネルギーは得られないだろうなと思ったもんですから、そうだから2本だろうと。あと1本は、僕は還元井に使うと思ったもんですから、僕のちょっと早とちりだったかもしれませんが、そういうことだったもんだから、僕は還元井についてはお話しはしませんでした。僕は、地熱発電というのはですね、還元井とセットだと思うんです。還元井とセットだからこそ、地熱発電というのは前に進んでいくんじゃないかなと僕は思っているんですけど、市長、どうなんでしょう、お考えとして。

○副市長（佐藤寛） ヘルシーランドの地域とこちらの旧指宿地域の地下構造の違いというのがまずあるんだろうと思ってます。議員御指摘のこちらの地下構造につきまして、地熱発電を行う場合、浅部の貯留槽、あるいは深部の貯留槽を使う場合、様々な形があると思っています。ヘルシーランドにおいては既に山川地熱発電所、九州電力が開発している地域でもございまして、地下構造はほぼはっきりとしていると。併せて、MT探査などを2年ほど前にやっていて、キャップロックの可能性が高いという地下構造の中で、今回事業を行うということで、今計画しているのが本市の計画でございます。一方で、本市の場合については、浅部と深部を分け隔てるキャップロックがあるのかなのか、その辺りというのは、今の時点では、私は知りませんけれども、そうした地熱発電の開発が出てきた場合につきましては、本市が設置してます温泉協議会の中でしっかりと学識経験者の御意見も踏まえながら審議していくと思います。恐らく、私の個人的な見解を述べさせてもらおうと、キャップロックについては、旧指宿市については、しっかりと確認ができてない中では、深部の地熱発電については、その許可が取れるという、温泉協議会の中で同意が取れるという可能性は小さいのではないのかなと。一方で、浅部の地熱発電、これは自然に出てきている温泉を使ってする温泉発電になると思うんですけれども、これについても地下の貯留槽以上のものを使わない形での対応ということになると思いますので、その辺りの学識経験者の御指摘なども踏まえた上で、協議会の中でしっかりと審議されていくものと思っております。

○4番議員（新宮領實） 全く納得ができないような御答弁でありますけれども。この還元井だけにですね、これだけ時間を使いたいとは思ってなかったんですけど。私もですね、先ほど同僚議員が、例の28年度の4月11日のお話をされたようです。私もその昔、協議会の末席にいました。意見を求められましたら、まず、還元井の設置、深さは1,500m以上、放流は禁、2次利用も禁。余ったら放流されるから私は2次利用も禁というのと、あと地域住民の同意が必要である。これを守るように、協議会に出たときには、そういうお話をさせていただきましたし、メディポリスのときの検討委員会のときにも、これだけは譲れないということ

をお願いをして、今のメディポリスの地熱発電は終わりじゃないのかなと私は思っているんですが、多分ですね、私も4月11日の月曜日、13時から17時って暦の中に書いてあります。確か南迫田の件、メディポリスの調査井の件、そして指宿市の開発の件、この三つであったと思います。それぞれ南迫田の分は地域住民への説明不足ということで不同意だったと思いますし、メディポリスさんにおいては実績があって、調査井ということで同意をされたと思います。もちろん、指宿市の場合は、市がやることだからいいことだ。それでも、その中で私も委員としてですね、注文を付けたのかうんぬんというのは分からないんですけども、もしそのときの議事録の中でですね、私が言った言葉は一つもないかもしれません。もう指宿市がやるんだからいいでしょう、ただそれだけで済んだような感じがするし、また、もし当初から海の方に放流という計画であれば、何十tというのが海に流れる、この分に関しては十分に注意できないのかということをおね、申し上げたような気がするんですけども、その文章というのは果たして残っていらっしゃるんでしょうか、どうなんでしょう。私が何も言わなかったのであればですね、新宮領の言葉は残っていないで結構でございます。多分、僕は言ったような気がしたもんですから、その中身を御開示いただければと思って。協議会の人間として、もしそういうのが一つも反映されてなかったら、私としては非常に残念なことではないのかなと思うところでございます。どうなんでしょう。ちょっとお尋ねしていいですか。

○総務部参与（中村孝） ただいまの質問については調査に時間を要しますので、確認をさせて答弁を後ほどさせていただきますと思います。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時32分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○総務部参与（中村孝） ただいま、議員の方から御質問がありました件について反問権を行使させていただきますと思いますけれども、許可をお願いいたします。

○議長（福永徳郎） ただいまの反問については、これを許可いたします。

○総務部参与（中村孝） 協議会の中で会議録を作成しておりますけれども、その部分の中で新宮領議員の本人が発言した内容をここで説明をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○4番議員（新宮領實） それで結構でございます。ただ、私としてこういう話があったときに、それぞれに注文を出したもんですから、私としてこういう話があったときにどういってお話をしたのかなというのがあったもんですから、ちょっとお聞きしたいなと思ったもんですから、今お話の中の一環としてですね、お尋ねをしているところでございます。

○総務部参与（中村孝） それでは、答弁をさせていただきます。新宮領議員が発言している部

分でございますけれども、3本掘って事業用に何本使うのか。3本分を施設に使うのか、膨大な量になる、環境汚染というのを考えないといけない。それと、3本使うと思っている。それと、掘ってみないと分からんという話ではなく、周りに与える影響というのはないのですか、ということです。全部が蒸気でなく熱水ということもあり得る、それを使いたいわけですよ。3本いいかもしれない。3本よかったら汲み上げたときに地域のところでもものすごい量ではないか。それと、反対ということで申し上げているのではなく、せっかくやるのであれば皆さんが納得できるものでないといけないし、農業に回すというがビジョンもないし、ただ農業に使うというだけでは納得できない、ということもお示しすべき、というようなことを発言しているようでございます。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。そういう思いで私も地熱発電の方に関しましては、誠心誠意、協議会の中でも考えながら皆さんと一緒に進めさせてきていただいたわけですけども、市としてある程度の還元井についてお考えをいただけなかったのか少し残念でならないところでございます。

時間ありませんので次に行きたいと思います。指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例について、見直しはないかお尋ねをいたします。

○総務部参与（中村孝） 本市の温泉資源の保護及び利用に関する条例第4条第3項では、地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用者事業、その他関係者に対して事業計画の内容を説明しなければならないとされております。この条項に基づきまして、事業者には、開発地域での説明会を求めているところでございます。別府市の場合ですけれども、本年6月に条例改正を行い、掘削申請前に事業計画、事前説明会、資源量調査等の作成、モニタリング計画等の作成を行って、市に提出するようになっているところでございます。本市においても、このような条例については、既に掘削申請前の協議としているところでありまして、住民説明会の状況、内容については、市に提出するように指導しております。このようなこともありまして、本市では、現在のところ条例の見直しは考えていないところでございます。

○4番議員（新宮領實） 先進地に倣うということ、真摯に倣っていくということもですね、やはり必要じゃないかと思えますし、別府市ではさっそくアボイドエリアも設けたようなようでございますけれども、本市ではこういうことっていうのには考えていらっしやらないんでしょうか、お答えください。

○総務部参与（中村孝） 別府市では、温泉発電掘削等の回避地域としてアボイドエリアを設けておりますが、温泉発電に限ったものではなく、温泉開発そのものを抑制する考えとしております。このアボイドエリアを設定するに当たっては、県との連携が必要になることから、温泉法を所管する大分県に対し、特別保護地域等の見直しを別府市から建議しているようでございます。県はこの建議を受け、アボイドエリアについては、新規掘削ができない特別保

護区域ではなく、まずは既存泉源から150m以内の新規の掘削を認めない保護地域に指定し、綿密な調査を実施した上で、特別保護区域を検討していくとされているようでございます。なお、この特別保護区域に指定されますと、温泉発電の掘削のみならず、全ての温泉開発に対して規制が掛かることとなります。したがって、別府市の事例からしても、発電そのものに限って抑制するという法規制は、現在のところできないものと考えております。

○4 番議員（新宮領實） 次にまいります。この地熱発電をする中で、例えば、介護施設や病院、学校などの施設から、200m以内での開発は認めないというようなエリアに規制を設けるお考えはないのでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 発電設備を設置することによる周辺環境への影響につきましては、一般的に設備設置工事に伴う騒音・振動や発電設備に付随する圧縮機等からの騒音・振動によるものが想定されるところでございます。いずれも、騒音規制法並びに振動規制法で規制基準が設けられておりますが、どちらの基準も、工事敷地又は発電所敷地境界線上での騒音・振動の大きさに対し、適用されますので、介護施設や病院、学校などへの距離に関係なく、騒音・振動を基準値内に抑える必要がございます。そのようなことから、法を遵守し、周辺環境への負荷を可能な限り軽減することは、工事関係者や設備設置者の当然の責務でございます。そういうことから、周辺環境の良好な保全につながっていくと思っておりますので、この関係に沿った助言・指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○4 番議員（新宮領實） 法令を遵守と言いますが、やはり、それだけでは不十分じゃないかなと。がんががんがんと聞かれます。だから、やっぱり勉強に身が入らない。介護施設にいらっしゃる方、うんうんうなって病院に入院している方、そういう人たちの思いっていう民意をですね、やはり一番大事じゃないかなと思います。確かに、法令うんぬんは大切なのでしょうけれども、やはり、行政として民意が一番であるということですね、肝に銘じていただきたいと思うところでございます。市長、指宿市の地熱発電ですけども、今こういうふうに市民がいがみ合っているような状態であります。できれば、もう伏目だけでね、地熱発電はもう最初で最後にしませんか。僕は本当にそう思っています。そうじゃないと、献身的な指宿市の発展というのは見込めないんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○市長（豊留悦男） この問題、地域が二つに分断されるような事業であってはならないと思います。今日、議員の質問、それに担当部長等がお答えしておりますけれども、思いは議員と同じであります。還元井のこと、これは私の方からも責任を持って答えなくてはなりません。それは、地域の恵み活用プロジェクトとして、その温泉水等を利用した2次活用、それで観光振興、福祉施設の充実、新たな特産品の開発の推進という、農業に生かす、観光に生かす、漁業に生かすという観点で、最初から還元井を掘るといって、そういう事業の形態では

出せなかったわけでありまして。2次利用として地域の振興を図りますよ、そして地域が元気になりますよ、一方で言いながら、掘ったその温泉は全部返せという、二律背反のそういう事業になってはならないと。そういう意味で、この地熱は電力とともに地域振興、恵みを活用した産業に生かしますよという、それが私どもの創生総合戦略の大きな基本となるものであります。しかし、様々な意見をいただき、有害物質が入っていたり、その量によっては還元井に返す必要性というのは当然ながらあろうかと思えます。例えば、3本掘ったけれども、その1本は懸念されるような問題があったから還元井として活用しますよという、そういうこともあり得るということでありまして。当初から還元井を前提にした事業というのは、なかなか計画をできなかった。それは、地域の恵みをみんなで分かち合って、地域を元気にしたいという意味から還元井というものについては、試掘井、いわゆるそういう試験井を掘ったあとで、問題があるとしたら還元井を掘って、心配のないようにしたいというのが私どもの考え方でもあります。今日いただいた意見というのは重く受け止めて、今後対応したいと思っているところでもございます。そして、場所でございます。当然、還元井等を掘るとなると、民間企業としては大きなリスク、つまり、金銭的なリスクが伴うこととなります。私が指宿のこの地熱事業というのは、民間事業を含めた範となるような事業としたい。そのことでハードル、つまり、地熱事業を進めたいという業者にとっては高いハードル、足かせになるだろうという思いもありますので、議員が今日縷々質問いただいたそのことについては重く受け止めて、どのような形でこの事業を進めるかということについても、今後、丁寧に市民に説明してまいりたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） ありがとうございます。是非、そういうふうな前向きにお考えになっていただきたいなと思えます。私も決して地熱発電に反対するばかりではございません。せつかく、指宿市が前向きにやっという形の中でいけば、皆さんが賛成してもらえるような、そういうやり方を模索していただきたいなと思えます。

時間がありません。本来ならば火葬場についてお尋ねをしたかっただけですけども、火葬場については次回に回したいと思えます。市長以下皆さん、たまには火葬場に行ってみてください。もし親戚が亡くなった、何が亡くなったとしたときにですね、隅から隅まで見てみてください。その中で、12月議会なら12月議会なりに、そのときに火葬場についてお話をしてもらいたいと思えますし、また、担当部署の方々と一緒に、是非、火葬場を見学にまいりたいと思えますので、そういう時間もお取りいただくようお願いをしまして、少し早いですけどもこれで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時47分
再開	午後	1時56分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

〇11番議員（西森三義） お疲れ様です。11番、西森三義です。今、傍聴者の方ではですね、若い方がいらっしゃいます。指宿高校生だそうです。将来の指宿を担っていただく、すばらしい方々だというふうに思っております。気合を入れて質問したいと思います。

昨日の新聞に100歳以上となる全国の高齢者は6万9,785人との記事が掲載されており、指宿市においても42名の方々が100歳以上と聞き、日本は世界でも長寿大国になったのではと思うところです。一昨日並びに昨日にかけて、各地区でも敬老の日を祝う行事があったのではないのでしょうか。私も2集落の敬老会へ出席させていただき、参加者の元気な笑顔を見て嬉しくなり、高齢者のパワーをもらいました。それでは、そのパワーを元にこれから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。今年も異常気象による災害が全国で発生し、幾度もテレビ等で報道され、その度、被害に遭われた地域住民の安否や気苦労を思いやることしかできませんでした。また、指宿市においても少なからず農作物に影響があったと思います。そこで、6月の大雨、強風、突風及びこれまでの台風での被害額はどれだけだったのか、お伺いいたします。

ここ最近、指宿市内において農業機械による事故を聞かなくなり安堵しているものの、女性の機械作業を多く見かけるようになり、機械の高性能化や軽量化が進んだものと理解するが、炎天下での作業を目にしますと、汗が目に入って機械作業に支障をきたすのではないかと心配するところですが、農作業中での事故は減少しているのか、併せて、熱中症による事故報告はないか、お伺いをいたします。

農業は指宿市の基幹産業であるとの認識の下、農業者への支援に取り組まれていることには深く感謝申し上げますが、将来にわたって多くの作物ができる指宿市のすばらしい農地を守っていくには、農業後継者等への指導者が必要と考えるが、基幹産業の農業を守るための指導者である技術員の補充は定期的に行われているのか、お伺いをいたします。

畑かん内の農道走行中によく目にする光景が、面積の狭い畑には竹や雑木が生い茂り、耕作放棄地になっている。これまで各地区の農業委員や事務局職員が巡回しながら耕作放棄地の改善に努めていただき、大型トラクターが入る面積の広い畑は、耕作放棄地の改善が図られているようですが、畑かんの外周の畑において山林があることから借り手もなく、なかなか改善されていない状況で、整備のため民間事業者へ依頼すると、整備費が高額になることで依頼できず、耕作放棄地の改善を望むことはできない。以前は、個人で大型機械を借りて整備できたと思っているところですが、耕作放棄地改善のため機械導入の簡素化を県へ要請できないか、お伺いいたします。

今、指宿市では20の地区において、畑かん内の排水路管理や農道の草刈り等を実施し、農地の保全活動に努めているものの、年々高齢化が進む中において、各地区で活動している環

境整備会組織の存続に不安点はないか、お伺いいたします。

二つ目は、安心・安全対策についてであります。空き家対策特別措置法が平成15年5月に施行されたと記憶している中で、その当時は空き家解体が進んでいくものと思っていたものの、善良の市民や相続関係がしっかりしている物件の解体はされているようですが、管理されていない空家は放置され、獣の住処になっている物件も確認されております。そこで、お尋ねいたしますが、市民が日常的に通行する市内の道路に危険空き家は何棟あるのか、お伺いをいたします。

それから、空き家の解体後は家庭菜園として利用されているところもありますが、中には草が生い茂り、冬場は枯草となって危険になりそうですが、空き家を解体した後の安全対策指導はされているか、お伺いをいたします。

次は、2年前にも質問をして答弁をいただいたことがある、市内に蓋のない側溝はどれくらいあるのかということについてですが、そのときの答弁は、市道は946路線、延長にして約580kmあり、厳密な数量等につきましては申し上げられないとのことでしたが、現在においても把握されていないか、お伺いいたします。

三つ目は、唐船峡の繁忙期対応策についてであります。私は帰省中の息子や孫を連れて8月14日午前11時に唐船峡に行ったものの、やっとの思いで車を駐車できたのに、駐車した広場を下りてすぐ多くのお客様が順番待ちをしている光景を見て嬉しく思ったと同時に、食わずに帰られるお客様もいましたが、長蛇の列で待っているお客様の改善策は検討されていないかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 農業振興策についてお尋ねでございます。6月下旬以降、大雨や強風、台風の影響による農作物の被害状況について御質問をいただきました。まず、6月下旬の大雨・強風による被害につきましては、雨の影響により市内一部の畑において、土手の崩壊や、雨水の流入による浸水被害が見られました。また、強風によって、オクラのスレ果が発生しております。次に、7月3日に襲来した台風7号ですけれども、葉タバコでの落葉、トンネル栽培と露地栽培のオクラでスレ果の被害が発生しているところでございます。次に、8月21日から22日に襲来した台風19号ですが、トンネル栽培のオクラが終盤に差し掛かっており、露地栽培のオクラがメインの時期でしたが、スレ果や倒伏に加え、沿岸部の尾掛地区や福元地区を中心に塩害の被害も見られております。この一連の大雨や台風等による農作物被害の延べ面積は434ha、被害額につきましては、オクラが約1億3,000万円、葉タバコが約400万円となっているところでございます。

次に、唐船峡の繁忙期に行列をなす、お客様の対応策についてお尋ねですが、ゴールデンウィークや夏休み期間中のお昼前後の待ち時間のピークは、おおむね1時間から1時間半程度となっている状況であります。混雑期には食券の購入を終えた順番に、空いている席に案内する方法により、スムーズに着席できるよう努めてはいるところであります。現在、施設内

には91台のそうめん流し器がございますが、満席となり空席案内を実施した回数が、今年度24回ございました。繁忙期には食券を購入するために行列に並んでいただいておりますが、今後は、お客様におおよその待ち時間を知らせたり、待ち時間を退屈させないよう、和みの空間を演出するような景観整備を検討して、サービス向上に努めてまいりたいと思います。なお、あらかじめ前売り券を購入されているお客様は、行列に並ぶ必要がございませんので、直接テーブル案内係までお進みいただき、数分から10分程度お待ちいただければ空席を案内することができますので、待ち時間の解消につながっているところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

○農政部長（松澤敏秀） 農作業中の事故は減少しているか、また、熱中症による事故報告はないのか、との御質問でございました。過去5年間の農作業中の事故件数は、平成26年が6件、平成27年が6件、平成28年が4件、平成29年が7件でございました。平成30年は農作業中の事故は現在のところ報告されておられません。今年度を見れば、現在のところ事故件数は減少をしているところでございます。農作業中による重大な熱中症につきましては、今のところは事故報告はありませんが、指宿消防署に確認したところ、熱中症の疑いによる救急搬送で、農業に関わるものは、昨年の5月から9月までの間が8件、今年の5月から9月3日現在で5件ということの報告を受けております。

次に、環境整備会組織の存続に不安はないかということでございます。農業・農村の有する多面的機能が、今後とも適切に維持・発揮されるよう、多面的機能支払い交付金による支援を受けて実施しているところでございます。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行により集落機能が低下しております。地域の共同活動によって支払われる多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されていることも懸念されております。このような状況の中、環境整備会の存続にあっては、高齢化による役員の成り手不足、農家等の後継者不足による構成員の減少といったことが課題として上げられるところでございます。

○総務部長（有留茂人） 農業技師の補充の状況ということでございます。ここ数年の農業技師の採用につきましては、平成27年度に1名、平成28年度に1名、平成29年度に1名、平成30年度に2名の合計5名採用をしているところでございます。総数としては、現在、農業技師7名、畜産技師2名の合計9名となっております。なお、本年度も採用試験において農業技師の募集を行ったところでございます。農政部門における農業技師の配置につきましては、農業技師5名と畜産技師2名となっており、また、農業技師のほか、農業系の大学等の出身である職員3名と過去における農業行政の実務経験等のある職員4名、それから再任用職員1名の配置も行い、農業振興を図るための職員配置に努めているところでございます。

次に、安心・安全対策について、空き家の状況ということでございます。本市では、平成

22年11月と平成25年10月、平成28年12月の3回、指宿市消防団の協力の下、空き家の調査を行っております。空き家については、道路等に面し通行量の多い箇所にある危険な空き家もあるところでございます。具体的な件数については把握できていないところでございます。なお、市内の空き家の数については、平成28年12月の調査で1,994棟であり、うち危険な空き家と思われる空き家の数は165棟となっております。平成25年の調査と比較すると、空き家の数は274棟の増、うち危険な空き家の数は15棟の増となっている状況でございます。

○市民生活部長（上田薫） 空き地等の管理につきましては、近隣の方々に迷惑が掛からないよう、広報紙等を通じて、定期的な土地の管理を所有者等にお願いしているところでございます。また、土地の近隣の方々などから雑草等に対する相談・苦情が寄せられた場合は、現地を確認した上で、所有者等に対して通知を行い、雑草の除去など土地の適正な管理をお願いしているところでございます。通知後の対応につきましては、個人の所有財産に関することであり、個々の事情もあることから、所有者等の判断に委ねざるを得ないのが現状でございます。

○農業委員会事務局長（冨永敏尚） 農業委員会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。耕作放棄地改善の機械導入簡素化に関する御質問につきましては、国の交付金事業でございます。荒廃農地等利活用促進交付事業を活用する際の、請負業者選定手続のことと認識しております。この事業では、農業者等が、自己所有でない荒廃農地を再生し、5年以上借り受けて作物生産をしようとする場合、その再生作業などに要する経費が交付対象となります。荒廃農地の再生は、樹木の伐採、抜根作業をはじめ、重機などの機械を導入しなければならないケースが多く、一般的には業者への請負委託という形で作業がなされているところでございます。請負業者選定は、事業実施主体となる農業者等が三者以上の業者から見積を取り、最低価格業者とすることとされておりまして、これは国の他の補助事業や交付金事業と同様に、手続が義務付けられているところでございます。したがって、このような義務的な手続はルールに則って進める一方で、荒廃農地の再生という緊急性の高い事業でございますので、国・県への事業採択の要望をはじめ、早期の事業実施に向けての県との協議を重ねているところでございます。

○建設部長（黒木六海） 市内に蓋のない側溝はどれぐらいあるか把握しているかとの御質問ですが、先ほど議員お示しのとおり、現在、市道は1路線増えまして947路線、総延長にしまして約580kmでございます。市道の路線数が多いことや延長が長いこと、同じ路線でも蓋のない側溝と整備済みの側溝が混在しているところも多く、厳密な距離の把握が難しいところでございます。なお、道路の不具合につきましては、道路パトロールや各地区からの要望等を踏まえ把握に努めているところでございます。

○11番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入ります。

先ほど、市長の方から答弁いただきました。被害に遭った面積は434haだと。主にオクラ

が主だったようでございます。葉タバコも被害に遭ったという報告を受けておりますが、そういうことを考えれば、先日の産業建設委員会の席上でも、担当職員からも説明があったオクラについてですね、オクラは機能成分評価試験を平成27年度から実施し、その検証結果で、血糖値を下げる効果やダイエットにも効果があるなど、多機能性があると説明していましたが、これまでオクラの擦れた物を使用して検証したことはないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） オクラに関しましては、現在、台風等で被害を受けたスレ果等の活用につきましては、なされていないところでございます。ただ、議員御指摘のとおり、健康に着目したオクラパウダーや化粧品等の加工品も開発されつつございますので、規格外品等も含めた活用が期待されているところでございます。それに向けて、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 現在においては、まだオクラのスレ果についてはされていないという答弁でございました。今後、規格外として何らかの検討はしたいとの答弁でしたが、それではですね、地域食材の中でオクラのスレ果が出るんですが、そのオクラを地産地消として、市内のホテルや学校給食、あるいは病院に活用するお考えはないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） オクラの台風等による被害に遭ったスレ果等の活用でございますが、議員御承知のとおり、台風直後については、相当量のオクラが廃棄されると認識をしているところです。全ての物を活用するとなりますと、その集荷の方法、あるいはその対価、保管場所等、いろいろな検討事項もございます。今後、どのような活用方法があるのか、併せて、生産者の所得向上のため、検討をしてみたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 是非ですね、今、生産者の所得向上に向けて研究をしたいということでしたので、そのように努めていただきたいなというふうに思っております。私もオクラを少し作付けしておりますが、スレ果を山の中に捨てるのはもったいないんですよ。こんなに捨てていいのかなというぐらい山に捨てて、もったいないと思いつつ捨てるを得ないんですが、中には畑の中に山積みになっているところも見受けられます。是非、ここ辺りについてはですね、今後、研究を進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほども言いましたようにですね、女性の方がトラクターでの作業やキャベツ植付作業、あるいは刈払機を使用して土手の草払い作業等と、女性の活躍が非常に目に付くようであるが、先ほどの事故件数は減少しているとあったんですが、女性の事故発生報告はないか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 女性の方々の活躍は非常に目覚ましいものがあると思っております。過去5年間に報告がありました農作業の事故23件のうち、2件が女性による事故でございます。1件が管理機の操作誤り、もう1件がトレーラー付きの耕運機での走行中の自損事故となって

いるところでございます。

○11番議員（西森三義） 今、2件ほど事故が報告されているということでしたが、私は刈払機作業でもあったんじゃないかなと思っているんですが、刈払作業もですね、よくされているのを見かけるんです。刈払作業は十分な安全対策をしてないと、土手を滑ったり危険と思われませんが、事故防止に向けての指導はされていないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 農作業事故防止につきましては、農業全体の大きな課題と認識をしているところでございます。市といたしましては、農繁期に、広報紙や農業委員会だよりによる農作業事故防止の記事掲載を行っているほか、農業者による組織の各種会合や座談会、研修会等で、その都度農作業事故防止や熱中症予防について啓発を行っているところです。また、指宿市農業機械士会の活動の中でも、例年、農作業事故防止啓発のためのトラクターパレードを行っているほか、いぶすき産業祭りにおいて、展示パネルやチラシ配布による啓発活動を行ってきているところでございます。今後も、指宿市農業機械士会や関係機関と連携しながら、農作業事故防止に関する研修会、講習会等の開催を推進していきたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 部長が答弁ありました事故防止、あるいは熱中症については啓発活動を行っている。十分にですね、やっていただきたい。畑に10時を回ってから、夏場の畑におればですね、じりじり暑いんですよ。もう煮えたぎるご暑いですから、これでみんな大丈夫だなど、私は大変な思いをいたしました。そういうことで、この機械作業もですが、今後は、熱中症についてもですね、十分な指導を行っていただきたいなというふうに思います。雨靴で土手の草払いをするときはよく滑ったりして危険だと思われまますので、滑り止めのある作業靴を勧めていただいて、次の質問に入ります。

技術員として採用された職員を、先ほど部長の方でありました、年次的に採用をしていただいております。その技術員職員をですね、他部署へ異動するときには、本人からの希望なのか、それとも何か理由があるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 職員の配置につきましては、それぞれ職員の持つ資質や能力、意欲を最大限に引き出し活用することで、組織全体の活力を高め、活性化させていかなければならないと考えているところです。また、限られた職員数の中で、特に地方分権時代と市民ニーズの多様化に対応するための能力を有する職員の育成についても重要な課題となっております。採用した農業技師につきましては、農政部門の部署へ配置をし、指宿の基幹産業である農業を支える技術者として育成するよう努めているところでございます。農政部門で技術者としての経験を積む一方で、一定期間、農政部門以外の部署へ配置し、幅広い職務経験や知識、政策形成能力や管理能力を持つ職員として研鑽を重ね、再び農政部門で能力を発揮できるよう育成する必要もあろうかと考えております。その異動につきましては、毎年本人の希望を聞いたりしておりますし、また、その能力等を判断し、その組織として活力を高めて、

その組織力が発揮できるような形で配置をしているというふうな状況でございます。

○11番議員（西森三義） 今、部長が答弁されたようにですね、確かに、職員の資質、能力、それを見極めて、そして組織の中で活躍していただくような配置が必要だと思っております。ただですね、私は、技術員というのは現場に出てですね、そして今、重要な農薬散布等の遵守も含めて、農家を直接指導していただき、農業のことは何でも分かる、昔、あの職員に聞けばないでんわかいおったぞと、生き字引やないね、あん職員はっていうぐらいですね、そういうふうな技術員を育成する考えはないか、お尋ねいたします。

○総務部長（有留茂人） 議員おっしゃいますように、その長年の経験というものが技術員には必要であろうと思います。その農業の部門に配置をし、そこで育成ということもありますし、また、広くですね、その申請の仕方とか、契約の仕方とか、あと管理者として、その資質を磨くというふうなことも大事であろうかと思っております。技師というのは、やはり、その経験に裏打ちされた、その行動というものを市民の方々へ還元をしていくというふうなのが大事ではないかと思っておりますので、今後も、その農業技師の育成については、いろいろ考慮しながらしていきたいと思っております。

○11番議員（西森三義） ありがとうございます。長年、経験を積んでもらってですね、そして、その経験を基に部下を指導する、また、そういうことも必要であろうなど。資質向上が一番大事だと思います。

今ですね、日本一の生産地であるオクラに残留農薬が発見された場合、消費者の信用を無くして信頼回復にはですね、相当の年月を要すると思われませんが、残留農薬を指摘されないための指導をどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 農薬の使用に際しましては、使用者自らの責任において正しく使用することが法律において義務付けられておりますが、残留農薬の基準値を超える違反事例が一度おきますと、自主回収や産地での廃棄処分など、大きな損害が発生するとともに、風評被害により、産地の存続も心配されるところでございます。市としましてもこのようなことがないように、農薬の適正使用について、広報紙やチラシ配布などにより、農家への周知を図るとともに、栽培講習会や座談会等での指導を行っております。また、最近では、農薬に頼らない、土着天敵などを活用したIPM栽培技術の導入も積極的に推進するなど、農薬散布のリスク軽減にも取り組んでいるところでございます。これらの農薬の適正使用推進に関しましては、とても重要なことであると認識しておりますので、農協や県農政普及課とも連携を図りながら、周知、指導を徹底してまいりたいと考えているところです。

○11番議員（西森三義） 本当にですね、私も畑に出ていながら、農薬散布をする光景をよく目にいたします。また、本当に農薬散布について守っていただいていると思っておりますが、万が一、そこ辺りについてですね、間違いを起こせば大変だなというふうな思っているところです。今、部長が言われました天敵による防除と、IPMですが、確かに、私も短尺

ソルゴを植えて、この夏はオクラに2回だけの散布で済みました。そういうことをですね、やっぱり、いろんな講習等があるときに、先ほど現場に出てというのはちょっと無理かもしれませんが、機会あるごとに、やっぱり、そこ辺りも指導していただきたいなというふうに思っております。

それからですね、技術員だけじゃなくて、指宿市には指導農業士がいると思うんですが、市内に何名おられてですね、どのような活動をされているのか。併せて、その活動に対する対価はあるのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 指導農業士に関する質問でございますが、市内における指導農業士会の会員は、現在14名いらっしゃいます。指導農業士に関しましては、優れた農業経営を実践し、青年農業者等の育成に対する熱意と指導力のある者を県知事が認定するもので、オクラや豆類に関するニューファーマー講座等の研修会や定期的な巡回指導を通じ、次代の農業を担う新規就農者や青年農業者が農家として定着できるよう、作物の栽培技術や農業経営者としての心構え、集落での生活や慣習等について指導・助言を行っているところでございます。指導農業士の活動費につきましては、指導農業士会の予算の中から、活動実績に応じて支払われますが、その主な財源につきましては、県の委託費と指導農業士自らの会費で賄われているのが現状でございます。

○11番議員（西森三義） 指導農業士は14名いらっしゃって、農業に長けた人で県知事が認定すると。そして、新規就農者を指導しているということで、今、答弁をいただきましたが、私の地区にもですね、ハウスを造った若者が地区外から来ております。その中で、指導を受けているようなのを見かけてないんですよ。だから、現場まで指導農業士という方は来れないんですか、どうなんですか、お尋ねをいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 指導農業士会はですね、そういうニューファーマー講座とかいろんな研修会等の参加はしますけれども、個別の指導はですね、相談に来られた方については個別相談をしますけれども、指導農業士が進んで、その現地まで行くということは、今のところはしてない状況でございます。

○11番議員（西森三義） できればですね、新規就農者の場合は年に2回、農業委員会なり、普及職員なり、指導は行っているよう、指導と言うか、その新規就農の実態調査をしているみたいですけど、常日頃から現場で、こういう作付けはやっせんどとか、こういう水はけはやっせんど、水はけをよくするようにとか、そういう指導が必要だと思うんですけど、そこ辺りがですね、我が家は基幹産業、指宿市は、農業は基幹産業だよという割には不足しているように思うんです。だから、私は毎年、今技術員は採用されているということなんですが、それも何年か経験を積まないかんとですよね。だから、ここで指導農業士の役割というのを十分に、それには対価を払ってでもですね、ちょっとやっていただけませんか、ということも考えられると思うんですが、そこ辺りについては、指導農業士とそうい

う話し合いをされたことはないんですか。

○農政部長（松澤敏秀） 指導農業士会の中では、そういう指導についてもですね、極力お願いはしてあります。朝晩、地元限定なんでしょうけれども、朝晩ですね、会った時に、そういった指導もお願いをしているところです。また、市としましても、現場での指導というのが非常に大事だということは認識しておりますので、現在、農業青年等ですね、農家への指導・助言等の業務も担う営農指導員、活動員の雇用をですね、計画しており、適任者の選定を行っている最中でございます。議員御指摘のきめ細やかな支援体制づくりができるよう、今後もですね、農政課としても努めてまいりたいと考えているところです。

○11番議員（西森三義） 将来にわたって、基幹産業である農業を守る必要から、今後においても技術員の採用はされていかれるものと理解し、次へ入ります。

耕作放棄地の整備作業については、各地区に、土木事業会社に長年勤務して、定年退職後農業をしていて、機械作業に精通している人もいるので、個人で大型機械を借りて整備することについて、前向きに検討できないか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（富永敏尚） 荒廃農地等利活用促進交付事業の助成区分につきましてご説明いたしますが、大きく二つに分かれます。一つは、ある程度荒廃が進みまして、樹木が生い茂っているような状況の農地を、業者委託により重機を用いて再生する場合でございます。助成率は原則として対象経費の2分の1以内というふうになっております。一方、荒廃化があまり進んでおらず、農業者等が自ら重機を使わずに再生できる程度の農地の場合は、助成要件を満たしますと10a当たり5万円の助成があるところでございます。しかしながら、これまでの傾向を見ますと、ほとんどが重機を使って、10a当たり数10万円の経費を要しているというのが実情であり、助成率2分の1の事業が活用されているところでございます。議員御指摘のケースで考えますと、この2番目に申し上げました、定額の5万円の助成の方になるところでございますが、助成率が非常に低くなるデメリットは、これはあるんですけども、事業計画の内容次第では、定額5万円助成の対象となり得る可能性もございますので、しっかりと私どもの方で状況把握をさせていただいた上で、申請案件ごとに県と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 十分にですね、状況把握してもらって対応できる分は対応していただきたい。ただですね、業者の方に委託すれば、例えば、私の地区なんかの畑ですればですよ、業者委託をして整備してもらいより、畑はしないんですよ、そんだけ。整備料が高いんですよ、何十万円ですよ。もうびっくりしました。せいなら、もうせんというふうになるんですよ。だから、そこ辺りをですね、個人でできるように。個人も今技術を持っているんですよ。コンボを使ってきれいに整地して、十分に、今そこでオクラやカボチャややっている畑が何枚もあります。だから、業者見積りを3社見積もらん、なぜ必要なのか、個人間でそういう重機を使ってでも私はいいと思うんですけど、そこ辺りについてですね、国・県はお書

物のとおりなんです。お書物外もあるんです。だから、そこ辺りを何とか相談できないのか、局長どうですか。

○農業委員会事務局長（富永敏尚） 議員御指摘のとおり、業者委託する場合の見積聴取、これらをはじめまして義務的な事務手続を負担に思われる農業者の方々という、そういった農業者等の方の声はお聞きしているところでございます。これらの手続が助成対象経費の透明性、それから公平性、これを担保することになりますので、私どもも御説明を繰り返しながら、結果的に助成金が得られることによりまして、農家の皆様の経費の削減、負担軽減、こういった面での負担軽減につながるということで説明をしているところでございます。ただし、農業者等が自ら再生する場合につきましては、事務手続を軽減できる可能性がございますので、状況に応じて県と協議をいたしながら、適切な支援につなげていけるように頑張っ
てまいりたいと考えております。

○11番議員（西森三義） 確かに、助成金についての公平性は必要であると思いますので、先ほど局長が言われたようにですね、その地区、あるいは場所の状況、十分に把握して、対応ができる体制が取られるようにしていただきたいというふうに思っております。

環境整備会の活動についてはですね、今現在、20地区を一つにして、農道の舗装を実施したり、うまく機能していると思いますが、後継者のいない地区はどうなるのか、お尋ねいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 過疎化、高齢化に伴い、今後、役員のなり手不足や後継者不足により、共同活動が困難になるとともに、存続そのものが危ぶまれるのではないかと懸念されているところです。このような状況の中でありまして、本市においては、組織の存続を図るとともに、国の交付金を更に有効活用するため、昨年6月に市内20地区の環境整備会が、広域協定を結び、事務局を設け、煩雑な会計や書類作成を一本化したところでございます。これによりまして、各環境整備会の役員の負担軽減が図られ、これまで以上に本来の保全活動に集中することができるようになったところです。さらには、広域化されたことで、施設の長寿命化のための活動支援を受けることや、地域間の協力を得ることも可能となっておりますので、広域化のメリットを十分生かせるよう指導、助言をしてまいりたいと考えているところです。

○11番議員（西森三義） 確かにですね、今、事務が一本化になって、今まで自分たちで会計処理をしていたのが、もう一本化されて、そこについては簡単になったというふうに思っているんですが、なにせ、その環境整備会の組織に携わっている方々がですね、主力が65歳以上なんです。だから、私は5年先がどうなのかなと、今でも70を超えている人も参加されていますが、それでも草払い作業をしてもらっています。だから、これがあと5年先がどうなのかなというふうに心配するんですが、やっぱり、5年先の改善策とかいうのも検討はされてますか。

○農政部長（松澤敏秀） 広域化が実現したことによりまして、各環境整備会間の相互の労力補完や入り作農家の共同作業への参加が可能となったところです。活動への参加者をより多く呼び掛けるために、区域内に掲示板を設置し共同活動の周知を図る取組や、業者委託による施設の維持補修、また、入り作農家や農地を所有する非農家を含めた農業者等による検討会を各整備会単位で実施をし、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図るなど、構造変化に対応した取組を行っていく必要があるものと考えているところです。今後とも、農地、農業用水等の保全のみならず、生態系や美しい景観を良好な状態で保全し、次世代に継承していけるよう、農業者や地域が連携し、一致団結して営農や環境保全活動を更に推進していくよう、市としても積極的に協力していきたいと考えているところでございます。

○11番議員（西森三義） 雑草は強いんですね。私は昨日、ちょっと農道を走ってみました。そらそら、車がよいなこっです。それぐらい雑草は元気やらいと、私も雑草の元気ももらいたいなというぐらいですから。ただですね、雑草の草払いは大変なんですよ。だから、そこ辺りについては、先ほど部長があった入込農業者の指導も、当然、地区もすると思うんですが、また、行政としての立場からもですね、お前たんも、こういう地区でハウスを造ったりすつときは、地区の活動に積極的に参加するよという、やっぱり、それも助言をしていただきたいなというふうに思っております。

次はですね、安心・安全対策について、2回目以降の質問をいたします。まず、撤去法が制定されてからですね、活用に向けた検討はされているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、本市もこの法令に基づき空き家等に関する調査、助言・指導等を実施しているところでございます。

○11番議員（西森三義） 以前質問したときにですね、多分、今の総務部長だったと思うんですが、危険空き家に安全対策として、ネットを、その地区の自治公民館辺りから要請があれば配布をされるという答弁があったと記憶しているんですが、実際に配布して、ネットを配布してですね、安全対策に努めた事例があるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 危険な空き家等について、瓦等の飛散を防止するためのネットの貸与ですけれども、これにつきましては、平成29年度と平成30年度に各1件、合計2件について貸与をしているところでございます。

○11番議員（西森三義） その2件は、地区の有志の方々で実施されたんですか、どうなんですか。

○総務部長（有留茂人） 29年度の分については、宮ヶ浜地区から、公民館からの要請でございます。平成30年度は、新西方地区に公民館長を通じて貸与の依頼があったというふうなことでございます。

○11番議員（西森三義） 地区でされたか、その誰かが、親戚がされたかはちょっとはっきりしなかったんですが、それではですね、その市の方でネット張りの作業を業者に委託して、安全を確保してですね、その費用については、所有者へ請求する考えはないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 家屋の適正な管理につきましては、所有者へ要請を行い、所有者の責任の下、管理をしていただいているところでございます。今後についても、適正な管理については、所有者と協議を行いながら、所有者において実施をしていただきたいと思いますところでございます。

○11番議員（西森三義） 1回目の口述書の中でも言いましたように、善良なる市民、あるいは相続がしっかりしているその空き家、それについてはですね、解体が進んでいるんです。所有者が何かはっきりしない、そういうところが残っているんですよ。そういうところが台風の影響にも遭っているんです。だから、そういうところに何とか所有者を定めてですね、そして、市の方でネット張りを業者なりに依頼して、こんだけの費用ですよとかいうことですね、やっぱり、それぐらいしないと、今、私の地区にも2階建ての空き家が、瓦が落ちてくるのがあるんです。そこを小学生が通って行くんですね、通学するんです。もしそうなった場合には、どこが見るんだろうかと、常に思います。だから、そこ辺りについて、やっぱり、市の方も今後はですね、検討していく、あるいは、今ありますがね、ふるさと納税もいろいろありますし、そういうのもチラシを作ってですね、こういうふうなのをすれば、ふるさと納税していただければ、こんだけ市の方で業者に委託しますよとか、方法はあると思うんですが、部長、研究する考えはないですか。

○総務部長（有留茂人） 所有者が不明な物件というふうなことですけれども、権利関係や関係者同士の人間関係等もございまして、また、空き家の管理は、財産権や所有権等に基づき、所有者が適切に管理することが現在求められているところでもございまして。そういう関係で法律ができておりますので、その法律に基づいた協議会というふうなものをですね、今後研究をして設置をしていきたいと思っております。設置につきましては、来年度に設置へ向けて今準備を進めていこうと考えているところでございます。その協議会の中で、危険な空き家に対する対応としましては、その助言とか指導を繰り返しながら、協議会の中で、専門家等の意見を聴きながら対応をしていくというふうなことになろうかと思っております。それから、ふるさと納税の関係ということでございましたけれども、ふるさと納税につきましては、いろいろな事業に一旦、基金というふうなものに積み立てて、適切に管理運用しているところでございます。ふるさと納税の返礼品的な取扱いというふうなことだと思いますけれども、空き地のそういうふうな危険空き家の管理というふうなものも考えられますので、ふるさと納税の返礼品等の対象となるかどうかということについては検討をしていきたいと思っております。

○11 番議員（西森三義） 今、いろんなテレビ報道等を見れば、いろいろなところで墓守をしますよとか、ふるさと納税していただければ、空き家の管理をしますとかいうのがあるんですよね。だから、指宿市も取り組もうと思えば多分できると思いますんで、先ほどもありました、空き家もありますし、解体した後の空き地についても雑草が生い茂ってですね、冬場は本当に危ないんですよ。だから、そこ辺りについても、草払い等は、あなたが幾らふるさと納税した場合にはこれで草刈りをしますよとか、そういうチラシも作成して、そしてふるさと納税を取り組むという方法もあろうと思うんです。やっぱり、部長はいろいろ検討されるということでしたので、是非そこ辺りもですね、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。それから、中にはですね、解体してから黒いシートを張って、そして雑草を抑えてですね、プランターを置いて、なんすつとやろかいと思えば、そこにナスビやトマトや、いろいろ作物を植えているんです。だから、そういうこともですね、黒かシートを張りゃ草が生えんよとかいうのを指導していくのも行政の務めだと思いますんで、そこ辺りについても、是非お願いをいたしたいと思います。

時間がないので次に入ります。先ほど建設部長の方で蓋のない側溝についての答弁がありました。延長580kmと思っているんで、やっぱり、把握することは本当に困難だと言われているんですが、毎年道路改良工事にですね、何億円も予算化をして道路を整備されてきております。私は、大分道路は整備されてきているんじゃないかと認識しているところなんですよね。だから、ここ辺りでですね、各公民館長さん辺りで、側溝に蓋がない、そういう調査をですね、未設置の側溝はどれぐらいあるのかという把握をする必要があると思うんですが、そこ辺りについてはどうですか、お尋ねをいたします。

○建設部長（黒木六海） 各館長さん方をお願いして距離の調査ができないかということですが、各地区をお願いして調査した場合、道路の種別や側溝の現状を把握することが必要になってまいります。また、改修の優先度や必要性などにつきましても、その状況によって判断しなければならぬことから、把握については、なかなか難しいことが考えられるところでございます。

○11 番議員（西森三義） 私は、580kmが部長の頭の中にあるから難しいと思っているのかなと思ったんですが、そうじゃないというふうに理解いたします。

ではですね、挨拶でも言いましたけど、今、長寿大国と言いましたが、まだまだ高齢化は進んでいくと思うんです。その中で、やっぱり、蓋のない側溝に、年取れば足を滑らせて、ちょっとしたことで怪我をするんです。そういう危険と思うところなんですけど、道路改良と同時にされるのが一番だと思いますけど、舗装状態のいい場所についてはですね、側溝の取り換え工事をする方法もあるのではないかと思います。環境保全の点からもですね、もう1回ふるさと納税に戻りますけど、ふるさと納税の一部を活用して整備できないか、お尋ねをいたします。

○**総務部長（有留茂人）** ふるさと納税寄附金につきましては、指宿市ふるさと応援基金条例の規定によって、ふるさと応援基金に積み立てて、適切に管理運営をしているところでございます。側溝改修を含めた道路維持事業につきましては、ふるさと応援基金の活用も可能であります。活用につきましては、他の事業とのバランスを考慮しながら、また、寄附者の賛同を得やすい事業に活用することで寄附額の増額にもつながるのではないかと思いますので、その辺りも含めまして、全体的な事業として検討してまいりたいと考えております。

○**11番議員（西森三義）** 前向きにですね、検討していただければありがたいというふうに思っております。

それではですね、唐船峡については、先ほど答弁で待ち時間を知らせるという検討をされているようでしたので、もう一つだけ聞きたいんですが、せっかく来ていただいたお客様を、他の施設へ案内するなどの方法で、例えばですよ、近くにそばの館がありますよね。そばの館を利用するような、そういうふうなチラシ等を作ってですね、お客様の分散化について研究する考えはないか、お尋ねをいたします。

○**開聞支所長（川畑徳廣）** 夏休み等を利用して本市へ訪れるお客様の多くは、インターネット等を利用し、旅行プランを組み立てているものと思われませんが、混雑する時間帯を他の施設で過ごしてもらうことは、旅行プランに無駄な時間をつくらせず、市全体の施設にとっても有益なことであると思います。なお、指宿市ホームページから指宿観光ネットを閲覧すると、ふれあい公園などを紹介するサイトを検索することもできますが、駐車場の方に警備員を配置している時期に他の飲食店を聞かれた場合は、警備員に案内させる方法も検討したいと思っております。

○**11番議員（西森三義）** 是非ですね、せっかくおいしいそうめんを食べに来ていただいておりますので、そういうお客様が帰ることがないように、また、そばもおいしいですよという具合にですね、なんか分散化ができればなというふうに思ったところです。

今回は、農業関係の技術員補充を質問いたしました。他の部署においても技術員、いわゆる専門職員が不足して業務に支障を来し、市民に迷惑を掛けることのないよう、職員採用されるものと期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

○**議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○**13番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義、そして市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、指宿市立の小・中学校の空調整備についてですが、先の質問者との間で一定のやり

取りがありました。それを踏まえて質問したいと思いますが、一部重なる部分があるかもしれませんのでよろしくお願いいたします。私たちが小・中学生であった頃もそれなりに暑い日がありました。しかし、その内容は今と全く違い、28℃、29℃にもなれば暑い日と認識され、それを越すと、今日は30℃もあるよと言って、最大限の暑さの表現としたものです。環境としては、昔は周りに緑が多かったり、校舎は木造だったりという違いはあったかと思います。近年、実際の気温という面でも、昔とは比べものにならないほど暑い日が続いております。教室の暑さ対策という点では、扇風機さえなかった時期に、私は、普通教室への扇風機設置を繰り返し要求してきました。当時は、扇風機設置を求める声がある一方で、贅沢だと言わんばかりの声も一部にありました。そのような時期を越えて、小・中学校の全普通教室に扇風機が付いたのは約10年前であります。今年は、その頃とは比べものにならないくらい暑い日が続き、全国各地で記録的な猛暑となりました。文科省の定める学校環境衛生基準で、教室の室温についての基準は、10℃以上30℃以下だったのが、17℃以上28℃以下と改正されています。暑さ、寒さを我慢して学習するという考え方でなく、学習するに相応しい環境をつくるという考え方に移行したことは歓迎すべきことでもあります。そこで、幾つか伺います。市内各小・中学校における普通教室の室温調査はどのような方法でやられたのか、また、その結果はどうだったのか。そして、各教室の夏場における室温の状況を、学校環境衛生基準が示している28℃以下という基準に照らして、どのように評価しているのか、伺います。

次に、整備についての基本方針の確認ですが、本議会以前のこれまで議会などでの答弁は、まず、南中については、耐震工事と併せて設置する。これは既に完了しております。南中の状況を見ながら今後の設置について生かしていく。方針としては、全校について設置するが、設置完了の期限を定めてはないというのがこれまで今議会以前の内容だったかと思いますが、確認してよろしいでしょうか。それで、今回の答弁で、全校設置の見通しを答えられているわけですが、財政上の問題もありますのでもう一度ですね、今後の方針ということを整理して、市長の方からもこれについてはお答えをいただきたいと思えます。

次に、子ども医療費助成制度の充実についてであります。子ども医療費助成制度については繰り返し要求をしてきております。子育て支援については、市長自身もその必要性を認め、子ども医療費の助成も段階的に改善を重ね、現在は、中学校を卒業するまでを対象にして、所得制限も自己負担もありません。全国的に見て遅れている鹿児島県の制度に上乗せをして事業を進めております。しかし、時代は高校卒業するまでを対象にすることを求めています。高校卒業までという言葉は使っておりますが、意味としては、18歳になる年度末という意味でありますのであらかじめ述べておきます。子育て支援を強化するということは、若い世代を指宿に呼び込む施策にもなります。その一つが子ども医療費の助成ではないでしょうか。高校卒業するまでを対象にできないか、改めて伺います。

また、現物給付への移行については、県として進めることが現実的であることから、市としても県に要請をしているのではないかと思います。現在どのようになっているのか伺います。

次に、放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の制定についてであります。放射線が人体や自然に及ぼす影響は改めて言うまでもなく、とても甚大です。人体への被曝は、被曝後の影響から体細胞、生殖細胞、胎児への被曝と分類されるようです。体細胞への被曝は、被曝者本人にのみ障害が発生するものであります。生殖細胞、胎児への被曝は、生まれてくる子供たちに影響を及ぼします。つまり、他のものによる影響と違って、時間軸を越えて、将来に向かっても被害が拡散をしていきます。福島原発による放射線の影響は今なお癒えず、拡大をしております。そればかりか、放射線の影響を抑えることもできず、人類はまだ放射性廃棄物を処理する術さえ確立できておりません。メルトダウンした中がどのようになっているのかも分からない。解体を含む作業をしようとしても、放射線量が多くて危険で近寄れない。それならということでロボット作業をしようとしても、ロボットの開発もこれからという状況です。汚染水の管理もできず漏れ出している。あるいは、貯蔵タンクもどんどん数を増やし、最終的な処分の方法も確立されていない。地下に埋めるとしても数十年もの年月を想定し、最終的には、10万年規模で管理しなければならないというとてもないものです。気象の変化や災害を想定すればリスクが高すぎます。2011年3月11日の時点で、日本には54基の原発がありました。福島の重大事故以降、2013年7月、政府は、原発に対する新規制基準を施行しました。そして、2018年7月12日時点で、新基準にパスしたとして、大飯・高浜・玄海・川内・伊方の5発電所の9基を再稼働として、19基については廃炉としています。また、政府は2018年7月に閣議決定した第5次エネルギー基本計画で、2030年度に原発による発電比率を20から22%にするとして、そのためには30基前後の原発の稼働が必要だとしています。一方で、政府は、放射性廃棄物をどこの自治体に持ち込もうかとやっきであります。また、自治体の側からは、放射性廃棄物の持ち込みを拒否する立場を表明するところが増えてきています。住民の命と暮らしを守るという立場に立つならば当然の表明であります。そこで伺いますが、放射性廃棄物の危険性をどのように捉えているか。また、放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例を制定する考えはないかどうか伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） はじめに、指宿市立小・中学校の空調整備についてでございます。今回、来年度夏に間に合うように空調機器設置に伴う設計業務委託料を今議会に提案したいと思っております。この件については、先ほども教育委員会、教育長を中心に答弁いたしましたけれども、詳しくは教育長、教育委員会の方で答弁をいたさせます。

子供の医療費についてでございます。本市の子ども医療費助成制度につきましては、子育て支援における環境整備の充実を図るため、中学校卒業までの子供を対象に医療費の助成を

実施しているところでございます。子ども医療費助成制度の充実につきましては、人口減少や少子化における有効な対策の一つであることは十分認識はしております。しかしながら、近年、制度の拡充が自治体間で競争になってきており、今後、更に競争が激化してくるのではないかと危惧をしております。したがって、今後につきましても、国・県及び近隣市の動向等を注視しながら、総合的に判断する必要があると考えているところでもございます。

次に、放射性廃棄物についての質問でございますが、原子力発電から排出される低レベル放射性廃棄物につきましては、関係法令に基づき発電事業者において適切に対応されているものと思います。原子力政策につきましては、国において、高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵や最終処分に関し、我々の生活環境等に悪影響を与えることのないよう万全を期していただきたいと考えております。したがって、今後も国の動向を注視しながら見守ってまいりたいと思います。

以下、いただきました質問については、担当部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） 市内小・中学校の室温調査の方法でございますが、それぞれの学校で比較的温度が高くなる教室について、13時から14時の間に教頭が中心となって測定をしております。その結果、特に、7月においては、全ての小・中学校において、学校の環境衛生基準である28℃を上回っている状況がございました。教育委員会としましては、望ましい学習環境を整える面から、早急に対応しなければならないと思っているところでございます。

○教育部長（下吉一宏） 小学校の空調整備のこれまでの基本方針の確認と、今後の方針の確認ということで答弁をさせていただきます。小・中学校への空調機器の設置につきましては、これまで南指宿中学校の室温調査等の検証結果を考慮して、検討していくこととしておりました。しかしながら、今年の記録的な猛暑により、早急に児童・生徒の健康を保護しなければならない状況になってきたところでございます。本市の今後の空調設備につきましては、南指宿中学校での検証を踏まえ、また、国の動きを注視しながら、小・中学校への設置の方法について協議を進めてきたところでございます。今後の小・中学校の空調設備の整備方針といたしまして、来年度、エアコンの設置工事を行う方法と、レンタルによる床置き型エアコンを設置する方法の、二つの方法で各学校に設置していきたいと考えているところでございます。レンタルによる床置き型エアコンを設置する学校につきましても、歳出の平準化や学校の在り方等を踏まえながら、今後、順次、年次的に対応してまいりたいと考えております。

○健康福祉部長（山口保） 現物給付方式への移行につきましては、これまでも県市長会を通じて県へ要望してきたところでございます。また、平成30年10月診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対象に現物給付方式が開始されるところでございます。今後、全医療費受給者を対象に現物給付方式を導入する場合、審査機関である国民健康保険団体連合会等のシス

テム改修や、県や医療機関等との十分な協議・調整・協力が必要と考えられるところがございます。本市といたしましても、利便性の高い現物給付方式への移行につきましては、少子化対策を一層推進するための重要な施策であると認識しておりますが、現物給付方式への導入については、県内で統一した取組が必要と考えておりますので、今後も、他市と連携を取りつつ、引き続き県へ要望をしまいたいと考えているところがございます。

○市民生活部長（上田薫） 条例制定の考えはないかということでございます。昨年、原子力発電所から排出される高レベル放射性廃棄物の最終処分の計画を担う原子力発電環境整備機構、NUMOが地層処分に関する科学的特性マップを提示し、最終処分場の適地として色塗りされた県内の一部の自治体におきまして、建設反対の制定がなされているところがございます。本市におきましては、この科学的特性マップの候補地から外れているところがございますが、条例制定の効果や意義を検証した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） まず、空調整備についてですが、空調調査については、一番暑いところ、暑い教室、暑いところ、悪条件のところを調査したということですが、これは扇風機は稼働しての調査なのか、してないのか、その辺りも含めてもうちょっと詳しく状況をお願いします。

○教育長（西森廣幸） 調査をした時間帯が昼の13時から14時ということでございますので、扇風機を回している状態で調査しているのではないかと考えております。

○13番議員（前之園正和） 答弁の中でもありましたが、この調査の一覧表を見ますと、真っ赤になったところ、とにかく30℃を超えてところが真っ赤だと思んですが、非常に高いわけですね。基準の28℃を超えて、しかも30℃を超えてる。もはや、集中して勉強のできる環境ではないということが言えると思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 今年の夏に校外学習から帰った児童が命を失う、そういう事故もございました。また、気象庁の発表等によりますと、今年の夏、猛暑は命に関わる暑さであるというような報道もなされていることから、この学校における室内温度は大変危機的な状況にあるのではないかと考えております。

○13番議員（前之園正和） それから、1回目の答弁でありましたが、明日、補正予算も上程される予定だということもありますが、設置については来年度夏休みですかね、夏に間に合うようにということは、夏っていうのはいつを指しているか分かりませんが、夏休み中に工事をするという意味合いなのか、来年の夏のスタート時にはもう間に合わせるという意味なのか、その辺も含めてですね、この固定式、レンタル式も含めていつに稼働開始というような段取りなのか、伺います。

○教育部長（下吉一宏） エアコン設置の関係でございますけれども、通常は夏休み期間中に工事をいたしまして9月から稼働と、そういったパターンでございます。しかしながら、こう

いった暑さでございまして、私どもといたしましては、学校と協議しながら、授業中でも工事ができるのか、そういったところを協議しながら、できるだけ早い時期に設置をしたいと、このような考え方でございます。

○13番議員（前之園正和） ということは、授業中にもできないかということを追いつつ、遅くても、夏休み中には全部完成したいというようなお考えということによろしいでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 基本的にはそういうことではございますけれども、全国的にですね、エアコンの設置がスタートするだろうということも考えられます。そういった場合、エアコン自体の不足も考えられますし、また、工事も結構多くなりますので、そういった工事関係者の関係もございまして、私どもといたしましては、そういった形で早急にやりたいということは考えておりますが、そういったところも含めまして、ここで確定的にいつできるよう、そういった答弁はできないところでございます。

○13番議員（前之園正和） 夏休み中には完了できるようなふうを目指すということぐらいの感じかなというふうに理解をします。

それから、先ほどもあったんですが、固定式はもう固定、できあがりなわけですが、そのレンタルの据え置き型については、年次的にうんぬんという話がありました。これは取り急ぎとってということでレンタルの据え置きってことであって、段々固定式に切り替えていくのか、それとも、レンタルの設置式になったら、それはもうそれで完了というお考えなんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 既に議案が配布されておりますので申し上げますが、来年度4小・中学校、小学校が3校、中学校が1校、これを固定式にしたいという考え方。その他の学校については、取りあえずレンタルで対応しようということが一つ。そしてまた、学校の在り方等を踏まえながら、レンタルで設置した部分についても、年次的に、固定式に変えていくと、そういった計画でございます。

○13番議員（前之園正和） 固定式とレンタル式とで、とにかく急いでやろうという気持ちは伝わってきます。レンタルでやった分については、今後、取りあえず作った上で、固定式に変わっていくもの、あるいは最後まで残るものもあるかもしれない。その辺はどうなんですかね。レンタルについては、順次、全部変えていくってことなのか、場合によっては、レンタル式のまま残るものがあるのか。それと、一概にも言えないかもしれませんが、そのレンタル分が固定式に切り替えるとなった場合に、大体どれぐらいを要するという考えがあるのか。まだそこまでは、とにかくやるのが先だということになっているのか、その辺りのお考えっていうのは、目途っていうのはあるんでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） まず、レンタル方式が最後まで残るのかどうかという御質問でございました。これにつきましては、学校のあり方等も踏まえて固定式はしてまいりますので、そ

のことも踏まえて、場合によっては、レンタルが残る学校もあるのかなと考えております。それと、事業費につきましては、固定式の場合、それとレンタルをした場合、概算としては、数字としては手持ちに持っているところでございます。

○13番議員（前之園正和） それから、全国的な課題でありますので、空調機会社の供給側の問題とかいうことも出てくるんじゃないか。また、工事をするとしてもすぐ対応、発注側の希望どおり対応できるのかどうかということも出てくるかもしれませんが、そうなった場合に、例えば、何々小学校についてはどこに発注ということではなくて、可能な分については分けて、地元の企業を総動員して一気にやっちゃうというようなことも含めて、地元業者の多くのところに発注をするということと併せて、早く完成させるという意味で、それについても考える必要があるんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○教育部長（下吉一宏） 発注の方式の関係でございますが、これにつきましては、入札契約委員会、そこで入札の方法、発注の仕方、そこは協議されてきますので、今後の課題として捉えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） それから、可能である補助金等については、十分それを研究をして使うということは当然ですが、政府も、この問題では財政的対応を含めてですね、早急にやりたいという立場を明らかにしておるわけですが、市として考えた場合に、国が補助を強めていただくことは大いに歓迎をしながらも、それがどのように国の補助金が、例えば、期待するほどでもなくてもですね、空調整備についてはやっていくという強い気持ちはあられるわけでしょう。そのへんはどうなんですか。

○教育部長（下吉一宏） 新聞等でですね、情報がございまして、国といたしましては、概算要求で29年度と比べて3.5倍の環境改善、交付金ですかね、そういったものを概算要求をするということになっておりますので、私どもいたしましては、来年度のエアコンの設置の交付申請については、国の補助金がいただけるものというふうに期待をいたしております。今の質問の中で、それが期待できない場合どうするかという、一般財源であるのか、あくまで交付金を待つのか、そういった質問だろうと思っておりますけれども、昨今の猛暑の状況からいきますと、やはり、子供たちの健康を保護するという観点から、補助金がうんぬんということもございまして、そこらも含めてですね、ここでするしないというのは、交付金が出るからする、しないというのは、ここでなかなか答弁できないわけでございますが、私どもいたしましては、子供たちの健康という立場から前向きにですね、そこは検討してまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） それから、指宿は大体にして暑い方が問題になるので、クーラー感覚でこう喋るんですが、指宿の市内といえども、やはり17℃ということからすれば、それを冬場はですね、下回るところがあるのではないかとすることを懸念すれば、これは冷暖房を含めた空調というふうに今までの話というのは捉えてよろしいんですかね。

○**教育部長（下吉一宏）** はい、冷暖房でございます。

○**13番議員（前之園正和）** それでは、一刻も早いんですね、取組を更に願っておきたいと思えます。

次に、子ども医療費の助成制度のことについていきますが、現在の制度、これは中学校卒業までを対象する現制度になったのは、平成27年10月診療分からであります。名称も当時、乳幼児等医療費助成だったのが、年齢が高くなるまで対応することから、子ども医療費助成というふうに変更されました。対象が広がったことにより市民には喜ばれ、制度の目的は充実しているわけですから、市民の命と暮らしを守る行政としては、効果ある施策と言えると思います。そういう意味で、市民に喜ばれ歓迎され、そしてまた、子育て支援の一助として大きく役立っている制度だという認識を私は持っているんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○**健康福祉部長（山口保）** 医療費の助成につきましては、子育て支援の支援策に役立っていると思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 中学校卒業までするに当たっても、これまで何回も改善をしておりますから、それについては感謝を申し上げているわけですが、今ですね、改めて高校卒業までということが、あちこちで言われてきているわけであります。子ども医療費助成は、子育て支援の大きな柱の一つであると、これはもう認識も執行部の方も同じであります。市長自身、選挙公報の中でも、保育・医療・給食費の軽減をした子育て支援と掲げています。政策ですから、現状を追記することだけで終わるのではなくて、改善を図る、充実をさせていくということに記載するわけであります。そこで、医療についての政策も充実させるということで、子育て支援の一つとして掲げているわけですので、現在、中学校卒業までを対象になっていると、これは今の市長の努力も認めつつの話であります。その上で更に子育て支援を強めるということですから、この市長の方針から言ってもですね、次は高校卒業するまでを対象にという要望に対しては、当然応えていただけるんじゃないかという期待も持っているんですが、その点市長どうでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 現在、県内においては五つの市で高校卒業、つまり、18歳までの医療費助成をしているようでございます。この高校卒業までの医療費助成という、それに伴い財源措置等を総合的に考えながら、この事業はやらなければならないと思っているところであります。例えば、ふるさと納税の一部をこの医療費助成に使うとか、様々な取組の方法あるかと思えますけれども、今後の重要な政策課題であろうと認識をしております。

○**13番議員（前之園正和）** しつこいようですが、高校卒業までとしていただきたいという願いに沿って質問しているわけですが、一言で言うとどういうことなんですか。引き続き検討課題ということなんですか。やらないってどういうことなんですか。その辺りをちょっと明確にさせていただきたいと思えます。

○市長（豊留悦男）　ここで、やる、やらないという、その結論を出すには至っておりませんが、高校までの医療費助成とした場合の財源措置の裏付け、その他、そうした場合の今後の子ども子育てにどのような形で役立つのかというものは、5市で既に検証済みだと思いますけれども、そういうもの等を総合的に判断をしながら考えたいという趣旨で申し上げたわけでありまして。

○13番議員（前之園正和）　全国規模で見れば、22歳までを対象にしているところもあるようですし、子供がその学校に行き、他所にいてもですね、対象にするということまで広がっているところもあるようです。これについては高校を卒業するまでということ、改めて要請をしておきたいと思っております。

それから、現物給付についてですが、これは実際問題として、県として導入しないとなかなか部分があることは実際そうだと思うんですね。ですから、市としても、あるいは市長会等を通じて県に要請している状況だと思うんですが、そこでどの程度の要請をしているかについてですが、形だけと言ったら失礼かもしれませんが、要請をしているという程度なのか、それとも本腰を入れて、事あるごとにやっているということなのか、ほかの市町村とも連携をしておりますね、集中的に要請するというのも必要なんじゃないかと思うんですが、その辺りについてはどのようになっておりますでしょうか。

○健康福祉部長（山口保）　現物給付の現物方式への導入につきましては、県の市長会を通じまして県に要望をしているところでございます。内容といたしましては、義務教育終了前、中学校3年生までの児童・生徒全てを対象に医療費の負担軽減を図る方策を検討するとともに、給付方式について、所得に関わらず受給者にとって利便性の高い現物給付方式をすることを強く要望している内容でございます。

○13番議員（前之園正和）　市長会等を通じて要請をしているということでした。そこで、市長会等を通じるということは市長名でやっているということですので、それは市長としてやっているということにはなるんですが、実際の問題として担当者レベルではやっている。市長名だとはいえ、市長自らですね、自分の体をもって、市長自ら県に要請をしたということ、おありなんでしょうか。その辺りはどうなんでしょうか。文書で市長名でということではなくて、市長自身が赴いて要請をしますと、そういう直接的な意味であるかないかということをお答えいただきたいと思っております。

○市長（豊留悦男）　年2回、県の市長会がございまして。その中で要望事項で、19市が一丸となって、この医療費については現物給付をお願いしたいという文書でもって、担当部、そして知事へも要望を続けているところであります。つまり、19市が一緒になって子ども医療費の改善に向けて取り組もうという、そういう強い意志の表れ、それが県に伝わるように現在行っているところであります。

○13番議員（前之園正和）　直接的な答弁はあんまり聞こえなかったんですが、次に行きま

す。

放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例の制定に関してであります。全国で科学的特性マップの説明会を開き、最終処分事業を担う原子力発電環境整備機構、NUMOであります。その担当者は、説明会で地元の知事や市町村長が反対している場合は次に進まないと強調しております。自治体の意向を尊重するという姿勢を示したと朝日新聞が報じております。そういう下で、科学的特性マップで指宿市は指定をされていないと、危険な地域として、のがありました。それは正に事実でありまして、色分けしているところを見ると、指宿市は必ずしも危険な所になってないということはあるんですが、先ほど言ったNUMOの担当者が自治体の意向を尊重する姿勢、地元の知事や市町村長が反対をしている場合には次に進まないということを考慮に入れればですね、このNUMOの科学的特性マップでどのような位置付けにされていようとも、放射性廃棄物等の持ち込み拒否をする条例を、これを制定することには大きな意義があると思います。危険地域として、今のところ定められていないから、もう何もなくていいということではなくて、この自治体の長の意思を尊重するというわけですから、それを拒否する条例というのはそれなりに大きな意義があると思うんです。そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○市民生活部長（上田薫） 確かに、先ほどは外れていることから、その条例の効果や意義を検証した上でという答弁をさせていただきました。昨年7月に国が示した色分けに基づきまして公表しているわけですが、県内におきましても、43市町村のうち、11の市町村が条例制定をしているところでございます。確認したところ、この11市町村のいずれも科学的特性マップにおいて、最終処分の適地とされたエリアに属しているというところでございまして、確かに、指宿の方は色分けされたところで適地でない所ということで、今後の状況を踏まえた上で検討していくというような状況ですので、それを先ほど市長の方も答弁されたように、あくまでも国の施策ということもございまして、その辺を考慮しながら、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 基本的なことを1回目でも伺ったんですが、放射性廃棄物の持ち込みというのが、もう危険なものだという認識をお持ちなのかどうか。危険であるという認識であれば、これを拒否するという次のステップを踏むのは当然だと思うんです。危険じゃないよということになれば、そう慌てる必要はないということになるわけで、論理的にですね。この放射性廃棄物等の持ち込みというのは、大変危険なものだという認識はお持ちなんですか。根本の問題になります。

○市民生活部長（上田薫） あくまでも、原子力政策につきましては国の施策ということで、市民生活に、生活環境に影響を与えないように万全を期していただきたいということでございます。ただ、その厳格な適正処分が行わなければ、人体や生態系に及ぼす影響は懸念されるところでもございます。

○13番議員（前之園正和） 人体への影響も懸念されると、懸念じゃなくて危険極まりないものだというふうに思うのですが、そういう認識であるならば、それを拒否するという態度の表明をすることは大変重要なことなんじゃないかというふうに思うんですが、市長、そこはどうなんでしょうか。その態度表明、うちには来てもらっては困ると。向こうが持ってこようと思うが思わないがですね、つまり、NUMOの示す色分けがどうなっていようとも、うちには来てもらっては困るという発信をすることは大変重要だと思うんです。どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 御案内のように、県内においては11市町で条例を制定している。その理由というのは、この11市町については、その可能性、打診が水面下でもあったのではないかと、又は、その候補地として、適地として認めているのではないかと。だから、このような条例を作って反対をしている。それが恐らく条例制定の経緯だろうと思います。関係がないから、危険性がないからというのは全然考えておりません。現在のところ、国の動向を見ながら、自治体として、市としてどのような判断をするか、条例制定をするかについても考えていかなければならないと思います。関係がないから条例制定をしないというわけではありません。やはり、その危険性というのは誰しも認識をしているわけですので、今後、この件についても11市町、それ等の考え方を含めて、国の動向を踏まえながら考えていかなければならないと思っております。

○13番議員（前之園正和） 国の動向を見るという話がありましたが、確かに、科学的特性マップの中では危険度に応じて色分けをして示されている。そして、その中では、指宿の場合には黄色いところですので、比較的大丈夫かなという所に分けられてはいるんですが、これがNUMOの言う適地という所から順番に詰めてくるとばかりは言えないのではないかと思います。うちの自治体のどうぞというのがあれば、当然、国としても飛びついてきて、その上での調査は一定あるかもしれませんが、ということになるんじゃないか。そういう点では順番が後だからということではなくて、非常に危険なものだという認識であるならば、この拒否条例を作っているのではないかと思います。ほかの11市町、ここはそれぞれ問題があってということですが、この11市町、どこの条例を見てもですね、恐らく、大体似通っているというふうに思うんです。この拒否条例を制定している先例を見れば、どこのものも条文としては大変短いもので、目的、定義、基本施策、立場の公表などで構成されて、条文としては大体5条前後からなるものであります。もっと簡単に言えば、放射性廃棄物の持ち込みを拒否しますというだけのものであります。これは、やろうという気になればですね、すぐにでもできるわけですよ。そしてまた、ほかのところの調査・研究という性質のものではなくて、基本的に財源も掛からないわけでありまして。そういう意味では、正に市長の政治姿勢と言いましょか、考え方にかかっているのではないかというふうに思うんですね。だから、放射性廃棄物が危険だという認識であるならば、我が指宿市にはごめんですという表明はですね、正にすべきじゃないかというふうに思うんです。しないた

めの理由付けっていうのはあるんですか。

○市民生活部長（上田薫） しないための理由付けというよりはですね、このマップの色付けされた状況からすると、まず、海岸から20kmの以内に輸送面で利便性があること、それから火山活動や断層活動の自然現象が起きてないことと、地下深部の地質の強度や地温の状況等、それから温泉の状況等、こういうのを踏まえまして、その可能性があるところについては、こういうのを踏まえまして、錦江湾については国立公園で、先般も去年の喜入沖の地震が5弱があったわけですけども、そういう所については、当然適地でないというところで示しているところです。当然、こういう状況でございますので、条例を作るまでもなく、当然行政としては、この放射性廃棄物の最終処分場というところで手を挙げるということはないというふうに考えておりますので、その他の市町の状況を踏まえながら、その辺も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 危険性はあるということは認識をする。指宿として手を挙げることはない、それは当然のことだと思うんですが、手を挙げることはないというのは当然だとしても、それでは、このNUMOの示した特性マップで黄色い、比較的安全という、安全じゃなくて適さないという場所ですね、に入っているということですが、そういうことから、国は指宿市にどうですかということと言っていないことを保証することはできないわけでしょう。その辺はどのようにお考えなんですか。

○市民生活部長（上田薫） あくまでも、この原子力の経済産業省につきましては、各自治体の首長、県知事等にも所信を出しておりますけど、その中でも、こういう適切でないという所と、適地という所のこの区別につきましては、今後も説明会を開いて、その状況について、現世代のところで処分をしたいということで説明会を開くような内容も記述で見ましたけれども、あくまでも、こういう状況を踏まえて、指宿においては、こういう適地でないというところのお示しをいただいたわけですので、あくまでも、それを踏まえて誘致するというようなことはないということで考えております。

○13番議員（前之園正和） 誘致することはないということに留まらず、誘致することはないということは常識的にも分かる、そうだろうというふうに思うんですが、拒否の立場を明確にすべきではないかということを行っているわけです。先ほども言ったように、NUMOの側も、知事や市町村長が反対しているところには、次のステップにいかないというわけですから、拒否すればその意思が通るわけですよ、言ってみればですね。それとも、国は絶対に立地条件に適さないところには言っていないことを、市が保証されるのかどうか分かりませんが、地元の言うことには、知事や市町村が反対しているところには、次のステップにはいかないっていうわけですから、ここぞとばかりに拒否の立場を明確にすべきなんじゃないですか。誘致するしないの問題じゃないですよ。拒否をするかどうかの問題です。

○市民生活部長（上田薫） 誘致という言葉は適切ではありませんでしたけれども、この示されたマップの状況からして、当然、11の市町村については拒否をしているところでございます。先ほど議員の方から言いましたけれども、基本政策や立場の公表と条例等を出しているところもあれば、町民の責務と、町長の責務というところまで踏み込んだ条例等も制定しているところもございます。このようなことから、いろんな適地でない所も今後どうするか、当然、適地とされた所もこの11市町村だけじゃなくてどういうふうになるか、それらも踏まえてですね、検討していきたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 時間もありませんので、市長に伺いたいんですが、このNUMOの示した特性マップでは黄色い色取りがしてあって、これは適地かどうかというランクからいうと適地ではないというふうに、一番下の適地ではないとは違うんですが、その上になっているわけで、これは国が指宿市にどうですかということを書いてくることはあり得ないという認識で取ってよろしいんですか。私は、そこが約束できない以上は拒否の立場を明らかにすべきだというふうに言っているわけです。絶対に国は言ってこないという、現時点における理解ということなんですか。

○市長（豊留悦男） 国が適地であるかどうかという判断の基準は幾つかあったと思います。この条例を制定している自治体を見ますと、それなりの地質の条件、その他いろいろな共通した、そういう認識があらうかと思えます。本市においては、こういう市町とは現状と言いますか、実態が違ってまいりますので、現段階では、指宿市にはそのようなお願いとか、その候補地としての打診はないだろうと思えます。いわゆる、今この条例を制定している市町は関係のあると申しますか、この可能性のある市町でありますので、このような条例を制定しただろうと思えます。関係しない、それは断言できるかどうかということもありませんけれども、その断言できるできないは私どもの判断ではできませんので、ただし、今の段階で条例を制定して駄目だよというようなことは、今の段階では考えてはおりません。

○13番議員（前之園正和） それからですね、先ほど条例を作るまでもなくといったようなこともあったんですが、指宿市は、現在、核廃絶の平和都市宣言も行っております。それから、市長としては、平和市長会議にも加盟しておられます。これはいずれも素晴らしいことだと思うわけですが、これも平和都市宣言、あるいは平和市長会議の参加についてもですね、そこに宣言を行うことに意義があり、市長会議に加盟することに、まずは第一歩の意義があるというふうに思うんですよね。そういったことからしても、この核廃棄物ですね、放射性の廃棄物についても危険なものであるということであれば、指宿市にはごめんですという立場をまず表明することが大事だと思うんですよ。そういう意味でも伺っているわけですが、表明することに何か問題があるんでしょうか。ないんだったらしていいんじゃないですか。

○市民生活部長（上田薫） 確かに、そういう宣言都市ということで表明をしているわけですが

れども、原子力政策についての最終処分場の適地ということでの条例制定につきましては、あくまでも、そういう適地でないと示されている以上、他の自治体とも歩調を合わせながらですね、進める方がいいのではないかというふうに考えますので、他市の状況を見ながら、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） それから、この問題は原子力政策をどう見るかということとも関連を思うんですよね。政府は原子力をベース電源として考えているということで、先ほどちょっと私述べたように福島事故からもですね、その無防備さと言いましょか、後の対応もできない、廃棄物の処理方法もできないし、メルトダウンした中身がどうなっているかも分からんという状況の下で原子力に頼るのはもうごめんじゃないかという動きの中でですね、それでもこの原子力を進めようというわけですので、原子力を進めるべきだという立場なのか、そうじゃないのかも一つは市長に伺いたいんですが、原子力発電をですね、やっぱり終局していくべきだという立場に立つのであれば、やはり、どこの自治体でもですね、後処理をすることは嫌だと。つまり、それは原子力政策を否定することにもつながっていくというふうに思うんですよね。そういう意味では、この緑色で適地とされた所ばかりではなくて、政府の目から見ても適さないという色分けをされたところでも拒否をしていくということは大きな意義があるのではないかと思うんです。関係をしますので、原子力政策についてですね、市長は、政府はベース電源にすべきだという考えですけど、そこら辺りはどうなんでしょうか。それは、この拒否条例を作るかどうかのですね、根本にも関わりますので、ちょっと伺いたいと思います。

○市長（豊留悦男） 大変高次の判断、意見を求められている件でもございます。原子力政策につきましては、可能な限り再生可能エネルギーに転換をし、様々な問題が残らないようなエネルギー政策をすべきだと思います。風力もありましょし、太陽光もありましょし、地熱もありましょし、様々な自然に優しい、人に優しいエネルギー政策へと努力すべき、転換すべきだというのは私の考え方でありましょ。しかし、原子力政策、これは市・県レベルではなくて、先ほど申し上げましたように、国において何らかの結論を出して、この政策というものについては、今後、検討されるべきことだろうと思っております。

○13番議員（前之園正和） 可能な限り原子力に頼るべきではないと。そして、再生可能エネルギーに方向転換すべきだと。可能な限りが付いてたわけで、全廃すべきということとは若干違うと思うんですが、私は、この現状において、人間の英知の下で原子力発電というのはですね、まだ未熟というか、確立されていないという意味で止めるべきだというふうに思うわけですね。それから、再生可能エネルギーの移行については、当然、私もそのように思うわけで、その一般論的に言えば地熱もですね、再生可能エネルギーの一つとして有効なものという認識を私は持っております。言われている山川の問題では、その説明の問題、住民合意の問題で問題にしているわけでありましょ。それでは、時間もありませんので、空調整備につ

いては計画どおりですね、来年の夏頃までには、取りあえず急いでもらって、最悪夏休みまでにはということを進めていただきたい。子ども医療費については更なるですね、検討を重ねていっていただき、他市町村とも足並みを揃えていただきたいということを重ねてお願いを申し上げ、もちろん拒否条例についても制定していただきたいということを申し上げて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時14分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、こんにちは。お元気ですか。本日最後の一般質問をする高田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、安心・安全な生活のために高齢者肺炎球菌ワクチンについて伺います。肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患です。また、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々死亡者数も増加しています。近年、ワクチンによる重症化予防が重要視され、医療費削減効果も高いことが証明されていることもあり、65歳を対象として、平成26年10月より肺炎球菌ワクチンの定期接種が開始されました。65歳以上全員の接種を目指し、平成26年度から5年間を経過措置期間とされたことで、接種率を上げるチャンスにもなりました。今年度は経過措置の最終年度であり、平成31年度以降は、対象者が65歳のみになる予定で、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることとなります。そこで、定期接種が始まった平成26年度から平成29年度まで、本市の定期接種対象者数と接種者数、接種率をお伺いいたします。

次に、産婦健康診査事業についてお伺いいたします。厚生労働省は、2017年度より母子の健康と子供の健やかな成長を目指し、産後うつ予防などの観点から、出産後間もない産婦の健診費用を助成するほか、先天性の聴覚障害の早期発見に向けて、新生児聴覚検査等の必要経費を予算化し、切れ目のない子育て支援を拡充しました。出産後の母親が育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後うつは、新生児への虐待を招く恐れもあり、こうした事態を防ぐには、産後2週間や1か月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況や精神状態を把握して、適切な対応を行うことが重要とされます。そこで、産後間もない産婦への支援について、本市の取組についてお伺いいたします。

3点目に、AEDについてお伺いいたします。本市の現状について、市内の施設でAEDが設置されている所は何箇所ありますか、お伺いいたします。

4点目に、生活保護世帯へのエアコン設置の助成についてお伺いいたします。今年の夏は

異常気象とも言えるような猛暑が続き、熱中症による搬送者が相次いだとの報道がありましたが、生活保護世帯についてもエアコンのない生活をされている方がいらっしゃいます。そこでお伺いいたしますが、生活保護世帯へのエアコンの設置助成はないのでしょうか。

次に、大きな2番目の質問に入ります。教育現場の実態についてお伺いいたします。初めに教育環境について。今年は猛暑と言うか、酷暑とも言えるような暑さが続き、プールで熱中症になったというニュースがありました。プールで熱中症になるとは夢にも思わないことでしたので、本当に驚きました。なんとプールに入っている汗をかくということでした。しっかりと水分補給をしたり、休養を取ることが大切だということでした。そこでお伺いいたします。今年の夏休みのプール解放や体育の授業としての水泳学習についてお伺いいたします。

大きな3番目の質問に入ります。なのはな館を利用して大人も子供も総合的な利用はできないかという質問ですが、まず初めに、現在のなのはな館の利用状況についてお伺いいたします。

最後に、畜産農家の所得向上のために指宿の牛肉をブランド化できないか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 私の方から2点ほど回答させていただきます。生活保護制度におきまして、保護受給中である被保護者の方々は、生活費のやり繰りにより、家電製品等の買い替え費用を賄うこととされているところがございます。御質問いただきましたエアコンの設置補助につきましては、平成30年4月1日以降、保護開始となった世帯で熱中症予防が特に必要と判断される場合や、転居による新旧住宅の設備の相違によって、特段の事由により、家具什器の補填が必要であると認められる場合、それに限り5万円の範囲内において必要な額を認定し、扶助できることとなっているようでございます。

次に、指宿産のブランド化についての御質問でございます。現在、鹿児島県の取組としては、鹿児島黒牛や鹿児島黒豚、黒さつま鶏、黒酢など黒を主体にした銘柄で製造・販売がなされているようであります。また、畜産関係で申し上げますと、昨年、宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会では、鹿児島県の黒牛が総合優勝を獲得し、鹿児島黒牛ブランドが全国的に評価され、次回の12回全国和牛能力共進会は鹿児島県での開催が決定をしております。2連覇に向けて鹿児島県はもとより、各市町村もそれに向けて取り組んでいるところがあります。本市においても、全国和牛能力共進会に向けた雌牛導入の補助事業を実施しており、優良雌牛の導入を推進し、畜産共進会で上位入賞ができるよう、取組を行っているところであります。このようなことから、当面、県全体でのブランド化の取組を推進していくことは有効ではないかと思っております。

以下、いただきました質問等については、関係部長等が答弁をいたします。

○健康福祉部長（山口保） 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況につきましては、平成26年度は、対象者が3,348人、接種者1,360人、接種率40.6%、平成27年度は、対象者3,286人、接種者1,201人、接種率36.5%、平成28年度は、対象者3,328人、接種者1,266人、接種率38%、平成29年度は、対象者3,499人、接種者1,277人、接種率36.5%となっているところでございます。

現在行われています産婦健康診査は、身体の状態確認を中心に、産後1か月目は出産された産婦人科等において、全額自己負担で受診されております。その後、産後3か月目は保健センターで乳児・産婦健康診査を実施しております。また、本市を含めた南薩4市は、10年ほど前から、産後1か月目の健診を受診する産婦人科において、産後うつ病スクリーニングを実施しております。市は、産婦人科医と連携し、産婦の精神状態の把握に努め、サポートが必要な産婦には保健師等が支援を行っているところでございます。

○総務部長（有留茂人） AEDの設置状況についてでございます。指宿南九州消防組合にお聞きをし、まとめたところ、平成30年1月1日現在におけるAED設置状況は、市内112事業所等が設置をしており、台数につきましては、129台となっているようであります。内訳は、スポーツ施設が8か所の9台、老人保健施設等が8か所の9台、学校・教育機関等が37か所の40台、医療機関等が22か所の32台、その他が37か所の39台という状況でございます。

○教育部長（下吉一宏） 夏季休業中のプール解放につきましては、今年度は、市内12小学校のうち、7小学校で実施し、延べ791人が利用しております。また、学校において体育の授業として取り組む水泳学習は、小学校で12時間程度、中学校で7時間程度でございます。なお、熱中症をはじめ、事故等の報告は受けていないところでございます。

○総務部参与（中村孝） 現在のなのはな館の利用状況についてでございますが、これまで利用していた体育館に加え、本年4月から屋内ゲートボール場や本館2階部分の会議室等が一般に貸し出して利用できるようになったところであり、施設全体で約3万人の方々に御利用をいただいているところでございます。各施設の利用状況は、4月から8月までの実績で申しますと、体育館では、各種スポーツ競技やヨガ・太極拳などで利用される方が9,482人、867団体、屋内ゲートボール場では、ゲートボールを含む球技スポーツやイベント等での利用で1,336人、22団体、本館では、各種会議や健幸食普及事業の調理実習などを含め6,747人、232団体となっております。また、その他にも芝生広場において、グラウンド・ゴルフ大会等で1万354人が利用しているほか、敷地内でのウォーキングやジョギングなど、楽しみながら健康づくりを行う場としても多くの方々に利用いただいているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目からの質問に入ります。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。今、29年度までの接種率について御答弁いただきました。それでは、本年度の対象者の接種状況と、平成31年3月31日までの取組をお伺いいたします。

○**健康福祉部長（山口保）** 平成30年度の接種状況につきましては、8月末現在で、対象者3,525人、接種者632人、接種率17.9%となっております。今年度の取組でございますが、接種期間を平成31年3月31日までと定め、全対象者に個別通知を行っているところでございます。また、接種医療機関につきましては、本人が市外で接種を希望する場合は、随時対象医療機関と個別契約を結び接種ができるよう対応しているところでございます。

○**16番議員（高田チヨ子）** 今の接種率を見ると、まだまだ接種率が少ないなって思います。ここにいらっしゃる方たちも対象者になっている方がたくさんいらっしゃるかと思います。ですが、何らかの理由で1回も定期接種を利用されなかった、また、接種できなかったという市民の方のために、本市としての対策として救済措置を設ける考えはないか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山口保）** 体調等の関係で接種できなかった方については、予防接種施行令において、長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたために定期接種を受けることができなかったと医学的な判断があり認められた場合は、接種可能となった日から1年以内であれば定期接種として受けることができるとなっており、この施行令に従い対応しているところでございます。なお、接種期間内に受けなかった方については、高齢者肺炎球菌ワクチンは、接種を受ける法律上の義務はなく、接種を希望する方のみ接種が行われるワクチンであることから、市としては、再通知等は現在行っていないところでございます。

○**16番議員（高田チヨ子）** あいにく忘れてしまって、この接種を逃したという方もたくさんいらっしゃるかと思います。この高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種は、医療費削減効果も大変大きいと言われております。毎年、65歳全員に接種した場合、国では、1年当たりで5,115億円の削減が期待されるということになっているそうです。本市においても人口規模で換算すればそれなりの大きな削減につながるのではないかと思います。接種率を上げて肺炎を予防することは、指宿市の高齢者の健康寿命の延伸につながるだけでなく、医療費の削減に寄与できると考えられます。また、災害時に問題となる感染症、避難所における感染症の発症というのは大きな課題となります。東日本大震災では、発生後1週間から肺炎を発症したそうです。また、熊本地震でも1か月後ぐらいからノロウイルスや肺炎を発症したというふう聞いております。このことから、平時において各自が感染症対策をしていくことも大事ではないかと思いますが、どうでしょうか。そして、どのような対策が考えられますでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山口保）** 議員のおっしゃるとおり、感染症予防は日常からの注意が大切だと感じているところでございます。日常生活においては、住環境を清潔に保つことはもちろんのこと、手洗いやうがい等の徹底、また、季節においては、室内の換気やマスク着用等の予防策が考えられるところでございます。また、災害時においては、上記内容等に加え、避難所のトイレを清潔に保つ、また、土埃の対策として土足厳禁とするなど、行うとともに、嘔

吐、下痢、発熱等の感染症を伺う症状が出た場合、いち早く隔離する等の対応が大切だと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、平成31年度以降の取組について、本市の考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（山口保） 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、平成26年度に開始され、対象者は65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ者であり、経過措置として平成30年度までは、当該年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる者を対象とし実施しているところでございます。国は、実施開始時に平成31年度以降の対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討するとしており、現在、厚生化学審議会予防接種部会において検討されているところでございます。平成31年度以降の接種対象者につきましては、国の方針が定まり次第、国に準じて実施したいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、次に、産婦健康診査事業についてお伺いいたします。本市では、10年ほど前から、産後1か月目の健診を受診する産婦人科において、産後うつ病スクリーニングを実施しているとの御答弁でした。核家族化が進み、昔のように、両親や祖父母といった身近で声を掛けてくれる人が少ない現在の出産、子育てのあり様は、私たちの時代とは大きく変わってきています。その意味で、妊婦健診14回公費助成と出産育児一時金の増額など、産前の支援から産婦健診の重要性が認められたことは、母子ともに切れ目のない健康支援への大きな一歩だと言えます。鹿児島県では、本年4月から阿久根市が県の第1号として、そして10月からは鹿児島市が産婦健診事業をスタートされるそうです。本市でも産婦人科医と精神科医との連携した取組はできないか、ということでお伺いいたします。

○健康福祉部長（山口保） 新たに国が示しました産婦健康診査事業は、身体の状態確認のみではなく、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産婦人科医と精神科医とは連携を取り、産婦の精神状態等の把握に努めることとされております。先ほども述べましたように、本市を含め南薩4市は10年ほど前から産後うつ病質問票を使用したスクリーニングを実施して、産婦の精神状態の把握に努め、サポートが必要な場合は保健師が支援しておりますが、現在のところ、産婦人科医と精神科医との連携は図られておりません。現在、産婦健康診査事業を進めるに当たり、県医師会の産婦人科医会が中心となって、県精神科病院協会と連携し、協力ができる精神科医療機関リストを作成しているところでございます。今後、産婦人科医と精神科医との連携体制を整えば、国が示す産婦健康診査事業の実施に向けて関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 本市では10年前からスクリーニングをしているということで、本当に進んでたんだなっていうことを改めて感じさせられました。しかし、この産婦健診、本

当に精神科医と産婦人科医が協力してやっていくってということは、妊婦さんにとってはありがたいことじゃないかなって。ただ、本人がその精神科医に行くことがどうかなって考える場合もあるのではないかなって、そういう心配はあるんですが、でもそこを産婦人科医と精神科医はタッグを組んで、ちゃんとできるんだよっていうことを、安心して妊婦さんに教えてあげることができたら、心配せずに産後うつの予防ができるのではないかな、そういうふうに思います。そして、この産婦健診、現在は、本市では全額自己負担ということですが、先ほども話が出てましたが、厚労省が昨年より産後間もない産婦の健診費用を上限5千円まで助成すると言われてはいますが、本市でも産婦健診の助成を実施するお考えはないか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山口保） 先ほど述べました国が示す産婦健康診査事業ですが、その事業内容は、産後2週間目と1か月目の2回健診を実施するもので、その費用が国の補助対象事業となるものでございます。先ほども申し述べましたが、今後、産婦人科医と精神科医との連携体制が整えば、国が示す産婦健康診査事業の実施に向けて協議してまいりたいと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。

それでは次に、AEDについてお伺いいたします。実は、このAEDは、私が議員になって一番最初に一般質問をさせていただきました。初めて議員になって、質問席でこのAEDを質問したときは、もう心臓はばくばくしながら、どうしようって思いながら質問をしたのを今でも覚えておりますが、そのときの答えは、AEDは市の総合体育館と開聞の総合体育館の2か所に設置されていただけでした。えっと思ったんですけれども、本当に13年前はそうだったんだなって思うことです。それが、今では129台も設置されてきたということでした。本当に素晴らしいことだなって思います。命を守るってということがいかに大切かということを改めて感じることであります。それでは、このAEDを24時間営業のコンビニに設置するということはとても有効ではないかと思うんですが、このコンビニへの設置というのは、現状はどうなんでしょうか、把握しているんでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 現在、コンビニエンスストアは市内に15店舗あるようでございます。調査をいたしましたところ、AEDを設置している店舗はなかったところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 今の答弁で、コンビニに設置されているところはないということでした。なぜ、こういうことを言うかと申しますと、家の中にいたら誰かが気付きます。でも、外出をしているとき、1人で外出をしなければならないとき、そういうときは誰も気付いてくれません。そういう夜に外出していて倒れている人を通りがかりの人が見かけたときに、AEDが学校にあるよとか、市役所にあるよとか言われても、それは分かっても施設は全て施錠されています。AEDを使うことはできません。そこで、24時間開いているこのコンビニにAEDを付けたら、誰でも、いつでも安心して使えるのではないか、そういう

思いでこのAEDをコンビニに言って言ったわけです。でも、今のところコンビニにはないということですので、このAEDを夜間でも利用できるように外付けすることはできないか、お伺いいたします。

○総務部長（有留茂人） AEDは、概ね摂氏0℃から50℃の間で温度管理をしなければ正常に作動しない精密機器であるようであります。また、AEDの1台当たりの購入費用が30万円から50万円程度と高額であります。そのようなことから、AEDの外付け設置につきましては、施設管理又は防犯上の面から難しいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 実はですね、この前ちょっとスマホを見てたら、自販機に付いているAEDがありました。えって思ったんですけど、でも、それは本当はしちゃいけないんだというのが後で分かったんですけど、多分、自販機に付けた人も分からずに付けたんだと思います。だから、みんないろいろ考えてしているんだろかなとは思ったんですけど、何とかこのAEDを全ての人に安心して使っていただけるようにしてあげてほしいなって、そういう思いでいっぱいです。外付けするのは施設管理又は防犯上難しいという、今、御答弁でした。それでは、大規模災害時や行方不明者の捜索事案等の際の利用のため、始良市では、消防団の消防車に載せてあるそうです。本市でも始良市のように消防団の消防自動車にAEDを載せておくことはできないか、お伺いいたします。

○総務部長（有留茂人） 指宿市消防団所有の消防ポンプ自動車、現在、24台ありますが、この24台につきましてはAEDの設置はしていないところでございます。災害や行方不明者の捜索等にはAEDを設置している常備消防の車両と一緒に出動をしているところでございます。しかしながら、大規模災害時などにおける救命措置効果の向上が期待できることから、本市といたしましては、今、議員が紹介あったように、他市の状況等を、今後、調査・研究をしてまいりたいと思っているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 市長、この消防自動車にAEDを載せるっていうことはどう思われますでしょうか。

○市長（豊留悦男） AED、30万円から50万円するようでございますけれども、それで1人の市民の命が救えるとしたら、あらゆる対策は講じたいと思います。消防車につきましては、先ほど部長が申しあげましたように、一般的には消防署のレスキュー車、その他と一緒に行くということでございます。しかし、先ほど貴重な御意見をいただきました。コンビニ等に設置できないかと。もし、コンビニに設置してあって、何か緊急事態が発生したときに気軽にと申しますか、24時間開いているわけですので、そこで利用できて人命が救えるとしたら、これ以上の取組はないわけでございます。ただし、設置においては、コンビニの経営者等の話し合いも必要だろうと思います。今後、コンビニ、設置できるかどうかを含めて、検討していかなければならないと思います。おっしゃるとおり、AEDがある場所は、いざ行ったら使えなかったということではいけないだろうと思っているところでございます。この

件については検討をさせて、具体的に取り組めるかどうかを、今後、協議してまいりたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、生活保護世帯へのエアコン設置の助成については、新規に生活保護世帯になったところだけということでした。それでは、どれぐらいの方がエアコンを設置されているのでしょうか。

○健康福祉部長（山口保） 平成30年7月末現在で居宅生活をされている世帯数は205世帯あります。92世帯がエアコンを設置しており、設置率は約45%となっております。

○16番議員（高田チヨ子） 今、設置しているのは45%ということでした。そうすると、あとの残りの55%はまだエアコンがない生活をしているということです。これまでエアコンを設置することを我慢してきた生活保護世帯の方たちにとっては不公平感を感じます。現在、生活保護を受給している方については、保護費の中から助成するということはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（山口保） 受給中の被保護者の方々につきましては、生活費のやり繰りの中で、家電製品の買い替え費用を準備していただくことになっておるところでございます。社会福祉協議会等で行っています生活福祉資金は、生活保護受給中であっても貸付を受けられますので、御相談いただき、活用いただくことも可能であると考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 全ての人がこの暑さ、寒さを同じように冷暖房が完備してあるお部屋の中で過ごせるようになったらいいな、そういうふうに思います。

教育現場の実態についてお伺いいたします。本市のプール解放時では、熱中症や事故などの報告は受けていないという御答弁でした。何よりでした。それでは、夏休みのプール解放や水泳学習の今後の取組についてお伺いいたします。

○教育部長（下吉一宏） 毎年、夏季休業中のプール解放を予定しているPTA等を対象に、心肺蘇生法学習会を開催しております。また、学校体育の水泳学習では、授業前の健康観察や、授業の途中においても水分補給の時間設定を行って健康管理に気を配っているところがございます。さらに、プールサイドに休憩用のテントを設置したり、水撒きを行ったり、プールの水の入替をしたり、水温管理や安全対策にも努めているところがございます。今後も熱中症対策など十分な指導を行い、子供たちの健康観察や水泳学習の時期を早めて実施するなど、安全対策をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） プール遊びとえば、私たちも子供のときからずっと夏休みはプールに毎日のように行って遊んで楽しんだ、そういう思い出がたくさんあります。でも、今のこの異常気象のために、そのプール遊びも思うようにできないんだということが分かり、すごくかわいそうだなって、そんなふうに思っているところです。本当に、子供たちが

心配なくプール遊びができるようにしてあげてほしいと思います。よろしく願いいたします。

2学期が始まりました。いつもの場所で立哨をしていたところ、女の子がおばちゃん、鞆が重たいからここで休憩していいって言って、鞆を取り出しました。どうしたのって、鞆がすっごく重いつて。どれくらい重いつて、ちょっと重さを計ってみたら、本当に重かったです。こんなに重いんだねっていうことで、びっくりしたところだったんですけども、そこでちょっと2・3分休憩をして、行って来るねって、また元気に登校をしていきました。そして、うちの孫も、ばあば、鞆が重たいんだよ、行きたくないよ、鞆が重いからって言いだして、何それって思ってたんですけども、それでこの通告を出したんですが、この通告を出した日、夜にニュースで、子供たちの鞆が重いつていうニュースが流れていました。本当に、今の子供たちの鞆って重いんだなっていうの、改めて感じたところでした。今、鞆が重いつていうのは、テレビや新聞でも話題になっているところです。そこで伺いいたします。本市の児童・生徒の登下校の鞆の重さの現状はどうか、また、学校は、保護者から相談を受けたことがあるのかどうか、伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 小・中学生の鞆の重さについてでございますが、市内の小・中学校。全小・中学校に尋ねてみました。学校や学年によって重さはそれぞれ異なりましたが、最も重い場合で小学校低学年は約6kg、中学校では10kgを超える重さもあったようでございます。なお、これまでに保護者から相談を受けた学校は17校中5校ございました。

○議長（福永徳郎） お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、この鞆が重くなった原因は何でしょうか、伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 鞆が重くなった要因としては、学習内容が多くなり、前の学習指導要領の改定のとくと比べて、教科書のページ数が約34%ほど増加しております。また、サイズの拡大、B5からA4ですかね、そういうサイズの拡大もございまして。また、その日の時間割や、体育、図画工作など使用する道具によって重くなったり、また、中学校においては、部活動の道具等も加わり重くなっているようでございます。

○16番議員（高田チヨ子） この鞆の問題については、文部科学省の方からも方針が出されていると思いますが、これを受けて、学校としての取組や教育委員会としての今後の方向性について伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 各学校においては、これまでも宿題や予習などで使わない教科書を学校に置かせたり、また、始業式・終業式等で荷物が多くなる場合には、日にちを何日間に分けて持ち帰らせたりなどの工夫をしているところでございます。教育委員会としましては、今回、文部科学省から出された通知文の内容に基づき、児童・生徒の発育状況などの保健面や

登下校時の安全面を考慮し、携行品の重さや量をできるだけ重くならないように再検討するなど、一人一人の児童・生徒の実態に応じた配慮をするように、それぞれの学校に指導してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 次に、エアコン設置を挙げてありましたが、同僚議員がお二人、エアコン設置について質問されましたので、内容が同じになるかと思っておりますので、私の方からは遠慮させていただこうかなと思っております。それでも、エアコンは子供たちのためにしっかりと計画を立てて、1日も早く設置をしていただきたい、そういうふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

先日、指宿商業高校の体育祭に行ってきました。帰るときにOBの方から言われました。小・中学校でエアコンを設置する、そうしたら、指商はエアコンは付いてあります。この電気代はどうなるんだろうねっていう話も出ました。さらに、一番言われたのは、指宿市に入ってきたときに、一番先に目に付くのが指宿商業高校です。特に、たまたま箱号からはよく見えます。そうすると、皆さん見たことがありますよね。校舎の壁があまりにも酷い。指宿のイメージを悪くしてしまうんじゃないか。何とかしてほしいと言われました。私も、えって思ってたんですけど、高い所なのでよく分かってなかったんですが、外に出て壁を見てみると、本当に真っ黒になってました。元々はピンクの壁だったんじゃないかなと思うんですけども、それが黒い壁に変わってました。指宿商業高校は指宿市の玄関口です。早いうちにきれいにしてほしいと思いました。すいません、このことは通告してありませんので、答弁はいんですけど、これからこの指宿商業高校の壁、電気代、そういうものは検討していただきたい。そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のなのはな館についてお伺いいたします。なのはな館は、健康づくりの交流拠点として位置付けている中で、市民の健康づくりにつながる事業等を行っていると思っておりますが、どのようなものがあるかお伺いいたします。

○健幸・協働のまちづくり課長（谷口澄子） 市民の健康づくりにつながる事業といたしましては、多数の市民が、気軽に運動を始め、継続するための動機付けとなるように専用の歩数計を使い、なのはな館周辺や思い思いのコースを楽しく歩く健幸ポイントプロジェクト事業や、個人の体力に合った運動プログラムに沿って、筋力トレーニングやエアロバイクを使った有酸素運動などを行う情報通信技術を活用したe-wellness健幸運動教室を旧レストラン内で実施しております。また、芝生広場で開催されるグラウンド・ゴルフ大会時に、血圧測定や体組成測定、健康相談などを行う出張健幸鑑定団事業も実施しているところでございます。このほか、運動による健康づくりだけでなく、食を通じた健康づくりとして、調理実習室を活用した介護食などの普及事業の実施に加え、地域食材を使用した指TABLEレシピコンテストの開催も予定しております。なお、指TABLEレシピコンテストにつきましては、これまでの入賞作品を市内の飲食店で提供していただいております。市民や観光客などが指

宿の健幸食を食することができる場の拡大も図っているところでございます。今後も、なのはな館が市民にとって身近で親しみのある健康づくり交流拠点の場としてだけでなく、文化交流拠点や地域交流拠点の場としても活用していただける施設にしていければと思っております。

○16番議員（高田チヨ子） 現在の県有建物の協議はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） 現在の県有建物の協議についてでございますけれども、昨年10月に、県から、現状では解体が難しいことから、県有建物の利活用計画について、市で検討してほしいという依頼を受けたところでございます。これを受け、市では、仮に譲与を受け、活用するとしたらという前提で、県有建物の利活用構想案を策定し、本年5月に、協議のたたき台として県に提出いたしました。県の担当課からは、市の構想案を尊重して進めたいと、大枠で了解をいただいております。現在は、県からの財政支援について協議中でございます。市としましては、仮に譲与を受け、県有建物を活用するとなった場合には、県有建物の補修・改修に関する費用と、合わせまして、将来の大規模補修等に備え、市の将来負担を軽減するような支援金、この両方の財政支援を要望しているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、県との協議が整った場合は、健康増進施設をどのように活用していくのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部参与（中村孝） 県と財政支援の協議が整った場合、その後、市議会の了承を得、健康増進施設のうち、プール等があったスペースについては、天候に左右されることなく、親子で遊びや体力づくりが楽しめる屋内子ども広場として活用できればと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、市長、このなのはな館の活用方法、市長はいろいろ思いがあると思います。その市長の思いをお聞きしたいと思います。

○市長（豊留悦男） 昨今の異常気象の中で、今年の夏季休業、つまり、夏休みには多くの課題が家庭にも子供にも学校にも残っただろうと思います。両親が働きに出るときに、暑いから家の中にいなさいよと言った家庭があるとか聞いています。子供たちが果たして1日家庭の中で、家の中で何ができるか。そうしたときに、その子供たちが自由に遊べて、学んで、そして人と触れ合う場というのはないのだろうか。雨が降ったとき、家庭の中で1日中いなさいという、それは子供にとっては非常に苦であろうと思います。つまり、子供たちがなのはな館で遊べるような、そういう子供を中心にした施設として生まれ変わることはできないだろうかというのが一つでもございます。つまり、そうすることで、お年寄りとも触れ合えるし、そして友達とも触れ合える。雨の日も暑い日も寒い日も遊べる。つまり、そういう場とするためには、そこへの交通手段等のことも考えなきゃなりませんけれども、多目的な広場として活用できないか、いうことを現在考えております。つまり、これらについては、ま

た、市民や、実際子供を持つ親の考え方を聴きながら、良かったと、県から譲り受けて良かったというような施設にしたいと考えているところであります。今後、県との具体的な話し合いがついたときには、前広に、皆さんにはこういう考えがあるけどどうお思いでしょうか、他に考えがあったら提案していただきたいという、そういう機会、場を設けますので、その時には、是非いろいろな観点で御意見を賜りたいと思います。つまり、今日的な異常気象、子供を健全に育てる観点から、一つは利用する場として考えている、ということであります。

○16番議員（高田チヨ子） 私の知っている人から、鹿児島に行ったらりぼんかんがある。りぼんかんに行けば、雨が降っててもお天気のいい日でも、いつでも遊べる。そういう場所が指宿にはないよねって言われました。今、市長が答弁してくださったことは、本当に、その鹿児島のりぼんかんと同じような使い方ができるのではないかな、そういうふうに思います。本当に、そういうのができたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、畜産農家の所得向上について。全県でブランド化に取り組むことは必要なことだと思います。しかし、私は、ある畜産農家の方から相談を受けました。鹿児島県和牛、鹿児島っていうのは付いてる。だけれども、鹿児島って付いたら、指宿という名前が出てこない。だから、何とか、この鹿児島のお肉だけれども、鹿児島の畜産だけれども、指宿を何とかPRできるような、そういうものはできないだろうかという相談を受けました。そういった中で、特に、指宿市としての産地アピール、ブランド化をする手立ては考えていないか、お伺いいたします。

○農政部長（松澤敏秀） 指宿としての産地アピールの件だと思うんですが、他の農産物同様、畜産物のブランド化に関しましても、消費者ニーズ、あるいはマーケット評価が重要でございます。また、特に畜産物につきましては、今後、国内はもとより国外への販路拡大していくことは重要とされているところでございます。そういった中、東アジアの物流拠点としましては、香港が有力視されていることもあり、本市では、将来を見据えた輸出・販路拡大戦略として南薩広域香港観光・物流関連事業を実施しているところでございます。具体的な取組としましては、香港における食と料理を活用したプロモーション事業として、香港最大のクッキングスタジオで、指宿産黒牛のオリジナルメニュー料理教室を開催したほか、黒豚の飲食店キャンペーン等を行っておるところでございます。また、国内におきましても、指宿特産品の知名度向上や販売促進支援の取組等しまして、指宿ブランド推進事業を実施しておりますが、本年度は、首都圏の有名レストランフェアにおいて指宿特産品の旬や活用方法を提案するオクラフェアを開催いたしました。その中で指宿産の黒さつま鶏、あるいは黒牛を食材としたオリジナルメニューのプロモーションを実施してきたところでございます。今後とも、農家所得につながる畜産物ブランド化につきましては、これまで推進してきている県全体でのブランド化の取組はもちろんのこと、市としましても、戦略的に進めていく販路

拡大や販売促進活動を通じたブランド推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。今日はたくさんの項目にわたって質問をさせていただきました。どうか前向きに全ての項目が良くなればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

△ 延 会

○議長（福永徳郎） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

第 3 回 定 例 会

平成 30 年 9 月 19 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成30年9月19日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第103号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

#### 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 坂元茂教  | 2番議員  | 東勝義   |
| 3番議員  | 西田義哲  | 4番議員  | 新宮領實  |
| 5番議員  | 前原五男  | 6番議員  | 山本敏勝  |
| 7番議員  | 齋藤佳代  | 8番議員  | 恒吉太吾  |
| 9番議員  | 東伸行   | 10番議員 | 井元伸明  |
| 11番議員 | 西森三義  | 12番議員 | 吉村重則  |
| 13番議員 | 前之園正和 | 14番議員 | 松下喜久雄 |
| 15番議員 | 高橋三樹  | 16番議員 | 高田チヨ子 |
| 17番議員 | 木原繁昭  | 18番議員 | 下川床泉  |
| 19番議員 | 新川床金春 | 21番議員 | 福永徳郎  |

---

#### 1. 欠席議員

なし

---

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 佐藤寛  |
| 教育長    | 西森廣幸 | 総務部長   | 有留茂人 |
| 市民生活部長 | 上田薫  | 健康福祉部長 | 山口保  |
| 産業振興部長 | 川路潔  | 農政部長   | 松澤敏秀 |

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 建設部長兼水道事業部長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長 | 下 吉 一 宏 |
| 山川支所長       | 中 村 俊 治 | 開聞支所長   | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与       | 中 村 孝   | 市長公室長   | 山 下 浩 二 |
| 総務課長        | 鶴 窪 誠 作 | 財政課長    | 坂 元 一 博 |
| 市民課長        | 上高原 明 美 | 長寿介護課長  | 増 永 智 美 |
| 商工水産課長      | 上 田 和 成 | 観光課長    | 山 元 成 之 |
| 農政課長        | 鴨 崎 一 郎 | 建設監理課長  | 大久保 覚   |
| 学校整備室長      | 中 島 裕 一 |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 主幹兼調査管理係長 | 木 下 英 城 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、坂元茂教議員及び東勝義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） おはようございます。10番、井元でございます。通告してございます2項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、中山間地域内において光通信網の整備についてでございますが、現在の社会生活活動においては、いかにして情報を早く集め、正しい判断をし、仕事に生かしていくかが生き残りに欠かせないものと言っても過言ではない状況でもございます。このような状況の中で、指宿市内の中でも光通信網の整備がいまだに未整備地がございます。情報格差がある地域がございますが、これらの情報格差解消に向けて、これまでも何回か私的改善を申し入れてございますが、中山間地域の光ブロードバンド整備のこれまで検討して来られたことはどのようなものがあるのか。また、これらに対し、今後の課題と方向性について、お尋ねをいたします。

次に、2項目についてでございますが、これは地熱開発についてでございますが、この事業については、既に6月議会で可決承認をされているものでもございます。再度、このような形でお尋ねをすることになりましたのは、昨日も同様の質問がございましたように、進み方や説明の在り方にいろいろと問題があるようでございます。そこで、再度お伺いをいたしますので、明確な答弁をお願いを申し上げたいと思っております。

まず、事業計画の進捗状況についてでございますが、現在の進捗状況はどのような状況になっているのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

昨日の答弁の中では、8月の入札予定が執行できずにいる中で、今年度中に調査井を1本掘削し、31年度2本を掘削し、そして34年度稼働見込みの予定であるとの答弁を昨日はいただいております。本当に今のような状況の中で可能であると、本当に思っておられるのか。進め方には疑問を感じている中で、このまま地熱開発を進めてよいのか、非常に苦慮しており

ます。

次に、フラワーランド組合の方々への開発周辺泉源への影響の有無を調査するモニタリングが非常に重要とのことから、引き続き、調査の協力をお願いする旨の説明をさせていただきたい旨の手紙で、更に本事業への組合の同意、押印をいただきたい旨の内容の文書をお送りしております。その後、組合員の方々と電話等で交渉を協議する中で、職員の方から、陳情書の中では屈辱的な、かつ脅しの行為の発言などがあり、そのことから農家の方々と職員との意思疎通がいかなくなっております。そのことから、農家の同意が得られる見込みがないことから、執行部としては、丁寧な説明不足を反省することを放棄し、JOGMECと協議して利害関係者の整理をすることとし、別の利害関係者に急きょ変更して、これまでに友好関係であったフラワーランド組合をなかったものとするような強引とも思える形でもございます。これまで、地域の発展に寄与すると言っていた地熱開発は、果たして、このような進め方で良いのか、大きな疑問を持つ市民も多くおられます。凍結時の理由の一つでもございました、多くの市民への丁寧な説明をするとともに、より多くの市民に深い理解を図る必要があると判断したとしながら、その後、新たに丁寧な説明対応がないまま、利害関係者の解釈を変更したりしていることは、執行部の対応そのものが自己的で不親切なものであると言わざるを得ません。到底市民の理解を得ることとはほど遠いものであり、容認できるものではないと思われまます。これまでに事業計画の進め方や手順に疑問があると言われているのにも関わらず、また同じようなことをして問題を抱えながら、なぜそんなに強硬に進めて行く必要があるのか、理解に苦しみます。そこで、明快な答弁を求めまして1回目の質問いたします。

**○市長（豊留悦男）** まず、1点目についての質問でございます。本市の光ブロードバンドの整備状況は、池田NTT交換局、利永NTT交換局管内が未整備となっているほか、指宿・宮ヶ浜・山川・開聞のNTT交換局内において、光ブロードバンド利用要望が少ない地域が未整備となっているところでございます。光ブロードバンドにつきましては、専用回線の敷設が必要となっており、交換局の整備が完了していても、民間事業者の判断で事業収益が見込めない場所については、専用回線の敷設が行われていないため、池田・利永交換局以外でも利用できない地域があるのが現状でございます。基本的には、大手通信事業者で整備していただきたいと考えており、毎年度、自社整備の要望を行っております。部分的に整備要望が採択されている箇所もございますけれども、未整備地域の完全解消には至っていないのが現状でございます。

次に、地熱でございます。平成30年6月議会でお認めいただいた構造試錐井掘削及びモニタリングに係る助成金申請等を現在行っております。独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構、いわゆるJOGMECとの調整が続いているところであります。平成30年10月上旬での申請を目指したいと思っております。いろいろ議員からいただきました屈辱的、脅しの

文言という言葉がありましたけれども、具体的にその文言がどういうものだったのか、脅しの文言がどうだったのか、その捉え方というのは、それぞれでしょうけれども、私も担当者等との話し合いを通じて、そういうことがあってはならないということを基本に、いろんな方々に、この地熱の事業についてのお願いはしているところでもございます。決して強圧的、強引に進めている事業ではありません。つまり、この事業というのは、市民の理解が得られないとできない事業だという、そういう議員の皆様方の御意見、そして要望に応えるために、これまでもその時々、その場に応じていろいろ説明し、理解を深めてきた、そういうつもりで私はおります。

ほかにいただいた質問等ございましたら、また関係部長、そして私等が答弁をさせていただきたいと思えます。

**○総務部参与（中村孝）** 現在の進捗状況ですけれども、昨日も答弁をいたしましたけれども、本年度6月補正で構造試錐井の掘削予算をお認めいただいたことから、8月の入札等の手続に入る予定でありましたけれども、現時点におきましては事業に着手していないということで、現在、助成金を交付する独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構、JOGMECとの申請書類の調整が続いているということでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 今の進捗状況は補助金の交付手続の段階で、まだ前に行っていないということで、これについてはですね、すみません、地熱の2番目の方から進めさせていただきたいと思えます。この地熱についてはですね、先月の8月8日、城山の観光ホテルで開催されましたですね、地熱のシンポジウムというのに私も参加をさせていただき、たくさんの職員の方、議員の方も参加をされておりました。それには、指宿の関係者というか、温泉関係者の方も多数出席をしておられたようでございます。このときにですね、JOGMECの地熱担当の話ということでお聞きしますとですね、地熱開発事業そのものはですね、適切な開発計画を温泉事業者などに対し、しっかりと説明をし、双方納得の上、段階的に慎重に開発を進めていくこと。万一、地熱開発による影響が出た場合等に備え、代替井戸等の掘削に対する補助制度もありますので、何らかの保証等の取り決めを行うのが一般的でもあると言われております。いずれにせよ、地域の共通の利益確保のため、地元関係者との日常的なコミュニケーションを図り、情報の透明化、認識の共有、信頼醸成が重要であるとのことでした。現在の、先ほども述べましたけど、指宿市の在り方、今計画している周辺農家ですね、フラワーランド組合農家の方々に対する態度にしてもですね、あまりにも不親切というか、本当にこのような形で指宿の大きなプロジェクトである地熱の恵みプロジェクトを進めていったいいものかどうかというのが今大きな疑問でもございます。こういう状況の中で、お互いの信頼関係というのはですね、常に泉熱の農家だけじゃなくして、指宿の温泉事業者にしてもしかり、いろんな説明を繰り返しながら、お互いの信頼関係を醸成して行かなければならないと、国のJOGMECの方でもそのように指摘をされておられるよう

に、こういうことを抜きにしては、この事業というのは前に進まないのではないかと思うんですよ。温泉の恵みを地域の方々にも享受する。みんなで共有してですね、いろんな指宿の地域発展に、振興につなげたいというのは市長の思いでもございます。よく分かります。我々は頭からこの地熱事業に反対しているわけではありませんけれども、この泉熱組合、いわゆるフラワーランドの方々に対するですね、これは陳情書に書いてある内容を、私そのまま言っているだけでございますけど、屈辱的かつ脅しの行為ということで書かれておりますけれども、こういうのはですね、我々は陳情書の文章を見て、ああ、そういうのがあったのかということで、また、本人の方々からも聞き取りもさせていただきましたけれども、このようなことがありますね、もうこれ以上、執行部の方とお話はなかなか進められない状況であるということを知っておりましたけれども、そのような状況の中で聞いてみますと、今度は利害関係者を変更して、近くのマンゴー農家が同意をされたとか、あるいは九州電力から合意いただいたとか、理解に苦しむことがいっぱいあるんですが、本当にこういったことがですね、陳情者に対して屈辱的かつ脅しの行為をされた職員がいらっしゃるということですが、本当にこういうことはなかったのか、そのときの職員がいらっしゃると思うんですが、本当にこういうことを言っていないのか、再度確認だけさせていただきます。

**○総務部参与（中村孝）** まず、JOGMECの職員の方が話をしたという内容についてでございますけれども、この間のシンポジウムの公の場で発言した内容ではないかと思っております。どういう状態を捉えて、どのような内容で話をしたのか、我々の方ではちょっと把握ができませんので、その発言内容についての答弁は差し控えたいと思っておりますけれども、ただ、市のプロジェクトの進め方については、住民への丁寧な説明を行い、理解を得ながら、今後も引き続き取り組んでいかなければならないということについては、十分認識しているところでございます。

それとあと、農家との接触の部分でありますけれども、昨日の経緯の中でも申しましたけれども、その農家とのやりとりの中で、そういう農家の方が脅しのとか、そういう感じで受け取られたのであればですね、職員の方も申し訳ないと思っておりますということでございます。昨日も言いましたけれども、そのときの内容の部分を、ちょっとここで説明をしておきたいと思っておりますけれども、組合長の方から当方に電話があり、協力するに当たっては何かしら市又は九電が組合に対して実施することを確約してもらいたい。九州電力は大企業で資金的にも余裕があるはずだ。更なる蒸気供給をするための施設整備をするといった確約書的なものがほしい。これに対して当方では、市ではこれまで議会答弁と同様に、4農家以外であっても、市の開発によって起因する影響が生じた場合は、誠意をもって対応するといった文書は出せる。4農家と九電が蒸気供給に当たっては覚書を締結しているが、この覚書では、発電に影響のない範囲で蒸気を提供するとあるので、その範囲を超える内容のものについては交わすことはできない。万が一、何かあった場合については、インフラも整備されている

ことから、迅速に対応できるということで、誠意をもって対応するという形で農家とのやり取りをしております。一応、これに対して当方としても、そもそも先ほどインフラが整備ということでありまして、4農家につきましては、国の事業で1億円掛けて蒸気供給のインフラ整備をしており、他者と比較してもバックアップ体制はしっかりとしたものになっているはずだということで、ここで平行線をたどっているところでございます。そういう発言の中で、そういう形で農家の方が思われたのであれば、職員としては大変申し訳ない思っているということでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 説明の中ではですね、この市の職員の方と農家の方の会話の中で、それは受け取り方もあるだろうという説明だろうと思うんですが、その職員の方は前回のときもですね、確か、陳情を取り下げようとか、そういう会話をされて、いろんな形で謝罪までされている方でもあります。そういう職員の方がいる中でですね、こういう事業、その方が今、地熱開発の大まかの責任者というか、担当者でもあるのではないかと思うんですよ。ということで、この大きな地熱の恵みプロジェクト事業は進めていいのかですね、考えているのか、確認をさせてください。

**○総務部参与（中村孝）** 本市のこのプロジェクトについては、ひと・まち・しごと創生総合戦略の重点項目の事業という形で取り組んでいるところでございます。このプロジェクトに限らず、担当者として、この事業を推進するために業務を遂行しているところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 誠心誠意取り組んでいるという言葉がビーンと伝わってこないところに虚しいものを感じているところでもありますけど、本当にこんな大きい事業をするのであればですね、全てのプロジェクトであれば、観光であれ、農業であれですね、担当部長もいらっしゃいますけど、それぞれに各課から庁内から全て、全てのいろんなですね、長けた職員さんがたくさんいらっしゃいます。そういう方々を一堂に集めて、いろんな推進の仕方が一番適当で、適当というか、いいのではないかと私は思っておりますけどですね。以前の質問の中では、そういうこともやっぱり進めていきますという回答をいただいたような記憶もありますけれども、そういうことをせずに、進め方としては、ごく一部の総務の関係、市長公室の関係者、そこで進めているように思えて仕方がございませんけれども、次にまいります。

この還元井については、昨日も縷々ありましたので、一応省きたいと思いましたが、私なりの観点でですね、ちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、28年3月31日の時点です、県に掘削申請をしてある文書の中には、掘削をせずに、ヘルシーランド内の浴室、何か使った後の側溝に流すということを書いて、明記してございます。昨日の掘削井、戻す還元井を造らないのかということで、明言を求めたところに対してですね、今後、その熱水等の調査をし、環境に影響があるようであれば還元井も掘削するような答弁だったと思いますけれども、もしですね、この還元井を、今の状況であると設けずに、側溝に排出

した場合に、ブルーラグーンでも一緒だろうと思うんですけど、半永久的に側溝に垂れ流しをするわけですね、いろんなですね、毎日何十tという廃湯といますか、余ったお湯をですね。その中には重金属類も含まれていると思います。今年でありましたかね、霧島の硫黄山が噴火したときに、川内川にヒ素が幾らか流れ込んでいるということで、上流の湧水町なんかはですね、本年度の米を作れないということで、ほかに転作している状況もあります。そういう状況の中でですね、還元井を掘らずに側溝に戻すと、永遠と言いつけております。例えば量がどれだけ多かろうが少なかろうがですね、ゆくゆくは山川地域、あるいは漁業関係者、海の方に流れていくわけですので、多大な環境汚染があるものと思われまじけれども、この山川地域漁業者の方々にはですね、こうして事業が始まった場合に、側溝に排出することを想定してですね、いろんな形で事前の説明、あるいは了解があったのかどうかですね。まだそういうのを説明してないんであれば、どの段階で相談をされるつもりであるのか、ひとつお尋ねをいたします。

**○副市長（佐藤寛）** 漁協の関係者の方には説明は申し上げております。その際には、このように説明しております。熱水の成分、今いろんな重金属類が入っているという前提でしたけれども、その量、あるいはその成分の内容、それらをしっかりと検査しなければ、今の時点では分かりません。一般の温泉井であっても、いろんな成分が入っているのは、議員御承知のとおりだと思います。ですので、そうした成分を評価した後に、必要なものは二次事業として使わせていただき、場合によって成分がかなり高濃度で、これは廃棄すると自然環境に影響があるというのであれば、しっかりとそれは還元をすることもあり得るということで、漁業関係者、漁協に対しての御迷惑等はかけない、そうした対応もしっかりととってまいりますということで関係者には説明はしております。

**○10番議員（井元伸明）** こういう大きな事業の中で調査井を掘削し、その熱水の成分の内容を調査してからということでありましたけど、果たしてこのような悠長なことでもいいのかなと、本当に心配するんですけども、本当にこれは事前にですね、どういう形であれ、流さないでいい場合もあるかもしれません。しかし、昨日もありましたように、全国の地熱の場合ですね、ほとんどが還元井を設けないと重金属類とか、1km、1,500m、2kmから上がって来るのには、いろんな地上にない成分が入っているから、非常に危険であるということで、大分の場合でもですね、この熱水を民間に配湯する場合に、途中にろ過装置を設けて、何か20何億円掛かっているそうですけれども、そういうのを設けて、それを通してから、ろ過してから農家に配湯しているということも聞いておりますけれども、そういうのをある前にですね、事前にやっぱしやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、今でも1本の調査井を上げて、成分の内容を調査してからでないと、還元井のことは、なかなか前には踏み込めないものであるのか、もう一回確認させてください。

**○市長（豊留悦男）** 昨日も答弁をさせていただきました。本市はこの地熱発電、そして、この

地熱を利用した様々な事業の展開によって、平たく言葉で言えば、指宿を豊かにしようと、元気にしようという事業がこのねらいでもあります。つまり、そのためには、まず掘ってみて、科学的に証明、そしてどのような物質があつて、どのような形で還元井を掘るかどうかなを含めて検討するためには、まず掘ってみないと分からないわけでありまして。この温泉等に含まれている成分についての様々な危惧があるのも事実ですけれども、そこを強く公表、つまり、温泉にはそういう危険な物質があるということを強調することにより、本市にとっては様々な事業に大きな影響が出る可能性があります。ホテル関係もそうでしょう、温泉関係についても、じゃあ、全ての温泉は下水道を通じて処理してから流さないとならないよとか、つまり砂むし温泉もそうであります。鹿児島県内の火山に影響する近海でとれた魚も、そういう形で問題があるとすれば、大変な被害を被ることがあります。硫黄島に行ってみてください。硫黄島のその噴火の影響というのが、果たしてあの近海の魚にあるのかどうか。そしてどのような成分が含まれているのか。そういうことを慎重に判断しながら結論は出さないといけないと思っております。このことを強調する、つまり健康に関することですので、最大限重要視しなければならないけれども、本市の温泉の恵みに頼っている観光、農業、その他の企業において、こういうところは十分協議しながら、説明をしなければ、つまり、このことが様々なところで流布、言葉がいろいろ先行しますと、様々な産業に影響があることもあるのではないかと私は考えているところであります。砂むしはどうするの、そして観葉植物関係の方々も温泉は流しております。ホテル関係も一部においては、特に露天風呂等の温泉は直接海に流していないのかどうか。それは分かりませんが、様々なところに影響があるというのもお考えいただきたいと思っております。しかし、議員がおっしゃるとおり、健康面、環境面に影響があるとすれば、それは還元井に、つまり掘ったお湯は全て返すという、それは当然のことだろうと思っております。そうしますと、二次利用、つまり農業や水産業や観光には役立てることができないという、そういう選択もあろうかと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** 得てしてですね、こういう事業の中で、後でということでありましたけれども、今言われましたようにですね、今みんな心配をされている方というのは、先々がいろいろ不安な部分があるから説明してほしい、いろんな形で立証してほしいということでお尋ねをしている状況であろうかと思うんですよ。そういうのを、やっぱり先送りじゃなくして、前々に事業者としてはですね、ましてや行政としては先頭に立って説明をし、いろんな不信を払拭するのが仕事であろうかと思っておりますので、そのことは御理解をして努力していただきたいと思っております。地熱については、次に入ってまいります。

否決の協議についてなんでございますが、これは先の6月議会の一般質問の中でも伺いましたが、ちょっと尻切れトンボというかですね、いろんな状況がありましたので、また、その後、状況に変化がございましたので、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

先のですね、6月議会で副市長の答弁の中では、100条委員会設置の採択に関わる賛否の否

の条件というのをですね、文書のあったことについては認めておられます。協議したかについては記憶にないという答弁をいただいております。それでちょっと最初にお尋ねいたしますが、この文書は、議員が持ち込んで職員が浄書したということを認めておられますが、この文書を浄書した職員の名前はどなたであるのかですね、ひとつお聞かせください。大事な部分でございますので、よろしく願いいたします。

**○副市長（佐藤寛）** どの職員が浄書したのかというお尋ねですけれども、大事な部分という議員の御指摘のとおりですね、私の記憶の中では誰かということが特定できないので、差し控えさせていただきます。

**○10番議員（井元伸明）** 私もあえてここまで聞きたいとは思いませんでしたけれども、記憶にないとかですね、いろんなことで言われておりますので、いい言葉です、記憶にないということはですね。私はその後、協議をした3人の議員と職員が確か4名、副市長を入れて協議をされたということを聞いておりますけれども、その方からはっきり聞いておりますけれども、どなたがこの文書を作って、その方のパソコンかタブレットで、すぐに整理をし、文書化したのも聞いております。ここまで言わせて、まだ名前も言えないのか、思い出せないのか、いかがですか。

**○副市長（佐藤寛）** 大切なことだからという御指摘のとおりであればこそですね、不確かな記憶の中で発言することは差し控えます。

**○10番議員（井元伸明）** じゃ、私もあえて名前は申し上げませんが、現在の市長公室の職員であると聞いております。これはですね、庁舎の中で、しかも市長公室の中でこういう協議をされて、パソコンに入力して文書化したということでございます。なぜ文書化したかといいますと、このときですね、市長は24、25、10月ですね、去年のその前ですね、24、25日、確か、香港に出張されております。執行部の副市長をはじめ幹部の方が了承しても、最終的には市長の決断、同意がなければこれは履行されなかったと思います。そしてまた、市長が27日の朝に凍結表明をし、発表もされました。そういう状況の中でもいろいろ聞いていきますと、我々が知らなかったことが明らかになってきているんですよ、こういう状況の中でですね。このときの文書は、市役所の中で職員の方が文書化したということでありますので、当然、市役所の中には個人的なパソコンは持ち込めないようになっております。その文書はもちろんですね、今もパソコンの中にあるのではないかと思うんですが、あるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

**○副市長（佐藤寛）** 公文書であれば確かに残っていると思いますが、私文書であれば既にその時点で保存してないと思うので、残っていない可能性もあると思います。あるかないかについては調べてはないので、答弁は差し控えさせていただきます。

**○10番議員（井元伸明）** しつこいようでございますけどですね、ここは非常に大事な部分だろうと思うんですよ。それで庁舎の中で協議をして、市長に何らかの形で伝えなければなら

ないということであれば、当然、そのタブレットかパソコンを通じて市長の携帯か、あるいはそれなりにですね、この文書を何らかの形で連絡を取っておられると思うんですが、送った記憶はありませんか。

**○市長（豊留悦男）** その文の意図するところ、それをお聞きだろうと思います。私は海外出張中でして、この件については急を要することであり、きわめて重大なことでありましたので、その都度、携帯には連絡が入りました、こういう状況だと、こういうことだと。そういうことで、何点書いてあったのか、どういう内容かというのは記憶が定かではありませんけれども、その職員もこの事業を完遂したい、やりたい、そのために様々な方々の意見、そして話し合いをしながら進めたいという強い思いがあっただろうと思います。誰がしたのか、こうしたのかというのは、行政全体の責任は例え部下、職員がやったとしても全ての責任は私にありますので、副市長も申し上げましたように、誰がこうだこうだということは、個人的な名でこの議会という神聖な場所で、公示の判断を求めるこの場で言うことは適切ではないと、私も思っております。

**○10番議員（井元伸明）** 私もあえて個人名は申し上げません。そういうことを含めてもですね、副市長は、先の6月議会でも議会の議決権というものは非常に重要であると、そこを犯してはならないということも答弁でおっしゃっておられます。そうおっしゃられる前にですね、この100条の一件については、議員の自宅を回って、それが新聞で報道されると、非常に時期が悪かったとか、適切ではなかったとか、謝罪もされておられます。そういう状況がまだ生温かいというか、1週間、10日後にはそういう何人かで議会工作というか、そういうことをされているんですよ。それについて、反省も何もなければ、議会を議会とも思わない、ましてや、市長が何回か申し上げて言っていたいておりますが、100条委員会、本当に重いものだろうと思うんですよ。誰も、議会も好き好んで100条委員会とか、そういうの設置して誰かをどうしようとかいうことは一切ないと思うんですよ。あまりにも、今言われるように、答弁そのもの、内容がですね、記憶になかったりとか、言うことが二転三転して、そういうのが出てくる。例えば、県に対する申請であってもしっかりですね。議会で3月31日でしたかね、失礼しました、3月議会で予算を否決されたにも関わらず、この1週間後には県に申請書が出されたりとかですね、理由を聞けば、いや、幅広いみんなの意見を聴けというから、一応出して、温泉審議会の意見を聴いたとか、そういうことも申しておられますが、これは本当、理屈であって、本当にですね、してはならないことだろうと思うんですよ。ましてや行政ですよ。そういう責任ある方々がですね、そういうことを繰り返してやっておられますけど、この議会というのはですね、あのときは本当に拮抗しておりました。一人がどちらかに変われば賛成反対という拮抗した状況でもありましたけど、我々当時の議会運営の委員でもありまして、その中で非常に我々もですね、本当に100条委員会が適切であるのかどうかというのは迷いながら、みんなで判断をした結果、設置をした方がいいだろう

というみんなの決意が固まり、議会に上程しようということで上げたわけです。そのときの議員の提案者の一人である方がですね、その協議の中に加わり、心変わりをされて、この9項目の1番目、地熱開発の凍結というのがございますけど、最初はですね、議員の方々は白紙撤回が大前提であるということで譲らなかったそうです。しかし、執行部としてはですね、仮契約を結んでおられるということで、このまま白紙撤回にすると違約金が発生するから、とりあえず凍結にさせてほしいということだったらしいんですが、この仮契約の状況というのは、今どういうふうになっていらっしゃるんですか。まだそのままなんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 仮契約については、前も答弁をしておりますけれども、会社の方から解約を承諾したという形になっておりますので、もう解除の状態にあります。

**○10番議員（井元伸明）** 現在は仮契約も解除になって、何ら補償が発生するような状況はないというようなことでありました。

今、市長もお答えいただいたようにですね、ちょっと市長にお尋ねしたいんですが、この協議の文書について、協議したことについてはということで、6月議会で同僚議員が質問をしておりますけど、それに答えたことがですね、副市長の答弁と同じですということで答えておりますが、副市長は当然、文書は認めつつも協議については記憶がないということですが、今でも市長の気持ちはそういうことであるということで確認をさせてよろしいでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 職員としては様々な場で交渉をしたり、意見交換をしたものについては、報・連・相という形で、その状況については報告できるようになっております。しかし、この件については、議会との様々な問題点もあることから、私は、直接は電話等で相談を受け、いわゆる職員が今後対応するようなことについては、頑張って進めてほしいというようなことは、最後には言った記憶もございます。9点か10点あったと思いますけれども、それを1点目がこう、2点目がこうというのは、当然のことながら、当時海外でのトップセールス、非常に時間的にタイトでございましたので、正しくは記憶しておりませんが、大まかではそのように進めてくれと言ったのは事実であります。

**○10番議員（井元伸明）** 今、市長の方からもありましたように、当時は忙しかったということですね、市長の行政報告、動向を確認させていただきましたら、9月19日から21日までは台湾に出張をされておられます。そして、10月24日から25日までが香港に出張ということで、本当にお忙しい中ですね、こういう協議というか、100条委員会を作ってほしくないという願いもあったんだろうと思いますけどですね、こういう中で直接連絡を何回か受けたということでもありますけれども、この12項目あります、最初の9項目ありまして、追加をして全部で19ということで聞いておりますが、この19目のうちですね、約束を守った項目はどのようなものであるのか、今、ここで記憶というか、記憶がなければこの文書が、預かっておりますけれども、お見せしてもよろしいんですが。ということですね、これに同意した

議員の気持ち、これを凍結解除して再開発をするに至ったときですね、この3名の議員の方々の思いというのは非常に残念な、騙されたような気持ちであったというふうに聞いております。そういうのを思ったときに、一時的しのぎで凍結をしながら、そしてまた解除した。そういうのをですね、本当に議会をどういうふうに考えていらっしゃるのか、非常に疑問に思っておりますけど、この12項目のうちの約束を守ったのは、どれとどれは守っているから、再開発に至っても大丈夫だということがあるのか、あればひとつお答えをいただきたいと思えます。

**○市長（豊留悦男）** 最初の項目は、やはり市民とか議会への説明が不足しているのです、とりえずこの事業は凍結という、それが大前提であります。そして、その後に幾つか項目がありますけれども、その項目については、およそ住民説明を含めて努力をしてきたと思っております。やはり、私がなぜこれを凍結するに至ったかということは御理解をいただけないと、この何項目かは分かりませんが、そのことも一つ一つ理解をされないのではなか。ただ一つであります。賛成派と反対派がいがみあって、つまり、地域が分断されること、それはどんなことがあっても避けなければならない。この事業というものは、地方創生の目玉であったとしても、やはり理解をする努力をするという、それが大前提の凍結の理由であります。あと一つは、議会内部でも、このことについては亀裂を生んだのではないかと。議員の皆さんがそうでないと言えそうかもしれませんが、極めて厳しい議会運営を強いられている。としますと、新年度予算、様々な施策について、議会の同意が得られないと、全ての予算関係が否決されると、何も事業はできないわけでございます。あと一つ、強引という言葉がありましたけれども、私は決してそう思っていないわけでございます。事業というのは、やるべきときにやるべき皆さんの協力をいただき、そしてやらないと、様々な面で補助金の面もそうでしょう。もしということ、この議場で使う言葉ではありませんけれども、もしこれが議会の皆さん、住民の皆さんの理解を得て、事業として成立したならば、もう御案内のように、100%補助という、そういう事業であったわけです。ところが、様々な問題が生じて、今やるとなると、またその補助率も下がる。様々な事業がそうであります。大きな目玉事業として、この事業もそうでしょう。多目的グラウンドもそうでしょう。やるべきときにどうしてもやりたいという、その手法が強引に映るとすれば、これは申し訳ないと思っておりますけれども、私は、所信表明の中でもぶれずにやりますと、未来益を考えて事業というのはやりますと言ったのは、そういう意味で言ったわけでございます。様々な問題があったことについては承知しておりますけれども、これからその関係者に具体的に私も話を聞いて、説得をしていく努力をしたいと思っております。

**○10番議員（井元伸明）** いろいろと聞きにくいことも、答えにくいことも、いろいろお聞きしておりますけれども、非常に大事な部分でありますので、ちょっと整理をしたいと思うんですけれども、この協議というか、文書を浄書して、それをですね、市長に何らかの形で、

電話が何回か入って、連絡が入ったということをお聞きしましたが、やっぱし、市長の判断、決断がなければ前に進まない状況であっただろうと思うんですよ。これについては市長が出張先の方からですね、この協議をした議員の中のお一人の方ですね、確か何日か、はっきりここでは今、記憶にありませんが、午後10時過ぎにですね、協議内容を了承する旨の電話が直接あり、その後に、また副市長の方からもですね、そういうことでよろしくというような形で電話があったということは聞いております。こうすることで、一連の協議内容は成立をし、この後の議会においてですね、100条委員会は、提案者が否決に変わったため否決されたのが事実でありますけど、このことは今まで議会工作は否定されておられましたけど、明らかに議会の議決権をなきものとした行為は、重大な影響を与える行為でもあり、議会軽視でもございます。我々議会議員は市民より負託を受けていることを自覚し、行動、判断を常に求められていることを理解していかなければならないと思っております。これからは我々は今後とも将来の子供たちに負担を残さないようにしていかなければならないと思っております。これは我々議員だけじゃなく、執行部も同様のことであると思っておりますが、いかがお考えか、最後にお尋ねいたします。

○議長（福永徳郎） 時間がまいっておりますので、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

○副市長（佐藤寛） その前に1点だけですね、文書自体は私ども執行部は持っておりません。市長の方の答弁で、記憶の中で9から12項目と言いましたが、私どもは全く持っていませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

今のお尋ねの件ですけれども、議決権は議員の方々が持つておられる権利です。議員が良識の判断の下でそれを執行するというので、そこはしっかりと認識しております。以上でございます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時04分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から質問を行います。特に平和の問題では、厚生省が1948年当時のまとめた全国孤児一斉調査によると、日本全国にいた戦争孤児は約12万3,500人、米軍占領下の沖縄の孤児を入れると約12万6,500人という、空襲や原爆に被爆して親を失った孤児もいれば、旧満州や東南アジア、南洋諸島に取り残された孤児もいた。学童疎開から戻ったら、家も親もいなくなっていたケースもあった。孤児たちの多くは駅周辺で暮らし、闇市を徘徊し、鉄道を使って全国を移動し、寒い夜には孤児院で暮らしていた。全国で元戦争孤児を集めるために、戦争孤児の戦後史研究会を2016年に発足し、全国を回りながら研究会を開催

し、孤児たちの証言を聞いた中学生や高校生は、戦争を遠くではなく身近なこととして捉えられ、元戦争孤児たちの証言は、平和教育の教材として重要な位置を占めているそうです。戦争孤児の皆さんが体験を語るきっかけは、安保法制の強硬可決、安倍政権の登場で日本が再び海外で戦争することになるのではないかという危機感から、重たい口を開いたそうです。明日の自民党総裁選挙で憲法を変えることを公約に掲げているが、多くの国民が戦争を二度としてはならない、これが国民の願いです。憲法を暮らしの中に生かすためにも、平和を守ることこそ必要ではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

農業振興について。指宿市においては、農業に期待を抱いて相談に若者が来ていると思うが、どのくらい来ているのか。また、農業次世代人材投資資金の制度は変更しているが、どのように変わり、何人くらい制度を申請し、利用しているのか。

次に、地熱開発について。昨日の質問の中で答弁がなされていますが、再度、答弁をお願いいたします。スケジュールについては、答弁で30年度1本、32年度2本、34年から発電が開始される。申請の同意の農家の変更をなぜしなければならなかったのか。何か基準があるのか。発電は2メガで5億円ともいわれていますが、なぜ民間に委託する必要があるのか。還元井については、補助対象になることは昨日答弁がなされましたが、掘削して温熱水の二次利用をするから、還元は必要ないと答弁しているが、熱水を分析し、結果次第では還元することも答弁しているが、還元井が掘削しなければならないときには、費用はどのくらい掛かり、市の持ち出しになるのか。

これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 農業振興についてお答えをさせていただきます。新規就農者の相談、いろいろ寄せられております。平成28年度の相談件数が延べ34件、うち給付金の相談が19件、実際に給付を受けた方が6名、平成29年度の相談件数が延べ30件、うち給付金の相談が19件、実際に給付を受けた方が2名、平成30年度につきましては現時点で相談件数が延べ11件、うち給付金の相談が10件、3名が給付金の交付申請を行っております。青年就労者、意欲を持って本市の農業を担っていかうという方々については、農政部局を含めて、みんなで応援をする、そういう体制をとることが肝要だと思っております。

地熱について、様々いただきました。この事業というのは、もう毎回申し上げておりますけれども、幾つかの経緯を経てやっている事業であります。本市には、市政を進めるにあたって、幾つかの大切にしなければならない計画があります。その計画に沿って様々な工程を踏まえながら事業としてやっております。その一番基になるのが第二次指宿市総合振興計画であります。これは市民の皆さんの意見をお聴きしながら、何回も回を重ねて作った計画であります。これに基づいて都市計画マスタープランというのも作りました。この中で、各地域の課題、そして、まちづくりの基本方針将来像として、地熱発電を活用した環境意識の啓

発、環境にやさしい地熱発電を生かし、再生可能エネルギーなどに関する意識掲揚の発信源となるとともに、環境エネルギー政策をけん引するまちを目指します。つまり、これが山川地区のまちづくりの将来像であります。つまり、これは私たちが勝手に作ったものではありません。地域の方々の意見をお聴きしながら、山川地域、農業、観光、そして、水産業でどのようなまちにしていいたら、山川が元気になるのかというような観点で作ったのがこれです。そして、これを基に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で確実にこの事業というのは指宿の将来像、明るい未来の指宿をつくるためには必要だという、これもまた外部審議会などを経て、この事業というのはなったわけです。私は、この事業というのは議員の皆さんにも理解をいただいた事業だと、理解をいただければ、この冊子はできなかったわけです。そういう意味で、私は、この事業というのはやはりぶれずに、市民の未来の、つまり、子供たちから高齢者までの福祉を含めた産業振興においても、極めて重要な事業と認識してやっている事業でございますので、是非御理解をいただきたいと思えます。

いただきました質問の工程については、担当部長等が説明を申し上げます。

**○総務部参与（中村孝）** まず、開発工程の部分でございますけれども、平成30年度に構造試錐井1本、31年度に構造試錐井2本を掘削する計画でございます。その後、蒸気量の噴出試験などを行うことで、どのくらいの発電能力があるのか、また、熱水の量、蒸気量、それと成分等を分析し、また、事業の採算性も検討した上で、最終的には、地熱発電を行えるかどうかを判断することになります。その結果、発電の事業化が可能となった場合については、早ければ平成34年度の発電所稼働となる予定でございます。

それと、農家の同意の部分でございますけれども、これまでも説明をしておりますけれども、まず、農家のモニタリング等の同意が必要ということでの整理をしておりましたけれども、その後、JOGMECとの申請に当たっての調整をする中で、利害関係者ということで市の方で整理をして、受理条件という形で提出するようになっていましたので、うちの方で発電所に一番近い、そういう利害関係者を整理させていただいたということでございます。

それとあと、うちのプロジェクトの事業につきまして、民間委託をしたかどうかということでございますけれども、うちの場合については、これまでも申し上げております本市のプロジェクトの中で、こういう事業を取り組むとした場合に、九州電力と三者契約等を結んでおりますけれども、その中で、地熱発電についての技術、それとノウハウについては、相当のものを有さないとなかなかできないという形で、市と一緒にその事業をサポートしてくれる業者という形で九州電力と三者協定を結んでやっているとございまして。

それと、還元井の補助費の部分でございますけれども、還元井については、まだ掘削してみないと、事業費とかというものについては試算をできないところでございまして。

**○農政部長（松澤敏秀）** 29年の4月に制度資金の制度改正があったところですが、その改正点

について御説明をいたしたいと思います。まず1点目は、これまで交付した資金に返還要件はなかったところでした。改正によりまして、農業次世代人材投資資金の交付期間中に離農した場合は全額返還、また、交付終了後に交付期間と同期間営農を継続しない場合は、営農を継続しない期間分が返還が生じるということになりました。また2点目につきましては、交付期間2年終了後に中間評価を実施し、支援方針の決定をすることとなっているところです。さらにまた3点目につきましては、早期に経営確立し、事業を卒業する者に対して、資金に代えて、更なる経営発展につながる取組をしていくということになったところです。また4点目に、サポート体制の強化として、交付主体である市が、経営・技術、営農資金、あるいは農地の各問題に対応できるようサポート体制を構築することが明文化されたこととなっています。以上が制度の改正の主な点でございます。

それと、これまでの給付の実績でございますけれども、この制度は24年から始まっておるんですが、本日までの延べ人数で93名の方が給付の決定を受けているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 農業の問題から先にしていきます。この3年間でも相談は70何名の方が相談に来られているわけですね。そういう中で、この支給を受けている人は8名と、約1割の方しか申請をしていないと。他の人は、資金的には大変な中で農業をしていると思うんですけど、そういう若者が、本当に指宿、少子高齢化、人口が減っていく中で、指宿の農業を支えていく若者を作るためにも、やっぱり支援が必要だと思うんです。そういう面では、国の次世代投資資金だけじゃなくして、市単独のそういう支援が必要ではないのか。この辺ではどう考えていますか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 議員のおっしゃることは十分理解をさせていただいているところですが、我々としましては、新たに就農する農業者に対しましては、指宿農業支援センターで各種相談をワンストップ体制で実施をしているところです。特に、青年等就農計画制度の要件に該当する方につきましては、農業経営開始5年後までに、農業で生計が成り立つ実現可能な青年等就農計画を作成の上、計画達成に向け、関係機関と連携して指導を行い、有利な制度資金や補助事業等の導入を進めているところでございます。我々としましては、現時点では、市の単独による資金給付は考えていないところですが、やはり、農業につきましては、ソフト面、栽培技術の支援、あるいは経営的な面の支援、販売関係に対する支援、そういったソフト面の支援というのも非常に大切であると思っていますので、我々としては、そのソフト面の支援を充実させていきたいと考えているところです。

**○12番議員（吉村重則）** 制度資金なんかの紹介なんかも言われましたけど、この制度資金、次世代資金ですね、これを交付を受けてない方は、認定農家になるとか、そういうところまではすぐにはいけないと思うんですよ。そういう方々も、そういう制度資金の利用はできるんですか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 先ほど申しましたように、青年等就農計画制度というのがございまし

て、その方の認定を受けますと、同じように制度資金の有利な制度を受けられるというふうになっているところですよ。

**○12番議員（吉村重則）** 今、自然災害、台風、低温によって、農家も非常に大変な状況に追い込まれていると。今年のオクラなんかの場合は、ちょっと値段的にはすごく良かったんだけど、他の産地が被害を被って、それで上がっていると、本当、皮肉ですよ。そういう面では他の被害があったからこっちの方がいいとか、そういう状況なんですけど、そうじゃなくして、本当に安心して指宿で農業を支えていく若者をつくっていく、育てるためにも、ちょっとした資金を支援するとか、それとか、新規就農であれば、機械類も持っていないわけですよ。ですから、そういう畑地帯の場合、なかなか厳しいんですけど、そういう機械なんかのバンクを作っていくとか、そういうことなんかは考えて、機械は農機具のことですけど、そういうバンクなんかを作るとか、そういう方向での検討はされないものか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 現在の指宿市の農家の状況を説明申し上げますと、そういう機械を持っていない農業者、特に新規就農者でございますけれども、この方々につきましてはですね、周りの支援、いろんな認定農家の方とか、指導農業士とか、経営者クラブの方々とか、あるいはまた、集落の方々の農業の先輩方がおられますので、その方々がですね、非常にいい支援をいただいているところです。農機具については、そういった方々からですね、当面は借りて営農して、ある程度軌道に乗った段階で経営体育成事業とか、国の有利な事業を導入して購入しようという状況にあるところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 指宿、山川の場合は、鯉節の産地でもあるわけですよ。鯉節、鯉の魚粉、本当に優良な資源があるにも関わらず、これが利用されていないと。そのまま使ってしまうと逆にガスなんかが出て、被害が出てくると。ですから、使い方には本当に気を付けてやっていかなきゃならないんですけど、おいしい野菜、有機でできるということが、本当にでき上がっていけば、若い人たちはなお指宿に憧れて、農業を求めてくるんじゃないかと思えます。そういう面で、魚粉を生かした、そういうことを今後取り組んでいく検討はされないものか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 魚粉の問題なんですけど、山川の水産加工組合の件だと思んですけど、鯉節工場から排出される排水につきましては、組合が所有する排水施設で処理をされ、その際に発生する汚泥をその施設で乾燥して、菌体肥料として肥料メーカーに販売をしているとのことでございます。加工組合の販売体制が整っていないということで、基本的に小売りはしていないということでございますが、一部、相談のあった農家の方については、可能な範囲で対応していると聞いています。菌体肥料につきましては、一般的に食品工場等から出る排水を活性汚泥処理して乾燥させたものでございますが、排水の汚泥につきましては基本的に微生物の菌体であることか、この微生物の種類によっては、有効なアミノ酸を含んでおります。微量でも生育促進、あるいはその味という面に関して、優

れた効果を発揮することが知られているところがございます。このようなことから、今後、加工組合の販売体制が整いましたら、地域で生産される貴重な資源の有効利用という観点もでございますので、県あるいは農協等の関係機関、生産農家とも連携を取りながら、肥料効果の検証や活用方法を検討し、農業の生産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 山川の方には山川高校、農業科がありますよね。高校の場合はいろんな野菜を多種作付けし、栽培をされているわけです。一般農家の場合は、特に、指宿においてはオクラとか、ソラマメとかスナップ、作物が偏ってしまうわけですよ。山高の場合は、ピーマンとかナスビとか、いろんな野菜が作付けされます。そういう面では、本当に効果を見るという面では、山高と連携をして、山高と地域の農家、行政、農政課を含めて、そういう体制の中でしていくことが、地元の農家にとっても、有機野菜ということで、有利な販売もできると思います。また、山高の存続という面では、地域農家との連携というところで、今後、残していく大きな力になるんじゃないかと思います。そういう面で取り組んでいく意思はないか。

**○農政部長（松澤敏秀）** 山川高校につきましては、高校の活性化という面もでございます。現在、実えんどうの新品種であります豆こぞうの栽培にも取り組んでいただいておりますので、今後、加工組合における肥料の販売体制が整いましたら、その取組の一環としまして、肥料の効果試験等ができないか、山川高校の方とも調整をさせていただきたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 次に、地熱発電開発について伺います。旧山川町時代、ヘルシーランド、あの辺の開発がされていますよね。旧山川町時代にどういう取組をしたのか、調査をしたことがありますか。

**○総務部参与（中村孝）** 旧山川町時代に取り組んだ部分につきましては、資料の方を確認するため、調査に時間を要しますので、対応をお願いしたいと思います。

**○議長（福永徳郎）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時33分

**○議長（福永徳郎）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○山川支所長（中村俊治）** 通告をいただければ詳しく調べてまいりましたけれども、通告がなかったものですから、記憶の範囲内での答弁にさせていただきます。当時、私もヘルシーランドの建設には携わっておりましたけれども、やはり、地域住民の方々から賛否様々な御意見をいただきました。また、議会の中でも賛成反対、いろんな御意見もいただき協議を重ねてまいりましたけれども、最終的には、地域住民の福利向上のための施設だというふう  
に建設したという記憶がございます。

**○12番議員（吉村重則）** 旧山川町時代、泉源の問題で言ったときに、どういう対応をしたか知っていますか。

- 山川支所長（中村俊治）** 泉源に関しては、ちょっと定かな記憶はございません。
- 12番議員（吉村重則）** あそこはテニスコートがあった桶辰でしたっけ、それと、山本興業さんが持っていた土地があつて、それぞれ泉源があつたんだと。露天風呂を造るときに、どうしても湯量が足りないということで、2本配置をして、わざわざ新しく泉源を掘っているんですよ。今回の地熱発電では、旧山川町時代行ったことは、150mは絶対守るんだと、本当に庁舎内で真剣に討議をした中で、あの掘削をしているわけですよ。今回のものについては150mない。特別な工法で掘削をするから大丈夫だというけど、旧山川町時代やってきたことをどのように捉えますか、市長公室は。
- 市長（豊留悦男）** 私も貴重な、今は観光資源としても活用されている、いわゆるヘルシーランド、たまたま箱温泉であります。これは大切にしながら、更にあの地域の魅力を高めるための事業というのはやらなければならないというのは、私の基本的な考え方であります。ただし、温泉というのは掘ってみなければ、だから、調査井と言っている所以であります。掘ってみて、影響があるのかないのか、当時のその心配というのがあつたとしたら、その実態をもう一回調べなおしたいと思います。恐らく記録に残っていると思います。ですから、そういうことを踏まえて、私はいつも言っているように、慎重にやりますよと、だから調査井を掘らせてくださいという、それを掘って見ないと様々な事業、つまり、その検証はできないわけですので、いつもこの件については、私はこの調査井というのを掘らせてくださいと申し上げているわけでありまして。過去の様々な問題というのは、議員はよく御存知かもしれませんが、私どもはそこまで詳しく理解をしておりませんので、答弁としては、この程度で終わらせてください。
- 12番議員（吉村重則）** 指宿市が150m、この基準を守らない。昨日の質問の中で、答弁の中で、指宿は特別な掘削をするから、これが認められるんだという答弁だったと思います。もしこれが指宿が勝手にやっしまえば、民間であっても、特別な工法は指宿がやったことだから、できなことはないですよ。乱開発につながることはないんですか。
- 副市長（佐藤寛）** つながることはありません。というのは、地層条件をしっかりと把握しているという状況の中での開発行為でございます。
- 12番議員（吉村重則）** 地層条件がはっきり分かっているって、ただ地層の分析、やっていますよね。あれだけなんですか。ほかに何か、そういう絶対に問題ないという保証のあるものがあるんですか。公表してくださいよ。
- 副市長（佐藤寛）** 100%ということはいえないと思います。そのためにモニタリングをして、その周囲の影響状況を調査すると。可能な限りにおいてセーフティネットを張った上で事業を推進するという意味です。それともう一つは、これは平成16年ですかね、学識経験者が山川の地熱発電の地層条件をしっかりと調査分析したデータというのもございます。そうしたデータ、更にMT探査などでしっかりと地層を把握した上で、今回、開発行為を行うと

いうこととございます。そうした視点から支障はほぼないだろうと。ただし、100%というのは、物事に絶対はないので、セーフティネットのためにモニタリングして、もし万が一何か影響があった場合は、直ちに対応するという条件の下で、今回の開発行為を進めさせていただくということとございます。

**○12番議員（吉村重則）** 学者が問題はないという、そこだけなんですか。例えば、指宿市内で民間が掘った、掘削したことによって地下水に影響が出たと。民間はそのために他にフィルターとか、いろんなのを補償していますよ。他、指宿市内でも温泉が枯れたとか、その辺は調査したことはありますか。

**○副市長（佐藤寛）** 今の議論はヘルシーランドの開発行為に対しての議論だと思います。議員御指摘のは旧指宿地域の議論と、そこは錯綜しておられるのではないのかなと思います。ヘルシーランドに限って、私は申し上げた次第でございます。

**○12番議員（吉村重則）** どんだけ学者が安全だと言っても、地下のことは全然分からないんですよ。それだったら、その特殊な掘削で、その1,500,2千m掘削をしますよね。それをコンクリートですか、ベントナイトを注入するんだという話なんかもするけど、その辺はちゃんとしっかり、その工法について捉えているんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 掘削中に温泉帯水層等で逸水した場合ですけれども、すぐに作業を中断し、地熱調査井と温泉帯水層等をセメントで遮断をすることになります。逸水によりセメントを注入する場合については、ある程度のセメントを利用しますけれども、速乾性のセメントを使用するためにセメントは逸水箇所付近で固まり、大部分は掘削した井戸の中にとどまった状態ということとございますので、ちゃんとした対応ができるという形で考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 掘削した場合、地下から自噴してくるわけでしょう。その自噴する圧力よりも弱い圧力で掘った場合には、前には進まないわけですよ。自噴する圧力よりも強く掘削をしていかなきゃならない。それにそのセメントをどんどん注入していくということは、周りの切れ目にどんどん入っていくことになるんじゃないですか。速乾性と言うけど、そういう保証が言えるんですか。ちゃんと答弁してくださいよ。

**○総務部参与（中村孝）** 掘削時の工法でございますけれども、掘削時は泥水ポンプで泥水をパイプの中に送り、パイプと鉋壁との間から地上まで汲み上げることになります。したがって、掘削時は地下水位が自然水位から地上まで上昇をすることになりますので、地層にかかる圧力は、自然地下水から地上までの水頭圧ということになります。掘削時の圧力が地下水によって決まりますので、例えば、自然水位が200mの場合であれば、掘削時については2MPaの圧力が地層にかかるということとございますので、そのような工法を考えて対応をしていくということになります。

**○12番議員（吉村重則）** 掘削井戸にセメントを入れるわけですよ。2千m掘るのにどのく

らいセメントは使うもんなんですか。

○**総務部参与（中村孝）** まだ、実際、掘削をしてみて作業をしてみないと分かりませんけれども、我々の持っている資料によりますと、注入する場合は、セメントを数百キロから1t程度使用することになるということでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 配管の体積からすれば、1tといたら相当な量ですよ、それは地下の中に入っていくわけでしょう。割れ目をふさぐことにならないんですか。

○**総務部参与（中村孝）** 掘削については、上の方から順次ロータリー式の掘削方法で削っていきますけれども、その管の中で、そういう逸水等が発生した場合には、その管の中にセメントを入れていくという形になりますので、その速乾性のセメントが固まった時点で、またその管の中をもう一回セメントを掘って先に進めていくということになるところでございます。

○**12番議員（吉村重則）** 地下のその割れ目、通常の温泉にも下から湧き出てくると思うんです。そういう割れ目は絶対に塞ぐことはない、これは言えるんですか。

○**市長（豊留悦男）** 大変詳細な部分まで、想定の中で答弁を求められておりますけれども、当然、工事担当者じゃありませんので、割れ目ができるのか、塞ぐのか、セメントをお前たち1tと言ったじゃないか。しかし、実際それだけ掛からなかったり、正しくそれは事業として調査してみないと、正確な数字とか、割れ目をどうするとか、そういうのをこの場で答えると、後々、またお前たち割れ目ができないと言ったじゃないか、割れ目を塞ぐときはどうするのかと、そういうことまで私たちが議員の質問に回答するというようなことはできないと思います。もし、もっと詳しく回答を求めたのであったら、事前の聞き取りのときに、こういうことを聞くということで通告をさせていただいたならば、業者と綿密な打ち合わせをして、ある程度確かな回答ができると思います。そういう意味で、今議員のおっしゃっているその質問には具体的には答えることができません。

○**12番議員（吉村重則）** 聞き取りのときに、私ははっきり言っています。この件についてはしっかり答弁してくれということは、はっきり申し上げていますよ。何でもこういうことを言うかといったら、農家の皆さんが同意ができない、心配をしている、それは自分たちの泉源に影響が出る可能性があるから、そういう開発をするんだったら慎重に、そういういろんな問題について調査をし、真剣に取り組んでほしいと。今、指宿の地熱開発の実態はどうかといったら、庁舎内の総力を使ってないじゃないですか。市長公室だけで、ただそういう基本政策があるから、それで市民の豊かなどうのこうのといわれることは言われても、いろんな問題があるんですよ、地熱開発には。表面だったらどこがどうなっているから対応はすぐきく。地下については幾ら学者であっても、見れないんですよ。見れないから他の泉源に影響が出ると。さっき副市長は伏目の問題であって、そういう影響があるんじゃない、調査をしたかと言ったら、伏目の問題だからしてないと。何でもこういう無責任な答弁ができるんですか。

こんだけのホテル業界にしても、農家にしても心配しているんですよ。本当、自分の、もし泉源がなくなったら、胡蝶蘭は全滅しますよ。誰が生活を補償するんですか。だから、真剣にしてほしいと、だからさっきもヘルシーを山川町で開発するとき、庁舎内でいろんな議論をしながら、いろんな問題を解決しながら開発しているんです。指宿はそれがいいじゃないですか。今度の地熱開発については、先に先に進めるだけで、農家が不安に思っていること、反対するからもう関係ないやと、他の人を探せばいいって、行政がこういうことをやっているの。市民のための行政じゃないですか。だから方向を市民に向けてくださいよ。だから、もう一回原点に戻って、いろんなそういう問題を農家やホテル業界ともいろいろ懇談をしながら、一つ一つ解決しながら前に進むべきではないですか。

**○市長（豊留悦男）** 私としては、今の質問の中で、どうしても理解のできない文言があります。このような計画をするときに、市長公室だけでできる事業というのは一つもありません。庁議を重ねて計画を練って、そして様々な市民の意見を聴いて、おまけにパブリックコメントという市民の意見を聴きながらやったわけでありまして。それをあたかも公室で、秘密裏にやったような、その言葉は撤回をしていただきたい。そして、今、おっしゃるように、指宿地域のことを考えていない事業ではありません。問題があるとすればそれに対する対応をすると明言しているはずであります。現在、心配をしている農家の方があるとすれば、泉源が枯れたとすれば、その段階で対応はいたします。そのために調査井を掘るわけでありまして。原点に戻ってやれという、その意味が私には分からないわけでありまして。原点に戻って、この事業を慎重に進めたら、議員は地熱発電というのは認めるという、そういう解釈を私はしております。つまり、地熱開発に対する問題点というのをどのように考えているのか、私は理解に苦しみます。地中の中は分からないのだと。だから調査をしているわけです。だから調査井を掘るわけです。問題があつたら直ちに止めるわけでありまして。それさえも議員は認めないとなると、様々な事業というのは展開をできません。リスクがあるとすればそれをクリアする努力をやるのが行政だと思います。やはり行政、つまり市長公室という名が出ましたので、私は立って私なりの意見を申し上げました。そういう発言が、つまり、地熱開発に対する市民への不信感が醸成される、その大きな原因でもあろうと思います。私は誠意をもって議員には答えているわけです。それが理解できないということであれば、極めて残念なことであります。

**○12番議員（吉村重則）** 私が言っていることは、地熱開発は非常にいろんな問題を抱えているんだと。そういう中で、特に農家の皆さんはここに来て、毎年井戸を清掃していかなければ詰まってしまうという問題も発生してきています。いろんなところで温度が下がった、湯量が減ってきた、枯れた、そういうことは市内でも出てきているわけですよ。副市長はどういう答弁でした。伏目の問題だから、指宿の問題だから、調査する必要はないという答弁ですよ。だから、本当にそういう一つ一つの問題を真剣に考えて、開発するんだったらそうい

う事業者と懇談をしながら一つ一つ解決すべきじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほど答弁いたしましたのは、今、議員がおっしゃっている地域というのはヘルシーランドの地域の付近一帯のことについて答弁を私はしましたし、いろんな指摘をしている。一方で指宿地域については、またこれは別の事件での答弁だろうと。ですので、指宿地域について、私は、全然調査する必要はないとか、そういった趣旨の発言をした覚えは全くありません。しっかりとそこも調査した上で、温泉に影響がないような形で地熱発電をするのであればするし、地域の方の同意はしっかりと必要だと、そう認識はしています。今回の議員の御指摘は、ヘルシーランドの開発について特化した御質問だと、そう認識しているからヘルシーランドについてはということで答弁を差し上げているところでございます。

それと、利害関係者の考え方についてなんですけど、そもそも利害関係者というのをしっかりと整理をしてきなさいということで、JOGMECの方からもいろいろと言われております。そのために、じゃあ、利害関係者というのはどういう形で整理するのがいいのか、それは客観的に見て妥当性があるのかと考えたときに、利害関係者というのは、やはりヘルシーランドにもっとも近接して温泉を活用する事業者として整理するのが、第三者的、あるいは市民の目線からもそれが妥当性だろうということで整理をさせていただいたということです。ですので、そうした事業者について承諾書をいただきに行っているということです。ですので、今回の泉熱農家の方々については申し訳ないですが、利害関係者としてはJOGMECの申請の中においては外させていただいたと、そういうところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 選別する、近くの農家に同意書を求めて、それ以外については同意をもらわないと。だけど、問題があるから同意をしてないわけですよ。何の問題があるのか、それを話し合っ、一つ一つすべきじゃないんですか。いいです、はい。あと、近くに九電があります。九電が最大出力は何キロで、今何キロ出力を出しているんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 今我々が把握している部分では2万kwという形で聞いているところでございます。

最初の最大の規模としては3万kwという形で思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 今回、地熱開発をするのに、そういう調査なんかはしないんですか、全然。ただもう指宿が地熱開発をするということだけで、周りのそういう実態なんかについては、全然調査はしないんですか。答弁がちょっとおかしいもんだから。

**○副市長（佐藤寛）** 議員御指摘のとおりですので、しっかりと今回、構造試錐井をもってその地熱貯留層について、どの程度の大きさがあるのかということ調査しようと思っております。九州電力の山川地熱発電所が設備容量的には3kwあって、現在2万kw程度の発電をしているというのは、地熱貯留層の大きさから妥当な発電がこの程度だろうということを、長年の経験、ノウハウの中で確定していることから、2万kwということで発電をしているというぐあいに認識しております。ですので、今回のヘルシーランドの開発につ

いても、しっかりと地熱の貯留層の大きさなどを確認したい、そういった本年度の開発計画でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 最高3万kwが今2万kwと、1万kwはその貯留層だけなんですか、還元井の問題があるんじゃないですか。その辺は調査してないの。

**○副市長（佐藤寛）** 開発当初は確か、九州電力が開発していったわけではないと思うんですけど、途中で事業者が変わって、今現在、九州電力が管理運営して発電していると思っています。その中で、生産井、還元井のバランスをとって発電をしていると、そういう具合に認識しております。

**○12番議員（吉村重則）** 九州地熱を造るときに、その温泉水について旧山川町時代にその利用について、何かそういう呼び掛けがあったんじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** 私の方で答えさせていただきます。当時のこと、つまりもう何年か前ですので、呼び掛けがあった、こうだという記録がない以上は、はっきり申し上げることはできません。

**○12番議員（吉村重則）** それとあと、九電の温水の分析なんかについては、調査はしたことがあるんですか。今、還元として地下に返していますよね。汲み上げた温泉について、どういう成分が入っているのか、この辺の調査をしたことはありますか。

**○副市長（佐藤寛）** 調査したことはありますが、九州電力自らしっかりとモニタリングの中で調査をしております。その分析の項目については、企業の秘匿情報になるので、この場でお答えすることは差し控えさせていただきます。モニタリングの結果については、市の方に報告は受けております。

**○12番議員（吉村重則）** 何でそんなに答弁を避けるんですか。今度掘削をする、汲み上げて分析をして、その成分如何によっては還元しなければならぬと、答弁しているじゃないですか。それだったら、それこそ1kmも離れていない中で、そういう結果なんか分かるんじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 100%一緒ということは、多分ないだろうと思います。成分分析がですね。ですので、しっかりと試錐をしてみて、その成分分析をした結果、対応を図っていく。それが事業を進める上の妥当なやり方だろうと思っています。

**○12番議員（吉村重則）** こんな取組でよろしいんですか。近くにあつて、戻しているわけですよ。それは100%同じじゃないですよ。それは誰が聞いても分かります。ただ、九電が還元をしている、汲み上げている。実際、同じ深層から、大体同じぐらいの深層から汲み上げるわけだから、分かっているはずですよ。何でそういう、だから、私が言っているのは、本当に真剣に、そういういろんな課題について取り組んでないというところで、さっきから言っているんです。市民のいろんな声、いろんな計画、それについては市民の声が入って計画は作りました。だけど、開発するときにはいろんな問題点、だから、農家が心配しているの

はそこですよ。影響が出たら何かやりますというけど、3農家ですか、1億円以上なりますよ。市はそれを補償できるんですか。だから、そういう問題を解決するために、市と一緒に懇談をしながら一つ一つ前の方に進めましょうと。農家は絶対反対じゃないですよ。一緒にいろいろ問題を解決しながら、不安を解決しながら前の方に持って行きましょうと、農家は考えていますよ。市の方がそれを蹴っているんじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** 恐らく4軒の方々は言っていると思います。私が直接話をして、もしものことがあったときの対応については、納得のいけるような話をしてまいります。私がどうしても言いたいことがあります。事業をするときに100%リスクのない事業はありません。行政はそのリスクを一つ一つクリアする努力をしているわけでありまして。それを市はそういういい加減な形でやっているのか、私は決していい加減にやっているとは思っておりません。それは様々な学識経験者やいろんな方々の意見を聴き、モニタリングを通じて、そして他のところの事例等を踏まえて、それこそ問題になるような、農家を困らせるような、ホテル関係が困るような事業をするという、そういうことは全く考えておりません。つまり、市民のための事業だと私は思っております。議員の今の質問を聞くと、自分たちの事業としてやっているんじゃないかと、市民のことを考えていない。そのような事業が市の事業として果たしてあるのか。絶対にありません。私どもは市民の福祉、幸せ、産業振興、そのためにやっているわけです。つまり、議員がそういうふうなことで、いろいろところで言われますと、正しく市民がそのように思うわけでありまして。私どもは幾ら真剣にこの事業に取り組んでいるか、それを真摯に市民には理解していただく努力をいたします。

**○12番議員（吉村重則）** 1本の井戸で時間4t、熱量が20tと、昨日答弁がなされました。メディポリスでは70tともいわれてます。時間当たり40tの湯量を汲み上げると1日で1千tですよね。それが3基3千t、1年間にどれだけの熱量が、熱水が汲み上げられる。それを還元井は今でも結果次第によっちゃ戻しませんと、海に放流しますと。こんだけの量を汲み上げて、大丈夫なんですか。そんなに裕福にどんどん入ってくるんですか。だから還元井が必要じゃないのというは、そこなんですよ。だからこそ、周りの農家にしても、ホテルの皆さんにしても、それは山川の問題であっても指宿に影響が出る可能性があるかと。大分県の九重の大岳発電所は、昭和42年に始まっていますよね。八丁原は52年に始まっていますよ。大体40年から50年の中で、筋湯温泉なんか、枯れたりとか、いろんな影響が出てきています。大岳にしても八丁原にしても、汲み上げじゃないですよ、戻していますよ。そういう中で、40年、50年の中で地元の温泉に影響が出ると。本当にそういう真剣にいろんな問題、市内においても温泉が枯れた、湯量が減った、地下水に影響が出ている。こういうのを調査しながら伏目の問題だから伏目だけでは済まされない。地下の中は分からないわけですよ。だからこそ真剣に、ホテル業界の皆さん、農家の皆さんと膝を交えて、1回じゃなくして、お互いの問題点を出し合いながら開発のための、今後取り組んでいくかどうか。ここをもう一遍答弁し

てください。

**○副市長（佐藤寛）** 今、議員のお話の中で、大岳、筋湯の話が出ましたが、風評被害につながる恐れがありますので申し上げておきますが、地熱発電所において、そうした温泉に影響が生じた事実はありませんと、私どもは報告を受けていますし、この前の地熱シンポジウムにおいても、地熱発電において温泉に影響を与えた事実は日本においてはありませんと、学識経験者は発言をしておりますので。

**○総務部参与（中村孝）** 農家との説明をしっかりとすべきではないかということだろうと思えますけれども、これまで説明の場を設けさせてほしい旨お願いをしてきておりましたが、具体的な補償内容を示さない限り、合うことはできないということでもございました。個別に説明の機会をいただくのであれば、説明をさせていただきたいと思っております。なお、今月、明日になりますけれども、山川文化ホールで地熱開発の説明会を実施いたします。農家の方には個別に別途案内も差し上げているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今、副市長が筋湯の問題で話をしましたけど、西日本新聞の記事がちゃんと出ていますよ。出てないって、どこを調査をするんですか。役所をしたってだめですよ。実際、被害を被っている温泉宿とか農家の皆さんとか、調査をすべきであって、何もそういう調査をしてないんじゃないですか。

**○副市長（佐藤寛）** 西日本新聞の記事が何年前の記事か、私は存じておりませんが、しっかりとその記者も調査したのかなという思いはしております。私は前職はエネルギー関係の仕事をしておりまして、筋湯温泉、大岳発電所、八丁原には数回となく足を運んで、その実態についても把握しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 西日本新聞は昭和55年12月31日付の新聞で、入ってきています。あとですね、副市長、影響はない、影響はないと言うけど、農家を回ってみてくださいよ。実際、本当に影響が出てないんだったら、井戸なんか掃除をする必要はないですよ。全然、どこからの情報で、全然そういう影響はない、影響はないという答弁をしているのか、私には理解に苦しむんですけど、本当に農家と話をするという意思が表明されたわけですけど、膝を交えて、1回だけではだめですよ。いろんな問題をお互いに追求し、いろんなことを調査しながら前の方向へ進んでいくと、前提の中で1回だけじゃなく、何回も話し合いをしながら、お互いにすり寄って地熱開発をするんだったら開発をするという方向で進んでくださいよ。本当にもう一回、膝を交えていろんな問題をお互いに提案しながら、そういう話し合いをしていくかどうか、答弁してください。

**○市長（豊留悦男）** 極めて大切なことです。話し合いの場というのは、たくさん作ってまいります。ただし、議員がおっしゃっているように、一つの事象を捉えて、これが白か黒かというのは、僕はできないと私は言っているわけです。掘ってみないと分からないでしょう。海水に流したときに、リンとかそれで、大量な漁業への被害があるとか、正しくその風評が怖

いわけであります。地熱発電のおかげで農家の温泉が枯れて出なくなった。もしかすると掘ってみたらパイプが詰まっていたということもあるかもしれない。ですから、そういうことを含めて慎重にやらなければならない。極端な例を申し上げます。たまたま箱は白か黒かということ。たまたま箱の観光特急列車、たまたま箱の指宿のたまたま箱は白だよあれはと、違ふよあれは黒だよと。つまり見る方向、考える立ち位置によって白であるか黒であるかという。たまたま箱、いわゆる観光特急列車、ありがたいけれども、その一つをとってみても、考え方とか立ち位置によって違うんじゃないですかと。だから、両方の意見を聴きながら、正確に情報を捉えて、この事業はやっていきますと。そのことが何にもやっていないという、そういうことではないということ、ここで私は明言をいたします。役所の組織の総力を上げて、それは当然のことです。地方創生戦略の中にある1番目ですから、それをないがしろにしながら一部で、いわゆる密約みたいな、こそこそやっているとか、そういうことを聞いたら、私はそれに対しては全面的に反論し、そしてそういう思いがある人だったら、私は直接会って、おいでいただいて説明をします。この事業はぶれずに、未来の指宿の年表を描くために、今だけの、そして部分益、つまり私の益だけじゃなく、全体益を考えて指宿を元気にするための事業としてやってまいります。こういうことは、是非議員も理解をしていただきたいと思えます。

**○12番議員（吉村重則）** 今後、進めるにあたって、事業者の意見を取り入れていくと、いろんな問題を解決しながら、前の方に進めてほしいと。指宿にはすばらしい温泉がいっぱいあります。私の経験からなんですけど、左側の方は皮膚が弱くて皮がむけるんですよ。あの温泉に浸かることによって、皮膚も治してしまう。オクラですごい状態になっても、薬は付けずにその温泉に入ることによって治していく。だから、ある面では床ずれにも効くんじゃないかと、アトピーにも効くんじゃないかと。苦しんでいる人がそれを解決することができれば、すごく喜ばれるんですよ。そういう面では、指宿市が本当に。

**○議長（福永徳郎）** 吉村議員、時間がまいりましたので、簡潔にお願い申し上げます。

**○12番議員（吉村重則）** そういう発信をする方向で取り組んでいただきたい。

**○市長（豊留悦男）** ただいまの意見は、大変重要かつ謙虚に受け止めます。指宿の特にホテル街の温泉に影響があるような事業をするわけにはいきません。温泉が枯れて観光指宿が泣くような、そういう事業を決してやるつもりではありませんので、御理解ください。

**○議長（福永徳郎）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第103号上程

**○議長（福永徳郎）** 次は、日程第3、議案第103号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件の1件でございます。

議案第103号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、予算の総額を259億5,952万7千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第103号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成30年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加して、歳入歳出予算の総額を259億5,952万7千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業の起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、15ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節15工事請負費1,900万円の補正につきましては、レイクグリーンパーク隣接地の艇庫建設の内容変更等に係る工事請負費を増額するものであります。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料600万円の補正につきましては、指宿・柳田・丹波小学校の空調機器設置に伴う設計業務委託料を増額するものであります。同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料200万円の補正につきましては、北指宿中学校の空調機器設置に伴う設計業務委託料を増額するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款18繰入金90万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款21市債の合計2,610万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり市債を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分  
再開 午後 0時38分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第103号（質疑，委員会付託）

○議長（福永徳郎） 質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○19番議員（新川床金春） 今回、エアコン設置していただくということは大変うれしいことでもありますけれども、4校以外は据え置き型となっております。小学1年生とか、教室を走り回ったときとか、いろんなことを考えたときに、私はですね、やっぱり、全ての小学校が吊り下げ型のエアコンであってほしかったと思います。委員長としてですね、委員会では聞けます。しかし、このようになった理由を市長に聞く場はここしかありませんので、市長の考えをお伺いさせていただきます。

○教育部長（下吉一宏） 私どもが教育委員会で整備方針を定めましたので、その経緯等について、まず、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

本市における小・中学校への空調機器の設置につきましては、これまで各学校の図書室、パソコン室、校長室、職員室、事務室、保健室などには空調機器を設置してきたところでございますが、特別支援室を含む普通教室には、ほとんど未設置でございました。平成30年度は、南指宿中学校の校舎が非構造部材の耐震化工事を予定していることから、それに併せまして室温調査等の検証を行いたいために、空調機器の設置に伴う設計業務委託料を当初予算に計上し、夏休み期間中の設置工事により、9月からの運用を目指すため、6月補正において、南指宿中学校普通教室設置工事に関する費用4,972万円を提案し、市議会で可決をされたところでございます。このような中、今年の記録的な猛暑により、本年7月17日に愛知県の小学校で男子児童が重度の熱中症である熱中病により亡くなったことを受け、全国的にも普通教室の空調機器設置の有無について報道がなされて問題視されたところでございます。このようなことから、官房長官は、同月23日の報道番組で、猛暑対策は緊急の課題だ、クーラーが設置できていないところは早急に設置しないといけないという発言がございましたし、政府としては、小・中学校などのクーラー設置を支援する考えが示されたところでございます。また、同月24日には、林文部科学大臣も記者会見で、予算の確保に努め、空調設備が設置されていない学校には優先的に改善に取り組むと述べられたところでございます。その後、8月20日のネットニュースにおいて、政府は、来年夏までに全ての公立小学校にクーラーを設置するため、予算措置を図る方針を固めたとの報道がなされたところでございます。また、同月22日の南日本新聞では、公立小学校の危険なブロック塀の改修、教室のクーラー設置などを加速する対策として、3.5倍の大幅増となる、約2,400億円を盛り込んだと掲

載がされたところでございます。これらのことを踏まえて、本市における今後の空調設備について、南指宿中学校での検証を踏まえつつ、国・県の動向を見ながら、設置の方法について協議を進めてきたところでございます。また、このクーラー設置につきましては、早い時期から、市長から指示がございまして、私どもは検討をしてきたところでございまして、今回、このような補正予算という形で計上させていただいた、そういった経緯がございまして、以上でございます。

今回、4校の学校を設計委託料ということでございますが、これにつきましては、やはり、歳出の平準化がございまして、というのが、簡単に申し上げますと、全ての学校を、17校ですかね、南中を除きますと16校を一挙にやればいわけなんですけれども、やはり、国の交付金も確保したい。また、起債等の充当もございまして、これを一挙にすることはなかなか難しいということで、まず、4校を決めたところでございます。この経緯につきましては、今、学校の在り方についての教育委員会の考えの下でいろいろ進めておりますけれども、そういった背景もございまして、その中で、まず、私どもが考えたのが、学級数が多いところ、それと児童数が多いところ、ここをまずやろうということがまず1点でございます。しかしながら、4校をやった場合、後の学校をどうするかということが必ず出てまいりますので、であれば、子供たちを平等に教室の環境を整えたいと、そういうことで、であれば何かあるかということで、1か月間、いろいろ何かできないかということで、市長の指示もございましてやっております。その中で、どうにかできるのがレンタルのエアコンでございました。そういった意味で、まずは4校をやって、つなぎとしてレンタルでやるしかないのかなということでございまして、それと、先ほど南指宿中学校のことを申し上げましたが、これにつきましては、検証するということが毎回申し上げておりますけれども、その中に、レンタルの置き型のエアコンもございまして、それにつきましては、教育長、市長も現場に行かれて、そのレンタルの効果、それも体験をしていただきましたけれども、置き型であっても、これは効果があるなという検証ができましたので、とにかく4校は先にやるけれども、その間はレンタルで我慢していただいて、逐次やっていこうということ、平準化の関係、それと学校再編との絡み、そういったものを含めて、総合的に検討した結果、このような段取りということになったところでございます。

**○19番議員（新川床金春）** 今、部長の答弁ではですよ、要するに、予算の関係、平準化ということでした。それでは、残りの学校は、31年の中でレンタル期間もなんですけど、31年の中で予算化して据え置き型にできるという、当分の間ですから、そういう計画になっているのかですよ、子供たちはみんな平等なんです。いつ何時、寒くなったり、暑くなったりしたときにいつでも入れられるように、リース期間が、これは暑い時期だけですよ、寒い時期だけですよと限定されたらですよ、子供たちの教育環境は守れません。ですから、子供たちの教育環境は17℃から28℃です。その環境を守るためには、いつでも対応できるような設備が

必要かなと思ひまして、私は、エアコンを付けていただく、設置していただくことは大変うれしいけれども、いつでも利用できるような、指宿庁舎にあるようなエアコンがあつてほしいなということで、それが全てできたらいいなということで思っております。市長、今、部長は当分の間リースと言いましたけれども、来年の夏以降に予算化して取り付けていただけるのかどうか、市長に私は聞いております。委員会だったら議案質疑をする必要はないんですよ。部長から聞けるわけですから。ですから、市長の生の声を市民に届けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○市長（豊留悦男）** 教育行政、もう御案内のように、独立した行政機関でもございます。私は、教育委員会部局、つまり、教育部長に答弁をさせたいのですが、議員に了解していただけないようでございます。ただいまの件について議長の判断、対応をお願ひしたいと思ひます。

**○議長（福永徳郎）** 教育長部局の問題でもありますし、なおかつ答弁に関しては、あくまでも市長が部長に委任している部分もありますので、部長の方の答弁を求めていきたいと思ひます。

**○教育部長（下吉一宏）** 御質問の中で、31年度にレンタルのリースの機器を設置できるのかという趣旨と理解して答弁をさせていただきますが、今回、追加補正になった経緯も正しくその点でございまして、全ての学校を、4校を固定型でまず始めて、後の学校をどうするのかということがございまして、であれば、もうレンタルでしかないのかなと。そのレンタルの機器が正しく確保できるかできないか。また、学校の施設の状況によって受電設備が必要かどうか、そういったことを様々検討した結果、現時点においては、そういったレンタルの機器が、正確に申し上げますと、四つの学校を除いた75普通教室について、それが確保できるということが業者とのいろんなやり取りの中で分かりましたので、今回、そういった追加補正をさせていただいた経緯がございまして。

**○19番議員（新川床金春）** 私が聞いているのは、予算の平準化のためにとって部長は言いました。ですから、30年、31年で4校に設置した後の残りの学校はどうなるんですかと聞いております。そして、先ほど部長が市長から諮問されていましてということで、市長がエアコンを設置しなさいということで言っているのです、市長にも聞けるのかなと思つていたところなんです。ですから、答弁するのは部長かもしれない。けどしなさいという指示をしたのは教育長じゃないんですよ。市長の方からということでありましたので、市長の答弁を再度お願ひします。

**○教育部長（下吉一宏）** 4校した後のその後のことだろうと思ひますけれども、それにつきましても、昨日も説明申し上げましたが、順次設置をしていくということを申し上げました。ですから、そういう意味で、4校の後についても、逐次設置をしていくという考え方については固まっているところでございまして。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第103号については、文教厚生委員会及び産業建設委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

お諮りいたします。

9月20日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、9月20日は、休会とすることに決定いたしました。

## △ 散 会

○議長（福永徳郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後0時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 坂 元 茂 教

議 員 東 勝 義

# 第 3 回 定 例 会

平成 30 年 9 月 28 日

(第 4 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

平成30年9月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第90号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第94号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第95号 指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について
- 日程第5 議案第91号 字の区域の変更について
- 日程第6 議案第92号 指宿港内の公有水面埋立てに対する意見について
- 日程第7 議案第93号 指宿港内の公有水面埋立てに対する意見について
- 日程第8 議案第96号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第103号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第10 議案第102号 平成30年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第97号 平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第98号 平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第99号 平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第100号 平成30年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第101号 平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 審査を終了した陳情（陳情第8号～陳情第14号）
- 日程第17 閉会中の継続審査について（議案第82号～議案第89号）
- 日程第18 報告第4号 指宿市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第5号 指宿市の平成29年度決算に基づく公営企業の資金不足比

率の報告について

○日程第20 議案第104号 財産の取得について

○日程第21 意見書案第1号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書(案)

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	坂元茂教	2番議員	東勝義
3番議員	西田義哲	4番議員	新宮領實
5番議員	前原五男	6番議員	山本敏勝
7番議員	齋藤佳代	8番議員	恒吉太吾
9番議員	東伸行	10番議員	井元伸明
11番議員	西森三義	12番議員	吉村重則
13番議員	前之園正和	14番議員	松下喜久雄
15番議員	高橋三樹	16番議員	高田チヨ子
17番議員	木原繁昭	18番議員	下川床泉
19番議員	新川床金春	21番議員	福永徳郎

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	市民生活部長	上田薫
健康福祉部長	山口保	産業振興部長	川路潔
農政部長	松澤敏秀	建設部長兼水道事業部長	黒木六海
教育部長	下吉一宏	山川支所長	中村俊治
開聞支所長	川畑徳廣	総務部参与	中村孝
総務課長	鶴窪誠作	財政課長	坂元一博
市民課長	上高原明美	長寿介護課長	増永智美
商工水産課長	上田和成	建設監理課長	大久保覚

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
主幹兼調査管理係長	木下英城	議事係主査	上玉利享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

△ 議案第90号、議案第94号及び議案第95号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、議案第90号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、日程第4、議案第95号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第90号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、議案第94号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、及び議案第95号、指宿市ふれあいプラザなのはな館条例の一部改正について、の3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第94号のうち、総務課所管分について、新たな管理職員特別勤務手当を作る。台風災害や選挙事務の関係で、これまではどのような処理がされていたのかとの質疑に対し、管理職が台風警戒等の災害対応業務に深夜従事した場合は、時間外手当は支給しておりません。これまでは何も手当はなかったということになりますとの答弁でした。

例えば、台風や災害で夜中に出ることも多いと思いますが、これは日をまたいで24時を過ぎたりしたときの対応としては、1回とみるのですかとの質疑に対し、勤務につきましては、始まりから終わりまでを勤務1回として取り扱うことにしております。ただし、その間

に3時間以上の休憩等を挟んだ場合は、2回の勤務ということになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、水道課所管分について。水道課の場合には、配管のトラブル等による業務があると思われませんが、他にどのようなケースが考えられますかとの質疑に対し、水道の場合、祝日、祭日、平日関係なく、24時間体制で対応するわけですが、やはり、本管の漏水、若しくは配水場の故障、そういうものに対応することになるかと思えますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第95号について。ゲートボール場という形で設定されていますので、あまり他の種目ができないようですが、多目的広場にすることで使い勝手が良くなるのか。どのようなところから申し込みがあると思えますかとの質疑に対し、本年4月からの利用状況は、学生のソフトボールの練習であるとか、陸上の練習、あとはワークショップ、幼稚園の夏祭りがありました。屋根付き屋内で天候に左右されないということが利便性につながっていると思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第90号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第90号、議案第94号、議案第95号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号、議案第94号及び議案第95号の3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第91号～議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第5、議案第91号、字の区域の変更について、から、日程第7、

議案第93号、指宿港内の公有水面埋め立てに対する意見について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長
の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第
91号、字の区域の変更について、議案第92号、指宿港内の公有水面埋立てに対する意見につ
いて、及び議案第93号、指宿港内の公有水面埋立てに対する意見について、の3議案の審査
の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました
結果、3議案とも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第91号について。字の変更は広範囲だが、住民への周知はどのようにしたのか
との質疑に対し、権利者会議の開催について事前に文書で知らせた。また、字界の変更につ
いては、鹿児島県が鹿児島県土地改良連合会に業務委託をして、この事業を進めてきたの
で、その中で開闢土地改良区の換地委員の方々と協議させていただき、変更について事前に
了解を得ているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第92号について。緑地と階段ブロックの境界はどうなっているのかとの質疑に
対し、海側に階段ブロックがあり、陸側の緑地との間には3.5mほどのコンクリート舗装の
管理用道路を整備する予定であるとの答弁でした。

指宿漁協との同意はどのようなものかとの質疑に対し、公有水面埋立てと、埋立て部分の
漁業権放棄の同意であるとの答弁でした。

今後、人が泳ぐ部分の漁業権の放棄もあるかと思うが、その部分であっても漁船やレジャ
ー船が入ってくると、人の命の危険に関わるので、運航できる場所の規制等についても漁協
の方々と協議していただきたいと思うがとの質疑に対し、海辺でのレジャー等々の海面利用
についても、指宿漁協と真摯に向き合って協議したいとの答弁でした。

意見として。今後、養浜を行っていくと思うが、市民は海水浴場とか、いろいろな夢を持
っている。いろいろな方々が来て海水浴を楽しめるように、是非きれいな白い砂浜にしてい
ていただきたいというものがありませんでした。

議案第93号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。
これより、議案第91号から議案第93号の3議案を一括して採決いたします。
3議案に対する委員長の報告は、可決であります。
3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。
よって、議案第91号から議案第93号の3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第96号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第8，議案第96号，平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会へ分割付託されました議案第96号，平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日，全委員出席の下，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，山川支所地域振興課所管分について，今回，各委員から意見に対して，様々な意見があったということですが，どのようなものがあつたのですかと質疑に対し，委員の方々からは，急いで移転を進めてほしいといった意見の中で，改修内容について，1階を含めた改修とすること。トイレは洋式化だけではなく，使いやすいものにすること。市民が親しみやすい庁舎とすることなど，様々な意見，要望をいただいているところですのでの答弁でした。

山川文化ホールの改修は、何年を目途にしているのですかとこの質疑に対し、工期は約8か月を見込んで、平成31年度内の完成を目指しています。なお、文化ホールでの業務開始は、今のところ、平成32年5月のゴールデンウィーク明け頃を考えているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。テレビなどで報道されているふるさと納税の返礼品の上限について、本市においては、何割となっていますかとこの質疑に対し、本市においては、総務省からの通知にある3割以下という形で返礼品を送っているところですのでとの答弁でした。

平成29年度は、5億1,200万円余りのふるさと納税があったと伺いましたが、これに係る経費の部分考えた場合、市の収支はどれぐらいですかとの質疑に対し、平成29年度の歳入は、2万9,103件、5億1,121万7,735円の寄附がありました。一方歳出は、寄附額に対する比率で申しますと、一括代行のさとふるに対する委託料が約14%、市内業者の返礼品が約28%、配送料が約5%、合わせて歳出の合計が約47%という状況です。差し引きまして、約53%に当たる約2億7,000万円を基金に積み立てていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課分について。国道226号線の柳田分団車庫に関して、新しい車庫の建設に向けて計画はどうなっていますかとこの質疑に対し、今、候補地を分団と検討中ですのでとの答弁でした。

解体されたら、消防車両を入れる場所は決まっているのですかとこの質疑に対し、新しい候補地を探しまして、そこに分団車庫を造った後に解体となりますので、そのときに移動となりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。本市に移住後、定住しようかという人たちには、特徴的なものがあるのでしょうかとの質疑に対し、平成29年度の実績で見えますと、旅費補助金の申請者に限りましては、49世帯のうち、20代の方22世帯が助成金を受けています。また、平成30年度につきましては、6月末現在で、16世帯が申請に来ており、20代が3世帯、30代が2世帯、50代以上の世帯が11世帯となっています。申請者の出身を見ますと、東京都、神奈川県、千葉県、大阪府といったところが多くなっていますとの答弁でした。

定住を希望される方々は、新築を希望される方、中古住宅を探す方などいらっしゃると思いますが、どういう状況ですかとの質疑に対し、旅費補助で来られた方が住むようになって、定住準備金を交付していますが、その中では、賃貸の方が3件、中古住宅の方が2件ですとの答弁でした。

定住するということであれば、家を求めるとか、建てるという話になると思いますが、賃貸ということであればいつかまた転出するという事も考えられます。その点はどうか

との質疑に対し、定住準備金交付の期限は、最低5年は住むことというものがありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。なのはな館の昇降機の設備改修についてですが、建設後、20年が経っており、大幅に改修して1,100万円掛かるということでした。こういった多額な費用を掛けて、今後、何年ごとにそういった修理があると聞いていますかとの質疑に対し、メーカーの方からは、今回修理をすれば、20年程度は一般的な耐用年数としてクリアできると聞いていますとの答弁でした。

メンテナンスはどのようにするのですかとの質疑に対し、今年度修繕をさせていただけるのであれば、今年度については、メンテナンス費用は発生しません。点検につきましては、毎日の遠隔操作点検、それから3か月に1回、技術者が現場に来てチェックする現場点検、年1回の法定点検といった形のメンテナンスが来年度以降発生しますとの答弁でした。

なのはな館自体の考え方としては、半分は県が解体し、半分は改修すべきは改修して指宿に渡す。その際の費用については、県の交付金の中で補修工事を行う枠組みであったと思いますが、昇降機はその枠組みでいくと、どの部分に入っていますかとの質疑に対し、昇降機は市が譲渡を受けた本館の施設となっており、県から交付金を受けて、それを財源として市の方で補修工事を実施するということでした。その中で、昇降機については、最初、点検のみで使用可能と考えておりましたが、詳細点検の結果、大規模な改修が必要だということでした。交付金の対象の中で対応できませんでしたとの答弁でした。

本来、昇降機についても改修して渡すという枠組みの中にあるので、交付金追加で行うなり、県が何らかの責任を負うというのが最初の約束の話ではないですかとの質疑に対し、県の方から譲受を受ける際に覚書を結んでおります。平成26年だったと思いますが、保全調査を基に交付金の額を定めています。その交付金の範囲内で補修工事を行うということで、譲受を受けた後の補修工事などについては、市の方で対応するといったような取り決めになっていました。県の方には何とかできないのかという形をお願いはしているところですよとの答弁でした。

市が譲受を受けた後に、何年か経って、その中で修理が必要となったというのであれば、市のお金で修理をするということだと思います。本来は昇降機の補修が必要な状態にも関わらず見過ごしていたわけですから、県の費用で見ると、追加交付金なり、最初の設定の見直しをするというのが当然ではないですか。そういう思いがあるから県に要請をしているのではないですかとの質疑に対し、実際に譲受を受けた後、補修工事をする詳細点検の際に、それだけ必要だということが分かりました。県の方にはその時点で分からなかった部分が出てきているので、この部分について交付金の対象にするか、別途考慮してもらえないか、申し入れを行っているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、総務課所管分、議会事務局所管分、選挙管理委員会事務局所管分、監査委員事務局所管分、開聞支所地域振興課所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） おはようございます。文教厚生委員会へ分割付託されました議案第96号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます

まず、市民課所管分について。国民年金の受給者は何人ぐらいで、高齢化率はどうなっているのかとの質疑に対し、国民年金の受給者は1万4,889人で、65歳以上の高齢化率は35.1%になりますとの答弁でした。

支払い義務が免除された月というのは、当然、納めた期間として認められるのかとの質疑に対し、年金受給期間に加算され、納めたことになりすとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。南指宿中の電気料補正ですが、契約電力が上がるために基本料金が上がってこの料金になっているのか。また、エアコンはいつ頃から稼働し、冬場の利用も見込んでいるのかとの質疑に対し、南指宿中学校の電気料は能力で基本料が発生します。エアコンの稼働は、9月の冒頭から使用開始しております。冬場についても、今年度につきましては、学校の使用動向等、そういったものを確認していく、そういうこともございますので、冬場の使用につきましても想定しているところでございます。ただ、特に冬場に関しては、洋服を重ね着したり、対応できるので、そういった節約の部分とか、学校の方とも打ち合わせをしているところです。また、環境教育という側面もありますので、そういった点も重視しながら、運用を行っていきたいと考えていますとの答弁でした。

エアコンが付いていても、ちょっと我慢しなさいという学校があるということを知っています

るが、教室内の温度が何度になったら点けるという基準があるのかとの質疑に対し、文部科学省の示している基準が28℃ということになっておりますので、その温度を基本とします。ただ、湿度の状況ですとか、風通しですとか、そういった状況も見ながら、先生方の方で、基本的には28℃ですけれども、入れるタイミングを工夫されていくものと考えていますとの答弁でした。

学校の先生方の判断ということによろしいんですかとの質疑に対し、現段階では、やはり、温度管理につきましては、先生方に維持管理をしていただきたいと思いますとの答弁でした。

ほかの小・中学校においては気温が35℃以上に上がり、非常に厳しい状況であります。今後、早急に検討すべきと思うが、どういう計画なのかとの質疑に対し、今後の空調整備につきましては、南指宿中学校での検証を踏まえつつ、国の動きも注視しながら、設置方法について協議を進めているところでございます。今回、空調設置機器の工事の設計業務委託料の追加補正ということで準備を現在進めていますとの答弁でした。

補正の準備ということですが、具体的な部分はどうなっているのかとの質疑に対し、空調機器を整備するにあたっては、設計業務委託等を行わなければならない。それについて、小・中学校の部分で四つの小・中学校を予定しているところでございます。その他の小・中学校も、レンタルによる床置き型のエアコンの設置を、現在、最終協議をしていますとの答弁でした。

節約もいいのですが、国が、子供たちが教育を受ける環境は17℃から28℃が望ましいと決めたので、指宿市は17℃から28℃の文部科学省の基準どおり運転するのかとの質疑に対し、夏場で言いますと、28℃というのがございますけれども、最近の冷房設備というものは非常に能力が高くなっております。逆に朝早く入れておいて、ずっと一定で運転された方が電気料は安くなるとか、2時間以上教室を空けるときは切った方がいいとか、体育の時間が1時間ですと、そのまま、例えば、29℃設定にしておいて教室を空けるとかですね、そういったところもございますので、学校の方とそういった協議をしながら運用を固めていきますとの答弁でした。

基本料が上がるということですが、現在の基本料金は幾らで、今後、幾らになるのかとの質疑に対し、基本料金は設置前、毎月6万3千円程度です。稼働後は13万2千円程度と、倍以上になると考えていますとの答弁でした。

アンペア数が上がると基本料金が上がりますが、積算基準はどうなっているのかとの質疑に対し、契約電力は58kwでしたが、120kwに上がると見込んでおります。ただ、実際は9月の使用後に確定しますとの答弁でした。

南指宿中学校の電気代89万円補正があります。これを1年間に換算すると200万円ぐらいになると思う。北指宿中学校の体育館には太陽光発電を設置しているが、電気代を考えると太陽

光発電を活用するような協議はなされたのかとの質疑に対し、太陽光発電の設置につきましては、非常に有効な策と思います。今パネル代自体も下がっておりますから、そのことを検討していく必要はあろうかと思いますが、今後の課題とさせていただきますとの答弁でした。

実際、全校にエアコンを設置したときの電気代について試算しているのかとの質疑に対し、電気料は現段階で小学校費は1,850万円です。中学校費は約1,000万円です。この現段階の2,850万円が空調を設置することにより、やはり、一定程度増えるというふうな状況でありますとの答弁でした。

全校にエアコンを付けた場合、4億円要るといような試算をしたわけです。そのときに、電気代や維持管理費等は何も試算していないのかとの質疑に対し、当然ながら、どれくらい電気料が上がるかということも想定しなければならないのですが、電気使用料等がどれだけ上がるかはっきり推計しづらいため、南指宿中学校の検証を含めて、そこで、どの程度掛かるか、一応、調査・研究ということで考えていますとの答弁でした。

小・中学校において扇風機が各教室に設置されていますが、理科室とか設置されていますかとの質疑に対し、学校によっては移動式の扇風機を備え付けて暑さ対策している学校もあると伺っております。理科室等については、そういった扇風機について設置がなされていない所が多いですが、学校の要望に応じて検討していきますとの答弁でした。

公民館費にアスベスト問題で補正予算が出ていますが、10年以上前に大きな問題になって、各自治体で除去の工事をしているが、何でこういう予算が出てきたのかとの質疑に対し、6月末の段階で、老人福祉センター2階の中央公民館についても判断があったと思えますが、同じような建設年度の建物で指宿地域の6校区公民館があり、診断の結果、三つの校区公民館において、アスベストを含有しているということが判明しました。平成26年度に国の規則改正があり、それに伴って対応が必要となり、今回計上したところでありますとの答弁でした。

アスベストによる健康被害は全然ないのかとの質疑に対し、今回のアスベストに関しては、吹付け材に含まれており、その吹付け材が固着化した状態で飛散とか、損傷している部分ではないので、今のところ人体には影響はないということですとの答弁でした。

野球場が国体の成年女子ソフトボールの練習会場となるということで、改修工事に入ると思うが、内容はどの質疑に対し、主な改修は、バックネット裏の本部席をはじめ、既存の施設を撤去し、新たにバックネット裏に本部席を建設し、建屋内に本部席や放送席、ミーティングルーム、トイレ、障害者観覧席などを設ける予定となっております。この本部席の2階には、簡易な観客席を設けて、屋根も設置する予定としております。また、バックスクリーン・スコアボードを撤去し、電光得点掲示板の設置や球場内のラバーフェンスの新設、照明設備の撤去、外野席、トイレの改修等を実施する予定にしていますとの答弁でした。

観客席は何席ぐらい造るのですかとの質疑に対し、内野のスタンドにつきましては、予算の範囲内で固定のプラスチック椅子を設置し、数につきましては1,200席程度を考えています。ただ、バックネット裏に新しく造った席につきましては、せめて、200人程度は雨宿りできるようなスタンドを設けたいと考えていますとの答弁でした。

理科の教材の補正はどのようなもので、全学校に置くのですかとの質疑に対し、小学校の理科備品につきましては、低温冷蔵庫、直流電源装置、デジタル気体測定器などとなっている。また、中学校につきましては、真空実験セットですとか、天球儀ですとか、生物の顕微鏡など、理科教育設備費の補助金の活用につきましては、毎年2月に学校からの要望をとりまとめて、それを基に国へ申請を行っている。本年度の補助金を活用する学校は、小学校で8校、中学校で4校となっているとの答弁でした。

意見として。全国ではエアコンをもう付けた市町村がありますので、市内全小・中学校にエアコンを付けた場合の電気代をしっかりと調査・研究を進めていただきたいというものと、小・中学校の特別教室への扇風機設置についても、調査をして早急に検討していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。開聞保育園の園舎改築が国の保育所等整備交付金事業として採択され、補助金が、国2,884万3千円、市1,311万円ということだが、事業費総額はどのくらいになるのかとの質疑に対し、開聞保育園の整備事業全体の事業費は、30年・31年の2か年で2億9,910万6千円である。このうち、30年度は30%を実施予定となっていますとの答弁でした。

保育園の建替えが最近出てきているようですが、補助金となる建物の基準があるのか。また、あと何園ぐらいを想定しているのかとの質疑に対し、整備基準は、やはり、建設年度が基準となっております。今回の開聞保育園につきましては、昭和48年に建設で45年経過した建物であります。耐震基準等も当然考慮されますので、そこら辺を考慮しながら、決定していくという形になります。現在のところ、問い合わせがあるのは大成こども園、コスモス幼稚園・保育所と魚見こども園でありますとの答弁でした。

意見として。子供たちを保育するわけですので、やはり、建築年度の古い建物からどうですかという打診していただいた方が、もし事故があったときに、行政は何をしていたのかという指導を受けると思いますので、耐震の問題とか、含めてやっていただきたいと思いますという意見がありました。

次に、長寿介護課所管分についてですが、質疑・意見ともありませんでした。

また、健康増進課所管分、税務課所管分、山川市民福祉課及び開聞市民福祉課所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、質疑を集結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(木原繁昭) 産業建設委員会へ分割付託されました議案第96号、平成30年度指宿市一般会計補正予算(第5号)について、の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。オクラのダイエット効果等を利用した販路拡大を図るため、どのようなことを行うのかとの質疑に対し、以前から血糖値の上昇抑制効果等の検証のための成分分析などを行っているが、今回については特にダイエット、インナービューティーの視点で戦略を打ちたいということで、成分分析を行うこととしているとの答弁でした。

今、話題になっているオクラ水について、どのように取り組むのかとの質疑に対し、いろいろなテレビ番組でオクラの血糖値抑制効果、疲労回復効果などが紹介されている。地元でもそういったオクラ水に取り組んでいるようなところもある。中央のテレビ局の放映ということで露出度も高く、全国的にオクラが取り沙汰されている経緯もあるので、今後、こういうメディア戦略も含めて検討したいとの答弁でした。

オクラはカルシウムやカリウムを含み、精神安定効果がある。また、美肌効果やアンチエイジング効果もあるということなので、今後成長していく子供たちや受験勉強をする生徒とか、美肌に関心の高い女性など、ターゲットを絞った戦略で取り組む考えはないかとの質疑に対し、今後の戦略としては身体の中から綺麗にしていくインナービューティーや血糖値についても引き続き戦略を打っていき、そして今言われたこと等を更に上乘せという形で考えたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。松くい虫の伐倒林は今回の予算でどれくらい処理できるかとの質疑に対し、平成30年度予算で900㎡計上していたが、今回の補正後は、松くい虫伐倒駆除事業と南薩地域景勝林保全再生対策事業を合わせて1,240㎡となり、340㎡の増となったとの答弁でした。

伐倒した後の場所には、他の木を植えるとか、何か対策は行っているのかとの質疑に対し、同時に植林事業も行っており、昨年度は3,200本の植林を行ったとの答弁でした。

植林するのはどのくらいの面積かとの質疑に対し、3haぐらいであるとの答弁でした。
意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。今回、山川町漁協の方で漁場整備をするということで、これは県の事業だと思うが、共同漁業権外という認識でいいのかとの質疑に対し、漁業整備については、幾つか整備事業があるが、この事業は共同漁業権内の整備事業で、県の補助を受け、山川町漁協が実施するものであるとの答弁でした。

山川町漁協の海域ということになれば、他のところの漁業者は、今回整備する漁礁では漁はできないという認識でいいのかとの質疑に対し、共同漁業権内になるので、網関係については、他地区の業者は操業できないと思うが、釣りに関して制約はないので漁はできるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。指宿駅に配置する観光コンシェルジュは英語が堪能な方ということだが、どこの方かとの質疑に対し、現在の中国籍の英語のできる方に加えて、もう1名10月から雇用したいと思い補正を上げたが、どこの方は未定であるとの答弁でした。

指宿駅総合案内所に導入予定の対面型多言語翻訳システム機器は、何か国語利用できるのかとの質疑に対し、日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語の5か国の翻訳ができるとの答弁でした。

鰻地区に設置するトイレの給水管関係の工事請負費が計上されているが、どのようなトイレが整備されるのかとの質疑に対し、トイレは来年度、県が造る予定で調整している。全て洋式で、男子トイレが小便器2、大便器2、女子トイレが大便器3、多目的トイレが大便器1、ベビーチェア、ベビーシートを整備してもらおう予定であるとの答弁でした。

海外では、トイレが有料というところもある。維持管理費等が掛かるが、受益者負担ということを検討したことはないのかとの質疑に対し、中国に行くと快適で綺麗な有料のトイレもある。末永く綺麗なトイレを維持するためには検討しなければならないかもしれない。観光協会の会員の方とも話をさせてもらい勉強したいとの答弁でした。

意見として。観光施設のトイレに関して、トイレに限らないかもしれないが、今後、持続可能な自治体として指宿が生き残るためにも、維持管理費の受益者負担というものも検討していただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について。砂楽のレジオネラ菌対策工事はどのような工事かとの質疑に対し、ろ過器を通して1か所から塩素を注入したお湯が入っていたが、今回の工事は反対側のジェットバスの方からも塩素を注入したお湯が入るようにして、浴槽内に消毒されたお湯が行き渡るように改造する工事であるとの答弁でした。

レジオネラ菌検査は、年何回するように決まっているのかとの質疑に対し、法的には年1回となっているが、市の3施設とも年2回実施しているとの答弁でした。

砂楽は塩素濃度を3か所で測るということだが、0.2%を下回った場合には塩素をその都度足すのかとの質疑に対し、現在、2時間置きに記録を取っているが、今のところ0.2%を下回った所はなく、濃い所は0.4%という記録もある。0.2%より薄くならないよう努力しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市整備課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

また、農業委員会所管分、土木課所管分、建築課及び建設監理課所管分については、人事異動などに伴う人権費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第103号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第9、議案第103号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会及び産業建設委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ分割されました議案第103号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月19日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査しました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回、指宿小・柳田小・丹波小の3小学校、北指宿中の1中学校のエアコン設置の設計のための予算ですが、エアコンの設置について、今年度また補正を出して、例えば、春休みに設置をするといった検討はされなかったのですかとの質疑に対し、学校施設環境改善交付金というのがありますが、内示を受けるのが通常4月ということで、内示を受けないと作業を進められない関係上、その内示を待ってから入札等に係るいろいろな手続等を行っていきますとの答弁でした。

今年から南指宿中学校にエアコンを設置しているが、使用規程は設けているのかとの質疑に対し、教育委員会として案的なものを作成しております。学校の方でも規程といった形で作成されておりますので、今年の使用状況等を確認しながら固めていくこととなりますとの答弁でした。

指宿市役所では室温が17℃から28℃になるようにエアコンの運用がされているので、学校でも17℃から28℃で運用するという方向ですかとの質疑に対し、国の学校環境衛生基準を基本に、夏場でおおむね28℃以下になるように、冬場でもおおむね17℃以上になるように温度設定を考えていますとの答弁でした。

床置き型のエアコンの場合は、移動できるのかとの質疑に対し、教室のここと決めた場所に設置しますが、どうしても都合が悪くなった場合は、移動は可能だと思いますが、移動費用が掛かると思います。基本的には取り付けたら、その期間はそこに置くこととなりますとの答弁でした。

小学校3校、中学校1校以外は置き型エアコンを導入しますが、温度は17℃から28℃の範囲でいけるのかとの質疑に対し、南指宿中学校に床置き型のエアコンを設置して室温調査を行いました。最初、エアコンを入れる前、33℃あったものが50分程度で28℃まで温度が下がりました。床置き型のエアコンも対応できますとの答弁でした。

南中の実績でいいので、1教室当たりの単価とリース期間はどのように考えていますかとの質疑に対し、南指宿中学校に設置しているエアコンのレンタル料は1教室当たり23万円となります。期間につきましては、本年度の空調整備と合わせまして、9月から10月までの2か月間を予定していますとの答弁でした。

6月から9月まで床置き型のリース式を使用するとなった場合に、例えば、6月から使えるように設置し、9月が過ぎたら撤去をさせるという捉え方なのか。それともそのまま置いて、来年もそのまま使う考えなのかとの質疑に対し、期間が終わりましたら撤去しますとの答弁でした。

リース料につきましては、学校環境整備交付金か過疎対策事業の起債を使えないのかとの

質疑に対し、学校環境施設改善交付金や過疎対策事業は使えないですとの答弁でした。

固定型エアコンの設置費は、1台で261万円要るが、床置型を購入したら幾らになるかとの質疑に対し、業者に確認したところ、130万円ぐらいになりますとの答弁でした。

文部科学省から教育環境改善費や要求・要望書の案内は来ているのかとの質疑に対し、県を通じて、来年度、設置予定をしている学校数等の調査が来ていますとの答弁でした。

交付額が内示されるのは、5月か6月じゃないかと思うが、その間、工事費等の問題は、先に動いていくということになるのかとの質疑に対し、学校施設環境改善交付金の内示が来るのが4月20日頃と想定している。内示が行われてからでないと、入札を行うための告示等ができないので、入札や契約は4月20日を待ってから作業が進むこととなりますとの答弁でした。

そうであるならば、2か月3か月で23万円のレンタル料を払っていくよりも、この床置型を設置し、1年中使える方がいいのではないのかとの質疑に対し、学校の受電設備がどうなるかということが非常に問題で、全然要らないというのであればそのような対応も考えたが、短期間であれば要らないと伺ったのでレンタルにし、その間、段階的に設置工事やっていますとの答弁でした。

先ほど設置・撤去は費用がかさむということでした。冬休みから3月末までの期間は寒く、底冷えがすると児童の話を聞いているが、6月から3月まで17℃から28℃をキープすること考えれば、3月までのレンタルは必要ですが、撤去・設置費用はどのくらい掛かるかとの質疑に対し、2月までという形でも試算をしておりますが、そこにつきましては、2,840万円ほどになりますとの答弁でした。

リース料の2月までの差額は440万円しか変わらず、児童・生徒が安心できるのであれば、それでよいのではないのかとの質疑に対し、暑さ対策ということで一応考えていましたが、あらゆることを想定していかないといけないということもあります。今後のレンタルエアコンの配備につきましては、検討させていただきたいとの答弁でした。

今回、4校が計画に入っています。4校の教室の設置台数はどうなっているかとの質疑に対し、4校で60台になります。南指宿中学校が、今レンタルで対応している部分を、固定型に切り替える分を含めると63台を計画していますとの答弁でした。

山川・開聞地区では小学校の再編の話も出ているが、山川中学校、開聞中学校、西指宿中学校、魚見小・今和泉小・池田小、3小学校は、今のところ決まっていないが、この6校から固定型へ切り替えを先にするのかとの質疑に対し、学校の在り方の協議を今現在進めておりますので、その話し合いの状況を基に計画を持ってやっていますとの答弁でした。

3小学校と3中学校は、再編とか話がなくて、既存の学校を使う訳だが、必要なエアコンは何台になるのかとの質疑に対し、魚見小、今和泉小、池田小と西指宿中、山川中、開聞中、この六つの学校の普通教室、特別支援教室の数は全部で33教室になりますとの答弁でした。

基本的には、3中学校と指宿地域の3小学校は再編の動きがないので、6校から先に固定型をやるべきだが、教育委員会としてこの6校に対して、何かの案があるのかとの質疑に対し、学校の在り方も、今回、固定型のエアコンの設置工事をするための一つの順位としているが、学校の在り方ありきという形ではなく、様々なことを考えながら検討していきますとの答弁でした。

意見として。今回のエアコンの設置については、夏場の暑さ対策が主ですが、残りの学校についてはリース式でいこうということをお聞きしましたが、文部科学省が言われている下の方の17℃からというのもございますので、できれば暑さ対策プラス寒さにもですね、今後いろんな形で資料を集めながら、検討していただきたいというものと、12校を床置型エアコンのレンタルで対応した場合のリース料は2,400万円ということで聞きました。それは暑さ対策だけであります。寒さ対策をしたら2,840万円ですが、やはり、子供たちの教育環境を17℃から28℃にキープするためには、440万円の貴重な財源ですが、子供のことを考えて、寒さ対策までやっていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第103号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月19日に全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

艇庫については、6月議会の補正で3,900万円の予算が計上され、今回更にその約半分の1,900万円が補正予算として出されたということは驚きを隠せないが、当初は街灯から電力を引き込む予定だったが、えぷろんはうすの配電盤から直接引き込む必要が出てきたということかとの質疑に対し、昨年11月、南薩地域振興局から2分の1補助事業の枠で総額4,200万円を示され、設計委託300万円、工事請負費3,900万円で積算していたが、設計をした結果、電気配線260mの延伸と地中化などにより1,900万円の増になったとの答弁でした。

6月の時点で3,900万円の工事請負費という当初の計画が甘かったと指摘せざるを得ない

が、地中化しない方法もあるということかとの質疑に対し、艇庫付近は、池田湖と開聞岳を臨む風光明媚な土地で、将来的に何かの開発を行うことも考えられ、今年度から県の魅力ある観光地づくり事業も本格的な工事に着工する。電柱にした場合と200万円ぐらいしか変わらないということも分かり、将来的な景観、あるいは台風対策等を考えて、地中化の方が望ましいという選択をしたとの答弁でした。

電灯代が400万円増ということだが、最初は見えてなかったのかとの質疑に対し、当初も当然見積りにあったが、現行の設計で照明器具34基が全てLED照明となり、その配線などの諸経費も含めて400万円の増となったとの答弁でした。

艇庫を造る予定の所に岩があって、それを取り除くのにかなりの費用が掛かるということだが、どのくらい掛かるかとの質疑に対し、ボーリングをした結果、うまくボーリングが入っていかず、大体2・3m行った所でも、転石・砕石等がたくさん見受けられた。その砕石を全部除去し、それを運搬して、最終的に処分する金額が100万円程度だと考えているとの答弁でした。

他に掛かる費用はどのようなものがあるかとの質疑に対し、通常の平屋建てであれば、大きな基礎は要らないが、今回設計の中で1.2mと1.5mという大きな基礎が必要ということになり、各々そこの部分に係るコンクリート代、型枠代、配筋代等の加算などであるとの答弁でした。

意見として。今回の補正で、配電に関して当初の考えが甘かったという答弁もあった。今後、配電に関しては、今回のことを踏まえてしっかり取り組んでもらいたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

○7番議員（齋藤佳代） 今回の審査に参加したわけですが、これだけわずか3か月で計画が大幅に変更しているわけですから、全員協議会で今までに至った経緯と、そして、これからどういう方向で進めていくのか、説明すべきだと思います。委員会の審査では、県の魅力ある観光づくりの一環ということで、私は、賛成に回りましたけれども、この進め方に関しては到底納得できません。今後は、このようなことがないように、しっかり、計画変更の場合は、全員協議会で説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 別にありませんので、討論を集結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時41分

○議長(福永徳郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

齋藤議員から、本日の本会議における討論の発言について、会議規則第65条の規定により、議案第103号の討論の発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、齋藤議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

これより、議案第103号を採決いたします。

本案に対する両委員長報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福永徳郎) 起立多数であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第102号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(福永徳郎) 次は、日程第10、議案第102号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(恒吉太吾) 総務水道委員会へ付託されました議案第102号、平成30年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求めて審査いたしました

結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

小雁戸浄水場の急速ろ過機の増築ということで、用地の取得と来年度に向けた築造の計画ですが、鰻池の水質の状況が改善されれば、今の状況でもいいのではないかという話も出てこないとは限らないと思いますが、そのあたりについてはどうですかとの質疑に対し、鰻池の水質が担保されれば、このような施設も造る必要はないと思いますが、ただ、藻が生えたり、昨年はジェオスミンを出す放線菌というものもありました。鰻池の環境が変わりつつある中で、去年も今年も活性炭を注入しながら、ジェオスミンの濃度を抑えている状況です。急速ろ過機については、どうしても不測の事態というものを考えて、断水というわけにはいきませんので、是非、今回、築造をしたいところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第97号及び議案第98号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第11、議案第97号、平成30年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、日程第12、議案第98号、平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会へ付託されました議案第97号、平成30年度指

宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第98号、平成30年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第97号、議案第98号、いずれも質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第97号及び議案第98号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号及び議案第98号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第99号～議案第101号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第13、議案第99号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第15、議案第101号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（木原繁昭） 産業建設委員会へ付託されました、議案第99号、平成30年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第100号、平成30年度指宿市唐

船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第101号、平成30年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、の3議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案とも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第99号について。何がきっかけで温泉使用料の過誤徴収が分かったのかとの質疑に対し、平成31年度から上水道と下水道が、平成32年度から温泉配給事業が企業会計として統合されることになり、現在、作業を進めているところだが、新たな公営企業体に移るに当たり、再度正確に料金等を確定して渡すという調査で発覚したとの答弁でした。

月々幾ら徴収していたのかとの質疑に対し、修正前が5万1,460円、今回修正した額が月々3万2,400円ということで、1万9,060円の過誤徴収をしていたということであるとの答弁でした。

今回、401万8千円の還付金と加算金が計上されているが、その計算の根拠はどの質疑に対し、平成16年度から平成29年度までの還付金合計が297万1,710円、毎月の領収日から還付の確定日である本年10月1日までの日数に対し、それぞれ5%を掛けて計算した還付加算金が104万6,041円となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第100号について。今回の唐船峡そうめん流しのトイレ改修は、和式を洋式に変えるだけで増設はないのかとの質疑に対し、男女トイレ共に洗浄機付きの洋式トイレに替え、女性専用トイレについては、建築基準法で建築確認の必要のない範囲で増築をする計画であるとの答弁でした。

女性専用トイレの改修内容はどの質疑に対し、現在の和式トイレ5基を洋式3基、和式1基に改修したいと考えているとの答弁でした。

多目的トイレはどこに造るのかとの質疑に対し、民間側にある男女トイレの男子トイレを多目的トイレに改修し、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアを備えて、多様な人が利用可能になる計画であるとの答弁でした。

湿気がすごく多いと思うが、洗浄機等の電気機器に対する防水装置はどの質疑に対し、結露などもかなり発注する現場なので、水分を吸着するタイプの土壁等を使用し、今回、入口にドアを設け、エアコンを設置する計画であるとの答弁でした。

働いている方は時期で違うと思うが、何人くらいかとの質疑に対し、高校生アルバイト等を活用する夏休みは、全体で80名ぐらい、年間パート、半年パートと職員等を入れて通常30

名くらいであるとの答弁でした。

意見として。食品を扱う所なので、健康診断には十分注意し、清潔を常として洗浄などを徹底して、食中毒が起きないように注意してもらいたいというものがありました。

次に、議案第101号について。下水道設備の長寿命化工事に係る有価物売却に伴う国庫支出金清算金の返納とあるが、この有価物の量と単価はとの質疑に対し、鉄くず類が2万8,080kg、単価がキロ当たり45.2円、銅線くずが6,020kg、単価がキロ当たり451円であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、議案第99号から議案第101号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号から議案第101号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第16、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第9号から陳情第13号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（恒吉太吾） 総務水道委員会に付託になりました陳情第9号、地熱の恵み活用プロジェクトに関する陳情書、陳情第10号、地熱発電所新設に関する反対陳情書、陳情第11号、文書の保存年限をより具体的に示すことを求める陳情、陳情第12号、地熱の恵み活用プロジェクトに関して、その不合理な点などを指摘した文書の多くが保存年限を明らかにしない取扱いをされているため、その改善を求める陳情、及び、陳情第13号、地熱の恵み活用プロジェクトで約2,500万円で委託した成果物である電磁探査報告書の主要な部分が不開示

とされ、その判断には重大な3点の欠陥があることについての陳情、の陳情5件について、去る9月6日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について、順次御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、いずれも陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

まず、陳情第9号について申し上げます。本陳情の審査に当たっては、関係課職員に説明を求め審査いたしました結果、陳情者の不安というのは理解するものの、まず今回、掘削をして調査をしないと、いろいろな判断ができない状態ですので、現時点では、この陳情については不採択にするべきだと思いますという意見と、調査井は、可能性として良ければ生産井になるということも考えているのは事実です。ほかの試験を行い、だめだったら戻ればいいというものとは違い、地熱発電の場合には、もしということがあれば試験井を埋めれば解決するといった単純でない部分があると思います。そういった面から、試験井だろうと、最初からやっぱり十分に気を付けてするべきではないかと思えます。もう少し十分に検討しながら進めてほしい。必ずしも反対するものではないというのが、第9号の陳情者の意向で、もう少し理解を深めさせる努力をしてほしいということでもあると思います。ですので、当然、耳を傾けるべきだと思し、採択すべきだと思えますという意見が出され、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長裁決により、不採択と決しました。

次に、陳情第10号について申し上げます。本陳情の審査に当たっては、関係課職員に説明を求め審査いたしました結果、掘削をしてからの調査結果次第だという判断からすれば、現時点では、不採択にするべきだと思いますという意見と、私は、採択すべきだと思います。先ほど執行部からいろいろ聴いた中で、温泉というのは市と市民の共有財産だという話もありました。そういう中で、陳情者の方々が心配している以上、それに応えるということが当然のことであるし、その合意を得ることが市と市民の共有財産だということを正す道ではないかと思えます。ならばなおさら、観光業や農業関係者等の声を聴き、その理解の下に行うのが当然だと思います。そこがないがしろにされていると思いますので、陳情者の思いは当然だろうと思えますという意見が出され、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長裁決により不採択と決しました。

次に、陳情第11号について申し上げます。文書保存年限基準表に、より具体的な文書タイトルを入れることとなっています。しかし、その具体的な文書タイトルを入れると、記載したものしか対象にならないということになり、個別にタイトルを決めるということは不可能だと思います。そういった意味でも実態に合わないし、不採択と思えますという意見と、ヘルシーランドの配管図面ですが、文書保存取扱規程で、市として、しっかりと取扱いをしていますし、不動産の管理に関する文書で重要なものという規定で、永久保存をするというこ

とになっています。よって、この陳情は不採択にすべきと考えますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第12号について申し上げます。保存年限を記載されていますが、確かに今まで保存年限が明らかにされていない文書等もあり、私も各担当部署にも指摘しています。現在においては、しっかりとその基準表に基づいて管理されていると理解していますので、不採択にすべきと思いますという意見と、文書取扱規程についても、その趣旨を十分理解して、課ごとに判断しながら行っているということです。足らない部分もあるかもしれませんが、そういう時も徹底しながらやっていると判断しているので、不採択にすべきと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

最後に、陳情第13号について申し上げます。定例会で意見を述べるということになっていますが、そういうことはなじまないと考えます。そしてまた、電磁探査報告書の全部開示を求めることとなっていますが、市議会として開示を求めるのも、同様になじまないと考えますので、不採択にすべきと考えますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 陳情第9号並びに陳情第10号に対して、委員長報告にそれぞれ反対の討論を行います。

まず、9号ですが、9号は山川フラワーランド組合より出された地熱の恵み活用プロジェクトに関する陳情書であります。最初に着手ありきではなく、足元の説明を十分にして、理解と疑問点の解決こそ必要だという立場から、十分なる協議・審議を求める内容となっております。陳情書には、指宿市が実施しようとしている内容について、手順や趣旨、既存の泉源に影響があった場合の補償の問題など、疑問の点が示されております。また、市は、組合あるいは組合員に利害関係者として同意と印鑑がないと補助金が交付されないと押印を求めた事実を認めています。その後、理由を付けて、利害関係者の整理という名の下に山川フラワーランド組合を利害関係者から外し、別な所を新たな利害関係者として合意の手続を完了しているようです。どのような理由を付けようとも、近隣の地で温泉を使って農業を営んでいる限りは、地熱発電の影響について心配は絶えず、利害関係者であることに変わりはありません。

せん。申請に伴う利害関係者から外したということは、客観的に見て、合意形成が難しい所は利害関係者から外して、合意形成がしやすい所を利害関係者としたと見られてもやむを得ない状況です。これらの市の対応は、アンケート結果の恣意的な解釈のように、もっと説明をしてほしいという声を軽視し、あるいは無視してきた姿勢を改めて示すものであります。陳情者の最初に着手ありきではなく、足元の説明を十分にして、理解と疑問点の解決こそ必要だという立場には耳を傾けるべきであり、採択すべきものであります。本陳情は、委員の採決では可否同数で、委員長の裁決権によって不採択とされました。職権に基づくものから違法性は全くありませんが、ただ、職権とはいえ、可否が拮抗している場合、委員長は十分なる検討・審査を求める立場に立つべきだったのではないかということ述べて、委員長報告が不採択でありますので、採択すべきものとして委員長報告に反対をいたします。

次に、陳情第10号について、委員長報告に反対の討論を行います。陳情第9号と同様に既存泉源に対する影響の懸念から、地熱発電計画の中止を求め、仮に、進めるのであるならば十分な説明をしてほしい。あるいはそれに伴って幾つかの疑問や提案をしているものであります。委員会での審査を終了した後に、陳情者が構成員の一部から考え方を同じくしないとの表明があったようですが、それでも、泉都指宿の温泉を守る会は、指宿の温泉旅館・ホテル業に携わる多くの人たちで構成されていることに変わりはありません。その人たちの声は十分に重んじるべきであります。よって、陳情第9号同様に採択すべきものと判断します。委員長採択は不採択でありますので、採択すべきものとして委員長報告に反対をいたします。

○議長（福永徳郎） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 陳情第9号並びに陳情第10号について、委員長報告のとおり不採択の立場から討論を行います。

まず、陳情第9号ですが、私は、総務水道委員会の席上でも申し上げましたように、陳情者の不安等については理解するものの、掘削をして調査をしないといろいろな判断ができない状況ですので、この陳情書は、委員長の報告のとおり不採択が妥当だと判断いたします。

また、陳情第10号については、陳情第9号の討論でも申し上げましたように、掘削をして調査をしないといろいろな判断ができない状況であることが不採択の主な理由です。また、この10号の陳情書については、泉都指宿の温泉を守る会の構成員から全く知らされずに書かれた反対陳述書であるとの意見書も出されてきましたので、構成員全員の総意でない判断し、委員長報告のとおり不採択が妥当と思います。

以上で、討論を終わります。

○議長（福永徳郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福永徳郎） 起立多数であります。

よって、陳情第10号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は、委員長報告のとおり不採択と決定足しました。

次に、陳情第8号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新川床金春） 文教厚生委員会に付託になりました陳情第8号、学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める陳情書について。去る9月7日、本委員会を開催し、全委員出席の下、審査しましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

南指宿中学校にも空調設備を設置し、その状況を見つつ各小・中学校にも近年の猛暑対策、そして、各学校にもエアコンを設置したいという意向もあるようです。また、陳情内容としても、市内小・中学校へのエアコンの設置を早急に進めてほしいということと、また、国会、政府に対して教育環境整備交付金の引き上げを要求する意見書を出してほしいということでございますので、正にそのとおりであると思います。是非この陳情を採択の上、意見書を提出する方向でお願いしたいと思っておりますという意見が出されました。

全員一致をもって採択すべきと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第14号は、議会運営委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（西森三義） 議会運営委員会に付託になりました陳情第14号、公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間及び最終報告書が、ネット公開されている定例会議事録の発

言と全く同じ文面であることについての陳情について、去る9月7日、本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

各委員から多くの意見が出された中で、慎重に審査した結果、会議録はあくまでも、会議の内容を記すものであって、ネット公開されているとかの注書きなど、その会議の中で発言がなかったものを記すべきでないという意見、情報公開請求をした場合には、請求者が求めたものだけを公開するとなっており、その内容について口頭で言うことはできないので、指宿市の情報公開条例に則った取扱いを議会としてもやるべきだという意見、情報公開制度においては、開示請求者の申請書に基づき公開されるものであって、あらかじめ申請内容を限定させるような助言・指導はできないという意見、本市議会のフェイスブックは、情報提供のものということになっており、議事録とか、報告書とか、その正規のものを伝えることにはなっていない。求めているような報告書をフェイスブックで公開ということは、フェイスブックの性質上、また、取り決めた運用要綱からしても妥当でないという意見、会議録や報告書なども規則に則り適正に作成されており、また、開示請求等も何等問題なく行われているという意見、いずれも不採択とすべきとの意見が出され、全員一致をもって不採択とすべきと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福永徳郎） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。

これより、陳情第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（福永徳郎） 次は、日程第17、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第82号から議案第89号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 報告第4号、報告第5号及び議案第104号一括上程

○議長(福永徳郎) 次は、日程第18、報告第4号、指宿市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第20、議案第104号、財産の取得について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件の計3件であります。

報告第4号、指宿市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第5号、指宿市の平成29年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次は、議案第104号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、5千㎡以上である指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業用地の財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部参与に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部参与(中村孝) それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

報告第4号、指宿市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、それぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と合わせて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成29年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標について御説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。

二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。

三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で8.8%となりました。

四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、35.0%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき、財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

報告第5号、指宿市の平成29年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第4号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の資金不足比率と合わせて経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは報告第4号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成29年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。

資金不足比率は公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき、公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第104号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、5千㎡以上である指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業用地の財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の内容につきましては、地番が指宿市東方供養元8666番1、外103筆、地目は原野、雑種地及び公衆用道路、地積は8万8,428.78㎡、取得金額は6億4,241万7,479円、取得の相手方は、指宿市土地開発公社理事長佐藤寛であります。

これまでの経緯といたしましては、指宿市土地開発公社が進めておりました用地取得が、平成30年9月5日に完了し、また、指宿市土地開発公社が土地の有効活用のため行っておりました伐採、抜根工事につきましても、平成30年9月20日に完了いたしました。

市では、指宿市土地開発公社から、市への土地の売却の準備が整ったことを受けまして、平成30年9月20日付けで、市と指宿市土地開発公社の間で、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業用地の土地売買契約に係る契約を行ったところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福永徳郎） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 0時35分

○議長（福永徳郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 報告第4号及び報告第5号（質疑）

○議長（福永徳郎） これより、質疑に入ります。
まず、報告第4号及び報告第5号について、質疑に入ります。
御質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。
以上で、報告第4号及び報告第5号は終了いたしました。

△ 議案第104号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（福永徳郎） 次に、議案第104号について、質疑に入ります。
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、質疑を集結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第104号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。
よって、議案第104号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 別にありませんので、討論を集結いたします。
これより、議案第104号を採決いたします。
本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。
よって、議案第104号は、同意することに決定いたしました。

△ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（福永徳郎） 次は、日程第21、意見書案第1号、学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書案を議題といたします。
お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決す
ることに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福永徳郎) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉議及び閉会

○議長(福永徳郎) 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成30年第3回指宿市議会定例会を閉会いたしま
す。

閉会 午後 0時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 福 永 徳 郎

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實

参 考 资 料

学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書

世界的な異常気象や地球温暖化の影響、ヒートアイランド現象などにより、最高気温が35℃を超える猛暑日が珍しくなく、近年の夏の暑さは非常に厳しくなっています。

本年4月に文部科学省から通知された学校環境衛生基準の一部改正において、教室内の温度は17℃以上、28℃以下が望ましいとしているものの、実際の教室ではこの範囲を外れるところが数多く発生しているのが現状です。

冷暖房設備などの空調設備に関しては、学校施設環境改善交付金により大規模改造事業の中で、補助対象となっていますが、交付金の算定割合は3分の1と低く、また、空調設備の設置に要する経費と関連工事が補助対象で、リース契約による空調設備の設置は対象外となっています。さらに空調設備は設置だけでなく、受電設備の整備を含めて、維持・運用や更新などに多額の費用が必要となるため、財政力に乏しい自治体の中には設置に慎重になるところが多いようです。実際、昨年度の文部科学省の調査でも、全国の公立小・中学校における設置率は、41.7%と半数以下であり、しかも都道府県ごとの設置率には大きな格差が生じています。

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす大切な教育の場であり、国は、均しく子供たちが集中して学習し、また、快適に学校生活を送ることができる環境の整備を行う責務を有しています。

よって、国会及び政府におかれては、子供たちの教育環境を改善するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く要望いたします。

記

- 1 学校施設への空調設備設置に係る補助事業の予算を早急に確保し、増額など抜本拡充を行うこと。
- 2 上記事業の補助率を大幅に引き上げるとともに、リース契約による場合にも国庫補助の対象とするなど、要件等の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 30 年 9 月 28 日

指宿市議会議長 福永 徳郎

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
内閣官房長官 殿